

刑

	* -	. +	筝		淲	月	-	+		卷九	拾多	第	
	会路	最	稻	犯	働	*	B	m	我	建	4	保	行
	報家	初の	荷	罪	5		本		國	大	_	安	刑
刑	が、地方が が 地方が	1			٤	觀	0	獄	監獄	養	B	處	委
	だ諸	- 1	神	٤	とゝ信	_	現		改	建築大工養生の	0	分	員
作業	りのべ	プレ	0	其	נ		實	50	良	實習		K	É
0	叙1	1	2	治	3	小	۶	(PE)	0	K	新	就	0
W.	叙任辞令、家	3		100	2		前		先	耽	-	-	1
究	令家	2	۶	擦	۶	觀	途	集	驅	τ	阳	τ	立
	・庭												
	務令規、												
E	行飛統計	湯	遠	#	梅	K	鹿	香	原	河	太	泉	4
IL	計能	1		1		-	子	-	-	1			1
*		M	藤	1	原		木	III	泰	津	Ħ	=	Ī
~		左	理	ル・メンニンテ	真		員	1	-	t	E	新	1
亮		右	-	2	隆	生	信	生	-	郎	孝	熊	1
		66	72	16	46	47	54	40	28	68	32	4	1



影 撮 念 紀 會 大 武 演 属 一 第 る け 於 に 襲 札 君森君田萬君瓶三幌札手選道劍同君井照君雄佐田秋手選道美勝優右向列前



車すで延開の延<mark>法競移上車</mark>働自るやを判裁決即の犯違則規**通交**で上路 すまりあてし書大と'所判裁'に

懸賞文當選者の發表

を得たと見えて、メ切までに到著した「懸賞應募文」は編輯子の机上に山積するにとにし、又本文は明新年號に掲載して 誌面を飾りたい考でにしたいと考へてわます。當選者の發表は 來十二月一日發行本誌上ににしたいと考へてわます。當選者の發表は 來十二月一日發行本誌上に相載することにし、又本文は明新年號に掲載して 誌面を飾りたい考であります。請ふ次號並に次々號を待たれんことを。

輯

部





卷 九 十 三 第 號 一 十 第



秋の術美

が會覧展術美にや早ぎつ矢と展帝・科二・展院 すでりかさが今は秋の術美すまるてれか開



所徒使) 書子龍端川の展党は剛上真寫 K) 書楓青田津の會科二は闘中(講行 郎一右倉小の展帝は圖下(像肖の土博 すでのもの判許もれ何で(蜜)作



行 刑委員 ① 9 武

ねばならねことがあるとはその論者の本意であります。 や改悛の情のみを以つて再び受刑者を 社會に迎ふるととを危險視し 之を拒ま 主張して居ります。 刑法に於ける新派の學者は刑事責任を以つて和人の社會に對する地位だと 社合が 社会自身を防護する為めには 物禁中に於ける行狀

 $\Delta \Delta$

にあるといはねばなりませね。况んやラカッサー 於て彼等を誘惑 の動静によつて假出獄を許されて居ります。 上極めて不合理なことだといはねばなりません イヨンだと考へるとき、 假令受刑中に行歌がよかろうとも亦改悛の情が顯はれようとも 荷も社會に 今日の刑事 度は上述の如き社會の情報 堕落せしむろ様 な機會が存在して居る限り 行狀や改悛の情のみを 從つて假出獄を許すべきもの」 ニュの様に社會は犯罪のブ 平とする假出獄は 社會防衛 所内部に於ける 受刑者 社會は危險狀態

選定は刑務官の獨自の權限内にあります。

危險であります。 は此の危險を敢てするものではありますまいか。 一九二一年の伊太利刑法豫備草梁が保護委員會制度を是認し假出獄の適否 けれども社會に出す者を選定する者がその社會に無知識なることは極めて 現在を以て將來を測らんとする 判断は往々にして失敗を伴 假出獄者選定の権限を刑務官の獨自の権限に 委ねること

狀態に適應するや否やを判斷せしむるにあるでありましょう。 としましたがその趣旨は必ずや受刑者の刑務所に於ける 現在の動静が 社會の は専ら刑務所長判檢事刑事心理學者等を以て組織する。委員會に決せしむる宣 來ぬ事實であります。 そうして受刑者の受刑中の動靜を参酌する 社會適應性 を望んで止みません。何となれば復雜し釆つた 我が社會に於て その如何なる 社會防衞の實を確保せんとする旨趣に他ならないように考へられます。 部面に假出獄者を生活せしむるかは社會に直 面する人に 非ずんば測る事の出 わたくしは我が刑事制度に於ても亦伊太利のそれの如く行 刑委員會の設立 それによつて

が出來るからであります。

へあら羅

はよく社會に直面する人を 行刑に闘與せしむることによつて のみ見出すこと

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$

(3)

 Δ

(2)

保安處分に就て

(太邦の寄場人足)――諏訪拘禁――刑事顕狂院――保護監察――商場田入禁止――保護處分の概念――保護教育との発異――刑罰との差異――酒客収容所及鑑調券役所

法學博士 泉二新熊氏談

資籍し来った。我が社會化於て、その如何を

◆保護處分の概念

察で爲す所の處分は獨逸の學說或は立法例に言ふ所の保安處分に當らないものであることは確實であります。 儉と云ふことを豫防すると云ふことでなくして、唯々一般的の狀況に悲いて危險を防止すると云ふ所の、而も略 定義を下すことが出來ます。隨つて從前我國に於て行はれたる保安條例に依る豫戒令であるとか、或は今日警 於ける犯罪人反覆の危險に對して社會を防衞する爲め刑法に依つて裁判所の爲す處分である。斯り云ふ風に大體やうに聞えるのであります。然らば主としてどう云ふことを指すかと申すと、旣に犯罪を爲したるものゝ將來に に依つて行ける、所の檢束處分と云ふやうな具體的の過去犯罪を條件として、それから歸納したる所の將來の食 な方法がありまして、從來其一部分は既に我國の法制に於ても認めて居たのであります。 て居りませぬ。それで保安處分と云ふ制度は必ずしも其實質に於てはそんなに新しいものではありませね。 ルジッヘルンク」と云ふ言語がとに當るのであります。丁度之に該當するやうな廣い言葉は英吉利では餘り使つ 保護場分と云ふ此言葉は獨逸では「フェルジツへルングス・マースナーメ」或は「マースレーゲル・デア・フェ けれども言葉は新し

所の處分としなければならねと云ふことに一致して居るのであります。 法に於ては全く除外して居りますが、歐羅巴に於ては保安處分はどうしても刑法に規定して裁判所に依つて爲す 我現行刑法の如きは全く刑罰だけを刑法の中に規定して、所謂保安総分と稱すべきものは刑法から、 殊に現行刑

◆保護教育との差異

の危險を防止する爲に裁判所が爲す所の處分であります。尤も日本の少年法に依る所の保護處分は裁判所ではな 育處分を言渡すのでありますから、所謂保安處分とゞう違ふかと云ふ點を明かにする必要があります。保護教育 は自ら問題になります。廣い意味に於ては保護教育「フュールゾルゲー・エルツイウング」或は「ツワングスエ い所の獨立の機關としての審判所がやることは御承知の通りでありますが、外國の例に依りますと矢張裁判所の 子として居ない。此點に於て眼目が違ひます。乍併國家社會の安寧秩序を保護すると云ふ終局の目的から申しま の鉄路を補ふ所の處分に俟たなければならない。之が即ち保護教育處分である。之に反して保安議分は教育を骨 であるから、此少年に對する の教育の缺陷より生する犯罪の豫防は、主として厳格なる教育を骨子として從前 の方は専ら少年教育の缺陷.概括的に申しまして少年の犯罪は教育の缺陷に基くものであると云ふ事が出來るの 立法例では兩者を分離して規定するのが通例であります。尤も分離するとしても歐維巴に於ては裁判所が保護政 ルツイーウング」と云ふ言葉を使ふのでありますが、之をも保安處分の中に入れる所もあります。併し乍ら多數 一部たる所の少年裁判所に於て處分を爲すのであります。さうすると此保安處分とゞう云ふ所が違ふかと云ふ事 之に類する處分と致しまして保護教育處分があります。之も多くは過去の犯罪を條件として、而も終來の犯罪 と、保護教育をも、保安處分と併せて研究する必要のあることは勿論であります。

と、まだ過渡時代であると云ふことが言へます。 るかと云ふてとは目的の上から區別することが出來ない。今日歐羅巴路國に於ける刑罰概念の變遷から申します 犯罪豫防手段の一として考へる。斯う云ふことになりましたならば保安處分と刑罰と云ふものが何處に遠ひがる 斯う見ましたならば保安處分と違ふ所は言ふを俟たぬのであります俳したがら刑罰を應報觀念から引離しまして 云ふことに依つて解決が遠ふのであります。刑罰を從前の如くに過去の犯罪に對する所の應報としてのみ考へる はどう違ふかと云ふことも勿論考へなければならないことであります。此點は刑罰をどう示ふ風に観念するかと 然らは過去の犯罪を條件として將來の犯罪の危險に對して社會を防衛する所の事段たる所の保安處分と刑罰と 凡格下 《四小次全京以外一

寧を保護する爲の手段に過ぎない。唯々刑罰は所謂主觀的道義的觀念のある普通人に對して之を科する。强制保 過去の犯罰を原件として將來の犯罪の危險に對して社會を防衛する手段であると云系概括的の預類から申した相 對して之を科すると云ふやうに個別的に其の性格に最も適應する所の處分が識ぜられなければならないが、而も て居ります。彼等の見る所に従へば、詰り刑罰も、所謂保安處分も等しく犯罪人に對する制裁であつて社會の安 の案では総てを制裁(サンクチオン)と云ふ言葉で表はしまして、從來の刑前も所謂保安處分も翻載の一種是毛 刑制と刑損以外の所謂保安處分とを目的の上から區別致しませぬ。先づ刑制と云ふ言葉をも避けて居る。伊太和 利派である。又伊太利派の本國たる處の伊太利の千九百二十一年の刑決専案に於きましては大衛此觀念に從つて 遷教育處分は教育の一路。因る魔落少年に對して之を科する。又所謂保安處分は常習性遺傳性の危險性格犯人に 此應報觀念を殆んど全く離れて、社會防衛の手段として刑罰を考へんとしつよあるものが御承知の通りに伊太

ちば、何等刑罰と他の處分とを區別する必要はないと考へて居ります。

と云ふたやうな折衷的の狀態に今日ではあるのであります。さうしますと一般の考では刑嗣には兎に角應報觀念 しては、或程度の應報観念が働いて居る。即ち應報観念もあるし、又將來の犯罪を豫防する手段としても考へる がある。反之保安處分は全く應報を離れたる社會防衞手段であるとして二者を區別する事になるのであります。 いかも知れませねが、伊太利程には一般の考へは應報觀念を離脱して居りませね。鬼に角此刑罰と云ふものに對 しても、まだ社会一般がそれ程までに考へが進んで居ないと言ふが、或はさう云ふ考へになれないと云ふ方が宜 併し理論は何れに致しましても、保安處分と同じ立場から、不定期刑の如き制度を設くるの必要があるととは勿 他の歐羅巴の諸國ではまだこれほどに應報觀念を離脱して居ない。或は立法者はもう此の考で行かうと致しま

◆酒客收容所及强制勞役所 (★邦の寄場人足)

なく飲酒館町の爲に稍々智慣的に犯罪する狀況に在るものを強制して收容し、其危險を除去しやうと云ふ目的に 案となつて居る。又此案は墺地利でも立法機關は無論今日の所で選ふのでありますけれども質質に於ては全く之 の草案に依りますと、獨逸では第一「ツリシカーハイルアンスタルト」と云ふものに送致する處分、是は申す迄も のは千九百二十一年のチェツコスロパキャの刑法豫備草案であります。此草案も餘程能く出來て居ります。是蘇 と同じものを制定しやうと云ふ申合せが大體出來上つて居ります。其案ともう一つ一番新しい案と申上げて宜い 番新しい刑法草案は獨逸の千九百二十五年の案である。是は今までの案と違ひまして政府の公けに發表した所の そとで保安島分としてどう云ふ方洪が承難と諸國に於て認められて居るかと云ふことを簡單に申上げます。一

(8)

出て居ります。第二は豫防拘禁所に送致する處分、是ば「フェルワールングスアンスタルト」と申して居ります。 す。從て此第六以下の項目に付ては全部説明を省略致しまして、第一から第五の處分及び他の立法例に認むる强 下は我舊刑法或は現行刑法、刑事訴訟法で認めて居る方法であることは皆様の直覺せらる人所であらうと思ひる 失、第八は選舉権の喪失、第九は判決の公示、第十は後收、是れだけに分けて居ります。其の大部分殊に第六以 保護監察、第五は酒場出入禁止とでも申すやうな事、それから第六が國外追放、第七は公職に就く所の資格の要 爲一定の期間斯ら云ふ拘禁所に送致すると云ふ方法であります。第三には犯罪狂院に送致する所の虐分、第四は 此類防拘禁所に送致する處分も、詰り犯罪の常智ある者に對して刑を執行した後に、尚ほ犯罪の危險を防止する 制勞役場のことに付て簡單に申上げます。

べきものであらうと思ふ。犯罪の原因の大部分が只今申上げましたやうな點に存することは實務家諸君の經驗と 從來旣に幾度か自由刑に處せられ、此度更に輕罪以上の罪を犯して、少くとも六箇月以上の刑に處せらる」もの **尙ほ堕落境遇に在つて犯罪の處ある者、かに付て云へば賣淫も入りますが、浮浪とか、嫌勞等の原因に基いて、** めて居りますが、此强制勞役場には獨り習慣的の飲酒の爲に犯罪をする危險のあるものを送致する許りでなく。 依りますと、此酒客は之を強制勞役所に送致することになるのであります。此處分は瑞西の刑法草案などでも認 能く御承知のことであちうと思ひます。是等のものに對して僅に一ヶ月位の刑を科しただけで、祉會の犯罪に對 居ります。隨つて墺地利では現に之を實行して居る。私が行きました際にも見て來ました。此間度は餘程注意す を醍制的に送致すると云ふ考へであります。斯やらな規定は千九百二十年の墺地利の現行法律にも採用せられて ードホスピタル」に送致すると云ふ處分があることは御承知の通りでありますが、チェツコスロバキャの草案に 第一は「ツリンカーパイルアンスタルト」と云ふ設備に送致する處分であります。英吉利でも「インエブリエ

思ひます。警察犯處罰令には御承知の通り規定はありますが、あんなことで此重大な原因が防止されるものとは 吾々は考へるのが馬鹿らしい程に思はれる。 べき道理であります。我が現行刑法には全く長等の場合に處すべき制度が缺乏して居ると申しても宜しからうと する危險を防止することが出來るもの。は吾々は想像出來ない。隨つて是等のものに對する何等かの處置がある

のであります。強制勞役制度に付きましても亦其感を同じうするのであります。 の固有の刑法に於て原に採用された所であつて、今日彼等歐米法に學ぶの必要はない。我國に其種子があるので なる危險性格者に對しては社會防衛の必要上義刑を以て之に向はなければならぬことに結局する。此方針は我國 の最高理想は畢竟刑法を仁義化することにある。即ち機會的の過謀に對しては仁愛の手段を以て臨むべく。執拗 賢き制度が採用されて居たととを發見するのであります。私は常々申しますが、今日の欧羅巴に於ける刑法改正 此種子を盛立てゝ立派に成長させて行きさへすれば我國の刑事政策と云ふものは自ら善美を極むることが出來る 之を我國の法制の沿革に後して見ますと、歐羅巴に先立つこと凡そ百数十年以上にして旣に此點に關して最も

は市中に於て如何はしき波世を爲す婦人(賣淫)をも遠はしたのである。 面して此の如き施設を致しました理由な それからずつと下つて文久年間、西暦で申しますと千八百六十一年に画館に同じく寄場を設けた。而して此所に 今日吾々が考へて居ることう符節を合せるやうでありまして、此郷川時代の刑事政策には非々たる趣味のあるも には江戸の石川島、佃島等に人足寄場と云ふものを置いた。常陸の國筑波郡の上鄕村に同じく其寄場を拵へた。 れたる者などを鑛山役夫として作渡の銀山に送る云とふ制度が認められた。又安政年間即ち西暦千七百八十九年 十二年から始つて居ります。只今申しましたやうな労働を膨ふとか、或は浮浪無宿とか、軽い刑を受けて釋放さ 只今申したやうな場合に處すべき保安處分は我國では旣に安永年間、分り易い爲に西縣で申しますと千七百七

守に言上致しました普面の一部分であります。 度の大要は次の書面で能く分ります。是は長谷川平蔵と云ふて初めて佃島に寄場を拵へた人が時の老中松平越中 ない、近く自國の歴史にあると云ふことを一つ考へなければならぬと思ふ。さて寄場人足を置いた理由竝に共制 のが多々あります。具今申すやうなもの許りでなく、他にも刑事政策上職難巴諸國で色々考を廻らして足る所の るのが徳川氏の刑政に於て管行されて居たてと性如何にも驚くべきことであります。兎に角手本は外國許りでは

「個島無人島にて身持相應の産業を教へ雑費の外は其者共の徳分と爲致、鏡財を保たしめ店を爲持渡世行。なば かるべし」云々 宜かるべし間の元は百姓なれば其中より選び百姓に仕立御料私領に不拘無人の土地へ有付なば百姓無之愛もな するのであります

とあります。又寛政二年二月二十六日、松平越中守から寄場人足の者共に申渡された書面には

「其方共義、無罪之者に付、佐州表へ可…差遣」處、 此度厚き御仁惠を以、加役方人足に致し寄場へ遣し銘を仕 之ものは、出生の場所に店をもたせ、家業可二致させ一候、尤公儀よりも職業道具被し下候験、又はその始末に 身元見屆候はど、年月の多少に無」構、右場所を差免、百姓素生之ものは、相應之地所を被して、江戸表出生 何」之に重き御仕置可一申付一者也 より、相應之御手當司有之候、若又御仁惠の旨をも辨へず、申付に背"職業不精にいたし候歟"或は惡事等於! 覺え手業を申付候、舊來之志を相改、實意に立かへり、職業を出精いたし、元手にも有附候やうに致すべく候、

見ますと、個島の寄場では一萬六千坪の地所を持つて居ります。其隣に石川大隅守の屋敷がある、さうして寄場 の中にはずつと草履を拵へる所、縄細工、百姓、それから次に農地の一寸した所がある。そのうへ霽者の仕事。 歌業也の立法者の考へて居ること、同じやうなことを云ふて居ります。尚ほ此處に参考の爲に委しく申上げて

仕事をさせられて居るといふ有様であつた。實に賢明な制度が行はれて居たと云ふなとを吾々は宥過してならぬ がある。『番所が設けてある。此處に長谷川平藏と云ふ人の努めて居る事務所がある。なほ反對の側にも紙漉と 煙草を拵へるもの、髪結、中には湯屋もあり、 一般冶屋、家具屋、次に空屋がある。其次も亦空屋であつて、灰に屋根屋、竹笠、ホリ物業などがずつと並んで あります。 大工、左官、 人足、米搗人足とすつと並んで居る。また女の置場

であります。是は長谷川平蔵及松平越中守が公儀の御許を得た所の其當時の獨特の設備であつて、輸入品ではな は「分古い方であります。併し欧羅巴に於ける此制度の沿革はまだ詳しく調べて居りませねから、もつと古いの が明かであります。 もゐると思ひますが、前の書面の趣意に依つて見ても、寄場人足の制は西洋の眞似をしたものでないことは明か 歐軸巴に於ける此種類の制度はそんなに新しいものではありませんが、 のであります。而して共制度は瑞西やチェツコスロバキャや墺地利の強制勢役所と同じ考へから出て居ること 墺地利などでは千八百八十五年通り

◆豫 防 拘 禁

元よるとであり

を丁が、例へば領国

所が獨逸やチェツコスロバキヤの案でありますと、最短期が五年でさうして共豫防拘禁の處分を爲すの必要を生 云ふ積りであります。現行の墺地利の制度でありますと五年しか容れることが出来ないことになって居ります。 を刊行した上に尙ほそれだけでは足りない、重い犯罪を犯すの著しい危險のあるものを豫防の爲に佝然しゃうと 「プレベンチープデテンション」と言つて居ります。是は大體諸國の立法例が遠つて居りますが、矢張一旦刑罰 から第二の「フェルツールングスアンスタルト」豫防拘禁所に送るといふ處分でありますが、英吉利では

て凡そ四百人位入つて居ります。此處に行つて見ますと、裁判所が五年以上十年以下の範圍に於て、五年とか六 が五年以上十年以下の範圍に於て期限を決めて言渡しをすると云ふことになる。現に英吉利では「サウザムプト ン」の南に在る「アイル・オブ・ワイト」島のキャンプヒルと云ふ所がありますが、其處にさら云ふ收容所があつ が五年であります。十年と云ふ言波しを受けて居るものは一人も見なかつたのです。 た原因が消滅するまで拘禁しやうと云ふのであります。故に是は無期であります。英吉利の制度ですと裁判所 七年に決めて言渡しをすると云ふことになつて居るに拘らず、裁判官は漠脆い人が多いので實際は殆ど總で

決に依つて刑を受けたものでなければなら如と云ふととになる。さうして將來向ほ公共に對して危險性のあるも の刑に處せられた危險なる智慣犯人と云ふのが條件であります。所が英吉利に於ては少くも前に三囘以上確定制 の立法案に依りますと前に二回以上懲役刑に處せられたもの、更に此の皮輕罪以上、重罪を犯し少くも六箇月以上 と云ふと先に申したやうに其原因の止む迄と云ふのであるから無期である。そこで若し裁判所が五年以内の刑を 裁判所が常智犯人として宣告をする。さうすると其者は少くも五年以上の豫防拘禁に服するのである。其終期は に二囘以上懲役刑に處せられて、今度重罪を犯して、更に「ゲマンイン・ゲフェールリツヒ」であると云ふ場合に のと認められる者に對して裁判官が常智犯人であると云ふ宣告をする。共時は兎に角五年以上十年の範圍に於て て観ますとチェツコスロバキャの立法者は豫防拘禁と刑と云ふものとに純然たる區別があるものとは考へて居な 言波したなら共刑も豫防拘禁所に於て執行することを得ると云ふ宣言をすることが出來るのであります。之に由 いやうに考へらるゝのであります。英吉利の制度でありますと、どうしても刑の執行をやらなければならね。 「防拘禁の期間を定めて言渡しをしろと云ふことになつて居ります。「チェツコスロパキャの例に依りますと、 尙ほ序に補充して置くべきことは どう云ふ者に對して豫防刊禁むするかと云ふことでありますが、例へば獨逸

行を後にすると云ふ裕取を付けて居ります。さらして何れの場合に於ても豫防拘禁の執行に依つて更に刑を執行 利の制度は如何なる刑期を言渡す場合に於ても豫防拘禁をすると云ふことになるのであります。即ち一年二年と の案に依りますと刑の執行を先にして豫訪拘禁を後にする。併し場合に依つては豫防拘禁を先に執行して刑の執 云ム刑を言渡して兎に角刑の職行を先にしろ、それから譲防拘禁を執行しろと云ふととになつて居ります。獨地 するとか、 或は豫防拘禁を引續き熱行する必要がなくなつたなっぱそれで繆放して宜いと云ふてとになつて居り

◆刑事癲狂院

したもの理由から表

歐米諸國に於ては十分注意しまして犯罪者であるが、併ながら所謂心神喪失なるが爲に刑の言渡しを爲さいるも 依つて今日の社會の秩序を保持することも出來ないことは吾々が度々經驗するに依つて明白であります。此點は 狂犯罪人と云ふもののみを限つて見て居るのでもなく、且一私人が監置を行ひ得る場合を主眼として居る。之に 刑の目的を達する途ではないのでありまして、此場合には執行の停止になりますけれども、收容の場所が實際存 ませね。さう云ふものゝ處置と致しましてもどうしても普通のものと一緒にして刑の執行をすると云ふととは行 と認むべきものが暗分のります。收容前旣に精神病者であつても裁判上之を發見せず科刑すること亦絕無であり とは河に遺憾な次第であります。今日刑の言波しを受けて刑務所に收容されて後は精神障害に催つた精神消者 養を加へると同時に社會の秩序を保持すると云ふ制度を行つて居るのでありまして、日本に此制度の缺けて居る の及び心神耗弱の爲に刑を減刑するが、社會防衛の上から見て、必要なるものを收容して社會から隔離し之に療 第三には犯罪狂院送致の問題であります。日本では御承知の通り精神病者監護法と云ふのもありますが特に確

●在しないので、何とか考へなければならぬと思ふて居ります。又單り刑務所に入つて後に發見したもの許りでな に黎防拘禁的に收容をすると云ふことがなければどうしても社會の保護には缺ける所があると思ひます。 てるいかねのでありますが、それと同時に刑法第三十九條の第二項の心神耗弱として刑の滅輕をする場合にも更 く、裁判所に於て心神喪失の故を以て無罪の言渡しをするものに對して社會防衛上の保安方法がなければどうし

◆保護監察

とにして、不當に捜査を阻害すると云ふやうなことがあつてはなりませぬから、共處は十分に注意するやうに刑 める者に付ては必ず通知をするが、然らずんば通知をしないとするのは常然であります。そこで果してさう云ふ が行はれたと同じやうな狀況が再び實現しては禍である。それ故に釋放後も尚ほ危險がある。危險はあるけれど 出獄渚を通知し、總てを嘗然の罪人扱ひにして迫害されるやうなことがあつては面白くない。即ち前の警察監視 を警察側から申して居るやうでありますけれども、警察監視を厳したあの理由から考へて、今日の警察に總ての 危險があるかどうかと云ふことの判断は餘程刑務所に於て慎重にやらなければならない。故なく通知を略するこ **ふ監視制度を復舊したいと云ふ考へは毛頭持つて居りませぬ。今日出獄者を總て警察に通知して吳れと云ふこと** 澤山ありました。之が爲に發察監視を駁したと云ふととは皆樣御承知の通りであります。吾々は將來更にさう云 省の職事に従事して居つても、其地位を去らなければならぬ。さらして更に浮浪して罪を犯すと云ふものが隨分 る點がある、即ち脊祭の監視と云ふものは脊祭が出獄者に對する非常なる脈迫、追害になる鷽に稼放者は偶々正 り、刑期が鑑さたから出さなければならぬ。仕方がないから監獄からは出すが、まだ是は再犯の危險があると認 第四には保護監察であります。御承知の通り舊刑法では警察監視なるものがありましたが、非常に面白からざ

路所長會同の時に大臣から御訓示があつたのであります。

でありますから、社會防衛上保護監察を行ふといふことは必要なことであらうと思ひます。さういふ趣旨に於て に制度が出來上らぬ限りはまだ危險が十分に残つて居ると認めて、刑期が盡きたら已むを得ず出すことに爲るの 所まで改善した後に釋放することになりますれば「シェッツアウフジヒト」は要らねのでありますが、さろいる概 合に依つては必要であることゝ思ひます。なほ不定期刑を探つて刑務所で是なら再び過ちをする僕がないといふ なく、成年に對しても之を認めなければならぬと思ひます。それから更に確定釋放を受けたるものに對しても場 化して居ることは明かであります。さう云ふ點から申すと、今日假出獄を許されるやうなものは單り少年許りで て正當の生活を爲すことが出來るやうに導ひて行くと云ふ所に在るのでありまして、從外の警察監己と趣意を異 受けたもの、又は少年受刑者たる假出獄者に對して之を實行致して居ります。此の保護観視は被等が將來羽立し 今日歐羅巴の新しい案では此制度を設けやうといふてとになつて居ります。 さて保護監察の本旨でありますが是は現今に於てる少年に對しては少年保護司があつて、少年審判所の場分を

>酒場出入禁止

或は一年以上全治迄不定期とする所もありますれば,其期間は一定して居ないのでありますが、瑞西ベルシャツ 就きましては色々立法例に依つて遠つて居りまして、三箇月以上二年以下の範圍に限つて居る所もありますれば ス刑務所での實験では大に好結果を奏して居るのであります。(先) 第五には酒場出入禁止でありますが、是は强ひて多く御話を申上げる必要はなからうと思ひます。其の期間に

犯罪と其治療

- 一精神病學者の挑戰狀-

就意思して随心不敢法明正佐

第五には消場出入銀池でありますが、是は県でで クトル・カール・メンニンゲ

間に限つて居る所もおりますれば

シャッ

- 學々會立法部の委員長である。 KarlA, Menninger, M. D. 氏は合衆國カンサス州トベカ市オワ Berry Hanguage, A. L. 民は合衆国カンサス州トベカ市オツシュバーン・カレッデの犯罪學の教授にして、余ねてアメリカ精神病

3

主保部監察を行ぶるい。古ことは必要なことで記されば信託が十分に残って居ると認めて、無期待

からない

今日気量門の概じいであります。

相應なもの、因妻に従はないもの、尋常ならざるもの、狂氣に近いもの、反社會的なもの、理解しかたいものは、 信心深いもの、正當なもの、因襲的なもの、無害なもの、取るに足らぬような行爲が敷へられ、異教的なもの、不 凡て患("bad")といふ概念の中に包括されてわた。 人間のんての行為は、皆つては香とか悪とか何れかに定められてゐたものである。善 ("good") といふ中には、

明かな利益をもたらさないのである。社會を破壞しても別に普通人の抱いてゐるような欲望を滿たすわけでもな 不可思議な事を爲すものが入れられるのである。此のグループに属するものの他に加へる騎害は、自分には何等 いのである。彼等は己の行為を制祉することができないのであつて、彼等は根據のない恐怖にそのゝき、 終に更らに「悪」はその動破の説明し得るものと及び説明し得さるものとに分たれた。後のグループの中には

を展罰することを無惑悲な野慢なことし考るのである。 身體を毀儀し、己の友を敵と視み、理由のないのに人を殺害し、利益もないのに盗みをするのである。 彼等の行為は思議すべからざるものなるが故に、かいる人は或る程度まで畏怖の眼を以て観られ、他人は彼路

なる語か發明せられて、法律上使用せらる」に至つたのである 活から追放さる~のである。此の追放を法律上正しいものとするために、精神錯亂("insanity"—正象を失上—) また時には、かゝる異常な行動を除き去る爲めには醫樂に如くはないと思はれ、醫師に委かされて、普通の生

傷けないまでも、殺傷の衝動を感じたりしたことを記憶してゐるに違ひない。 ければならない場合があるのである。何人も、小年時代に、たとへ僅かなものにもせよ盗みをしたり、實際人を の誰れもが體能的に欲する所のものなのであつて、「善」なりと論せられてゐる人でさへも、その誘惑とは較はな 敵とするものである。かゝる事は、慣習と宗教と法律とによりて禁ぜられてゐる所の行爲であるけれども、人間 もの貴重なものを盗んだり、已に害を加へたものに報復し、若し人を殺すとすれば、犠牲となつたものは自己の る場合にでもあらう所のもの、又は行はんとした所のものを爲すのである。彼等は何人も欲しかるやうな有用な 「惡」の他のグループは明かに他の看て以て理解し易しとする事を爲す人々である。彼等は殆んど誰れるが直

長い間には行爲者に對する社会の態度を定めてしまふのである。 れはとにかくとして、犯かされた行爲は社會がその動機を十分に理解し得たりと考へてゐるものなので、とれが 之に對する自覺的な説明といふものは、淺薄な理窟となりがちなものであることが蹬機立てられたのである。そ っぺからざるととを示してゐるのである。行爲の動破は自覺的であるよりも遙かに一層無自覺的なものであつて、 最近の科學上の發見は、「明 白」な犯罪は明白な、外見的に明白な動機で行はれるものであるといる理論の信

と思います。さうべふ趣旨に終さ

前者に對しては近代益々科學的研究と療法とが與へられ、後者は今日に至るまで傳統的に刑罰で以て取扱はれ し待るものと考べてゐるものは表向き「犯罪者」("criminals") と呼ばるいのである。このである。 で、その犯罪の動機の普通に説明し難いものは公然「精神異常者」("the insane") と呼はれ、普通吾人の理解 が出たにいる

犯罪の教治方法として、日曜學校の强制より自働車や煙草や巻き上け靴下の全艘に至るまで、あらゆる教治法を ステリカルな叫びが揚げられ。

愚にもつかない

説教が行はれたのである。

雨後の準のように出た

素人刑事學者は、 以て之に應ぜんとしつゝあるのであるが、他の犯罪の增加に對しては、所謂「罪波」("crime wave") に関してと 疾患の増加に對しては、現在科學的に組立てられたプログラムによつて精神衞生學 (montal hygieno) の普及を つたのであるが、この二箇の社會問題の取扱方の差異を観察するのは非常に意義の重大なものである。精神上の 説いたものである。しかも現在アメリカの論壇でこの問題に関した幾千ともしらぬ論文の力で、眞に人間の行体 を科事的の根據から論したものは、殆んど絶無と云つても過言ではないのである。 而して近來所謂「精神異常者」も「犯罪者」と兩つながら、一般人々の增加に比して一度急激に增加しつよる

品から別をおるこの人はり。

なる語か發明せられ

称上使用せらるとに近つたのである

の理由の中の共一つか。又は其總でによって主張されて來たものである。 や迄、犯罪者に對する刑罰といふものは、(一)犯罪者の改善。(一) 社會の防衛。(三) 犯罪防止といふ三体

近の追放を法院上近しいものとするために、精神館職(これの中では、

しようとすることは、信じ難いのである。彼は、受刑者が多くの場合刑期の終りには其初めよりも一層危險性を 然しながら、少しでもプリズンの事情を知つてゐるものが、拘禁によりて受刑者が改善せらるゝものだと想像

官は悉く其然るを知り之を悲しむでゐるのである。 希びて來るのを知つてゐるのである。殆んど凡てのワーデン(典獄)はそう言明してゐるのである。具眼の數句

なす本人の性格上の變化とは毫も一致してゐるものではないのである。 手に定められた刑の長短、氣まぐれに與へられた假釋放の期日なんているものは、危險な受刑者を安全なものと 係からかに動かされたパロール・オフヒサー(假釋放委員)の物好きか、はた又新牧容者のために満員のゼル(監 房)を空にする管理上の必要からか、何れにせよ、それよりも早く滿了に至らない内に終るのである。法文で瞬 のはない。然じながら、刑別といふものは、確定刑期の滿了。又はセンテイノンタリズムからか或は政治上の関 社合が、悪行爲を何處へか拘禁して其の稿害に對して自己を防衞するの權利のあることは、何人も之を爭ふる

行ふといふ悲喜劇が生するのは、是れがためである。 一定の刑期を科せられて、しかもその一小部分に服した後釋放された受刑者が、更らに又た夫から夫と犯罪を

全で侵かされてゐないものならば、法律の威力が抑制の功を奏じ得るのである。然し現在の有様では、犯罪を行 わないことを、渦祭するに難くないのである。即ち、語を換へて言ふと、その程度は分明ではないが、 今ものは、新神健全者ではなく。前して、精神の飲陷のあるものは防止といふような社會的な

黎正手数に對して 思慮の深い人ならば、刑罰が防止力として試み加へられてゐる人とがその防止の爲めなる所以の理を毫も覺つて ではない。若しかゝる效果があるとしたら、犯罪は己に久しく終熄してゐるわけである。現にプリズンに在る犯 が、考へられないことはない。然しながら之は或種の人に限るので、決して凡ての人に對して同じ效果かあるの 人は刑罰によつてその行爲の抑制せられなかつた證據なのである。只だ折々の瞥見的なかんごくの視察だけでも、 刑罰が或るものをして犯罪に選ざからしむるを得る鑑戒の效果のあることは、科學的に論證せられてはゐない

後して反應作用を呈しないのである。する。原則の対信のある本の制制出るのなまで、文面を何以来等を発力状況を

("Ret even") 野壁な復襲方法であるといふ事實を、蔽ひ陰くす爲めの選辭に過ぎないのである。 由是観之、今日の行刑方法は、その達成せんと想像せられてゐた目的の呼物をも、恋賞上達成してはゐないと 思はなければならない。今日普通に刑罰のチャスティファイされてゐる(不當なものとする)理川は、何人が故 に刑罰の存在するかの所以を毫も説明してはゐないのである。 只だ、その理由は、「刑罰」が犯人に意趣を晴らす 理特合在

があるととから、空間は西部英心や総独しておる政体があると現のアネズン的組まれ

である。精神病學(psychiatry) といふものは、「鹳」("good") とか、「惡」("bad")とか、「犯性」("criminal") とか とに甚しく反對するものである。而して、人間の異常な行為學勁(aberrant behaviour)を取扱ふ科學の一部門 「狂氣」("insano")とかいふような行為の分類には決して尊敬を挑ぶるとをしないのである。 は復讐といふてとに何等の興味をも持つてゐない。科學は「傳統的な倫理上の分類方法を受け入れるで 題の人に扱るので、突じて光ヤの人に対して同

料の異つた他の後候と共に現はれる或る一箇の後候なのである。 神将學者は、「窃盗罪」("theft") や「殺人罪」("murder") を 診 「断 とは滑做さないのである。 此等のものは種 因を異にし、經過を異にし、異つた併發症を有つてゐる、数多くの熱病を知つてゐるのでゐる。之と同樣に、精 る型の加術者(wrong-doers)を、主として取扱つてゐたものなのである。然るに、科學的にかゝる材料を研究す 答つては或る病気を只だ「熱病」("the fever")と診断して足りてわたのであるが、今日の醫學は、夫れるそ回 元米は精神病學者は、法律家によつて、「發狂者」("insane")と銘を打たれ、特別の施設の中に收容された或

くなつたのである。彼等は、異常な心 る方法の發達するに至りて、「狂氣」と「犯性」との間は従來立てられてゐたような區別を發見することができな 理の種類傾向は、「アシラム」(瘋癲院)ばかりでなく、裁判所にも

と同じく、憂鬱な落つかない母親や、自殺を謎つたり又は人を殺傷したりする父親をも、明かに自己の研究範囲 學校にも、家庭にまでさへ撲がつてゐスのを發見したのである。彼等は恐怖にとり愚かれた小供や熱狂性な青年

有害な、凡ての行爲、思想、 サイユンテイスト(科學者)として、人間の性格の「凡て」忌むべき傾向、社會的にも箇人としても、何れにも 類するのを見て、彼等は此等の分類については何慾専門的な興味を持ち得ないことを發見したのである。彼等は ものであることを發見したのである。而して、彼等精神病學者は、まちがつた行爲をなすものを法律で色々に分 智慧の遇い學校兒童や、不幸な嫉妬深い夫や、迷妄な幻覚に襲はれがちな妻にも、等しく應用することのできる 中に置くべきであることを發見したのである。彼等は精神病患者として自己の經驗と技術とを、怒りばい最人や 「發狂者」もないのである。 情緒、本能を研究材料として取扱ふのである。精神病患者にとつては、「犯罪人」も

罪者に對して興味を有つてゐないために、刑事訴訟法の問題に無關心なのである。 以前には、 つてゐる。然しながら、不幸にして彼等の大部分は、彼等が刑事の方面辯護をやらないで、從つて箇人として犯 さつて古いく、迷蒙を脱しきれずにゐるのであるか、有爲の法律家は己にこの狀態を改めようと眞學を努力をや たのである。何んか故に、法律家は今尙ほ「前例」とか「國家政策」とか其他の口先きの理想主義で、眞面目く のた前例に従って患者を治療したものである。然しながら今日では、

巳に百年も前に此の方法を見楽てゝしまつ 精神病學に示された此の科學的な態度は、早晩必ずや現在の法律上の方法に取つて代るに違ひないのである。 唇師は、智慧の應用ではなく、ヒポクラテスや、パラセルサスや、ガーレンによつて已に確立されて おかなない

而して、精神病學上の方法が裁判所に採用せらるトに至つた結果、"Justice"(正邪のさげき)に調する議論が

ないのである。肺炎はチャストな(正しい)ものだらうかどうか。癌は如何。引力は、熱の膨脹性は、どんなもの かまびすしく上下されてゐるのである。然し、サイエンスもサイエンティストも正邪の觀念には興味を有つてゐ

神教から出て公正の観念を論じて見たりしても何の役にも立たないのである。 役に立たう。不幸な狀態を善くしようとするのがサイエンテイストの目的である。種々の場合狀態を支配する法 則が終見せられ、且つ組織立てられた時にのみ、此の事を克くし得るのである。徒らに正邪善惡を論じ、古臭い 正邪の如何なる標準が、折れた腕や低能にあてはめ得られよう。また、あてはめ得られたとして、それが何の 早極必中や現在の法律上の方法に取って代るに読みないのだある。 ないで、程つて前人として紀

然し、彼等はまた此の場合にも不闘焉の態度を取るのである。彼は始終此の責任の有無を證據立てることを求め 得さるか」("Of what is he capable or incapable?") といふととである。 られるのだけれども、不幸にしてその何の意義たるかもを解しないのである。サイキューツリスト(精神病學者) の関ふ所は、"Is this man responsible?"「此の者は責任を負ふべきや」でなくして、「何を爲し得るか、爲し 是に於てか、精神病學者は「犯罪責任」("Responsibility") の問題とぶつからなければならなくなるのである。 必要にも、等し、意思することのできる

80 I hit him.") といふことなのである――、もつとも、聖書にはこの報復は 神 のものだといふことになつてゐ 法 律 化 に過ぎないのである。語を換へて言へば、「彼は自分を打つた、だから自分も彼を打つ」("He hit me するのであつて、同態復讐法 (lex talionis—talion law) として知られてゐる。原始的な小供らしい報復 懲の 法律上でレスポンシビリテイーかあるといふ意味は、虚罰し得るものだ("panishability")といふことを意味

際の效果を持つものでないのは、言ふを俟たないのである。 る)。かゝる感情から出た立法の趣旨には、サイエンテイストは一顧をも與へないのである。こんな立法が何等質

羊)によつて、何か或る具體的な犠牲で贖はれなければならないといふのである。一切の 犯罪 は、何人か之を 償はなければならなかつたのである。 いふ観念に基いてゐるものである。一切の「違」「犯」は、違犯者自身でなければ少くもスケープゴート(棒罪 レスポンシビリテイー(犯罪責任)といふ思想は遠く原始宗教の慣習から發したもので、贖罪(atonement)と

場合には、椅子かレスポンシブル(有責)であつて、焚くか又は毀つかして罰せられなければならなかつたので 日アメリカの二三の州で行はれてゐる「ライト・エンド・ロング」テスト ("right and wrong" test) といふ考査 ある者の責任の有無を定めるには色々の不思議なテストが用ひられたのである。嘗つては精神錯亂者はその態度 痴も責任を免かれ、更らに凡ての「精神錯亂者」が最後に除外さるゝに至つたのである。然し、精神錯亂の疑ひ 嗣されたのである。然し終に無心の物體や動物は犯罪責任の無いものとして除外せられ、衣いで除々に子供や白 ある。比較的に近い頃までは、動物もその加へた損害に責任を有たせられてゐたもので、稼判を受けて形式的に 小兒の心理との比較であつた。實際是れが責任の有無を定めるクライティリオン(標準)であつたのである。今 とか行爲とかで野嶽と比較せられてゐたこともあつたのであるが、稍々最近に至りて行はるゝテストは十四歳の るを知りつゝも、種々の壓迫かち不正な行爲をなすものである、といふことは一般世人の知る所であるにも拘ら らるゝものたることを知るかどうか、といふことを決定するのである。人間は自から其事の最も恥づべきものな 法があるが、是れは或一人が。正 と不正との質別を知つてゐるかどうか、且つまた自分の行爲が不正なりと認め 管ては無心の物體さへかいる責任を有たされてゐた時代もあつたのである。若し椅子にけつまづいて負傷した

定的の解答を與へ得るとは日はないのである。然るに法律は飽くまでも此の問題は己に終つたものと主張してゐ 今日も尙ほ此のむづかしい問題について論議を闘はしてゐるのであり、科學も現在の處此の問題に對して敢て決法律上の責任の問題は、明かに哲學上の「自由意志」("free will") の問題と關聯するものである。智善學はず、かくる不思議なテストが今日行はれてゐるのである。 ものは何人も全く之を有つてゐない、といふのである。科學も哲學もかりる大膽な結論は承認することはできな るのである。法律に依ると、或る範疇に属するものは悉く意志の自由を有つて居り、他のカテゴリーに属する

は欲しないのである、患者に對して、精神病學者は、農制しようとしてゐるのではない、治療しようとしてゐる か、といふことを観察する専門的な興味は有つてゐるが、「刑罰」("punishment")といふ儀式に自ち興からうと 傷ましい治療を處方することができるのである。然し、それは決して刑側ではないのである。 であると云へる。報復を求める欲望の方が一層「人間的」なのである。然しながら、治療も時としては刑罰とい ふ法律上の儀式で定めてゐる犧牲のように等しく傷ましいものであり得るのである。サイキエートリストは亦た のである。これは、或る意味で、人事の多くが支配されてゐる本能上の機構から遠ざかつてゐる點で、「非人間的 科學者は、種々の苦痛を忍ばなければならない 暖 罪 を要求する無智な群集の熱望を如何にして補足させる

は、遠見若自身でなければ少くもスケーブゴートへ特別

深つなるのか、腹部 (alone)

犯罪者に對する態度を幾へるといふととの利益は、今更言ふまでもなく明白である。このアメリカの凡てのブ ズンが学ば果然者は以一端たされてゐる今日、「罪」彼」に對して諸新聞紙が急を告ぐるのも、あながち課

ス(刑を科す)さる、限り、恰も醫師があらゆる肺炎患者にアスピリンの二十日間分を、あらゆる癌患者にヒマ シ油の六週間分を處方するのと同じく、其結果は不十分ならざるを得ないのである。 つてゐるとは云へないのである。犯罪者が一定の原理に従つて研究されないで、一部の法典に従つて、センテン

(少年輔導クリニック)等の多くの機関の活動によつて、成し遂げられつ」ある。 國民委員會)、Committee on the Prevention of Delinquency (犯罪防止委員會)、Child Guidance Clinical を取つてゐる精神病學のクリニック(臨床實驗)。並びに National Conmittee for Mental Hygienl (精神衛生 目的に關する一般公衆の見解を改めしむることである。此の事は諸方の都市に於ける刑事裁判所と聯絡して事務 犯罪 問 題 を取扱ふべき新しいプログラムの第一段は、先づ、犯罪者に適用せらるべき精神病學的の方法の

共に力を致してゐるが、兩者の間に甚しい意見の相異があるのは悲しむべきである。 第二段は、刑事訴訟手続の改正である。アメリカ精神病學を合及びアメリカ辯護士會は、此の問題について相

知ることができるのである。然しながら、裁判官が自ら進んでパロール(假釋放)の特権を主張し、無智な父衆 扱方について何等の差異を認めようとしないのである。精神病學者は、その全部或は一部の矯正せられ得る 面とかの特殊の範疇に属せしむるコンデイション(症狀)を、クリニックが發見するにあらざれば、被告人の政 學のクリニツクが刑事裁判所と聯絡して設けられた後と難、多くの州の法律では、刑事被告人を精神錯亂とか白 から罪人を甘やかすものと認められて、憤怒を覚ふの危險を胃かすことを辭せないようにならなければ、何事も ルに拘禁するよりも更らに一層合理的な育效な方法で治療し得るものである。といふことを或る點までは的確に 前記のクリニツクの諸機關も法律上の制限のため甚しくその實行を阻害されてゐるのである。例へば、精神將 行の環境上の原因及び一身上の原因を説明することができるのである。倘ほ、彼は、此の症例はデュー

る。然しながら、強相官が自ら進んでパカール、侵犯数少の持續を完成し、禁管な於決

理的な可能な方法で指揮し得るものである。というでとを成る動法では的強に

ン(長期監)を調査したる結果、提出した建議の大要は次の如くである。 ーデ・ウヰカーシャムの委員長であるデョイント・コンミツテイがニューヨークのデェール(短期監)及びプリズ られたるマサチュセツツの法律の如き、最近のニューヨークのウヰカーシャム報告の如きは其一例である。チオ 然しながら、とにもかくにも、多くの點に於て進步の跡は認めずにはわられないのである。一九二一年發布せ

刑の言渡は必ず不定期たるべきである。 診斷分類のため中央の clearing-house (交換所——犯人の分類を手形の交換にたとへて云ふ)に先づ送らるべ きである。而して後、農場及び職業練習所をも含める行刑施設中の特殊の施設に拘禁せらるべきである。 「カウンティー・デェール(郡立の短期監)は行刑機闘としては速かに廢止せらるべきである。凡ての犯人は

制定したのである。 は皆て重罪によりて處割せられたるものを、精神病學の診査に付することを普通の手続中に規定するの法律を マサチュセツツ州では、殺人犯の告發を受けたるもの、又は、他の犯罪にて一度以上先發せられたるもの又 受刑者の社會適應性の明かに認めらる。まで假釋放は許可せられざるべきである。 假釋放の後と蝉、受刑者の行動は精神病患者なる。社會事業家 によつて監視せらるべきである。」

る。然しながら、屢々主張せらるゝ刑事訴訟手續中の或る改正よりも、犯罪に對する態度を改めるのがむじろ急 これは其の一例に過ぎないのであるが、尚ほ法律上並びに醫學上試みらるべき多くの質驗が存してゐるのであ

及び、累ねて、犯。行。をやるような精神上の疾患又は缺陷の確證の存する場合には、假釋放の拒否せらるべきことのである。それは外でもない。假釋放が許可せらる」以前、受刑者は精神病學者によりて診査せらるべきこと、 と是れである。 を要するのである。とれについて誤たさる手近な實行上の手段は、僅かな立法上並びに行政上の改正に存してゐ

るものあるべきことを承知してもらいたいのである。 トリートメント(療法)の期間は、必ずや、法律で定められたるパニッシュメント(刑情)の期間を越過する大な かゝる科學的な見方を徒らに情にもろいセンテメンタリズムだと思ふ人達は、多くの犯罪者に對する科學的な

思ることを確じ。

£

上の専門家によって支配さる」に至るであらう。 全然能力を欠いた所行をなす人々を收容するための國家の施設となって、その司法権の管轄の下に置かれ、醫學 存せないようにならうと思ふのである。兩つながらその怖ろしい名稱を失つて、不合理な、缺陷のある、並びに 將來に於ては、現在のアシラム(瘋癲院)とデエール(かんごく)との間には、管理上の重大な素別は終には

物となるであらう。完全に本復しない前に手放すことは、現在半身不隨や癩病患者にとつて不常な處遇である如 も無意味なものとなるであらう。不人情な處遇は、人事不省中の一婦人に對すると同じく軍罪犯者に對しても禁 く、窃盗犯や强姦犯人に對しても亦た不當な處置となるであらう。 「刑期」("sentence")の如きものは、現在憂鬱症患者に對して考ふべからさるが如く、將來は殺人犯に對して

く、窃盜記・母姦紀人に對しても亦た不當だ

明となるであるら

完全に本役しない前門手

日の田の日

R設治家の手よりクラッノロジ

混したのである。

一世纪命

- ユーヘープンにひたと止つた。 - 上二二年の夏、ニューイングランドの族から族へと だめぐつた私の足は、秋に入つてエール大學のある

それは心理學應用の實験診療所のあることが私を惹きつけた大きな力ではあつたが、それよりも美しいグきつけた大きな力ではあつたが、それよりも美しいグラーンを関む年ふりた建物に、萬かづらが隙間なく還りーンを関む年ふりた建物に、萬かづらが隙間なく還りーンを関む年ふりた建物に、萬かづらが隙間なく還りーンを関む年ふりた建物に、萬かづらが隙間なく還りーンを関む年ふりた建物に、萬かづらが隙間なく還りーンを関む年ふりた建物に、萬かづらが隙間なく還り一大変の最色。さては豊かな木の薬に赤い秋の日を除がる夜の景色。さては豊かな木の薬に赤い秋の日を除がる夜の景色。さては豊かな木の薬に赤い秋の日を除がる夜の景色。さては豊かな木の薬に赤い秋の日を除がる夜の景色。さては豊かな木の葉に赤い秋の日を除がる夜の景色。さればい野原の中ではあったが、

なかつた。

(28)

に傳へたい。ペレー翁に乞ふて其文献の寫しがむつたに傳へたい。ペレー翁に乞ふて其文献の寫しがむるに別出する。 選早くも我が監獄改良の急務を設いた、ジョン、シー、ペレー翁がニューペーブンより程遠からぬウースター市に歸臥されて居ることを報じ、同翁は切けースター市に歸臥されて居ることを報じ、同翁は切けースター市に歸臥されて居ることを報じ、同翁は明治十年頃當時の內務聊大久保利通公の許可を得て我が全國の監獄を巡廻し其結果、監獄改良に關する意見が全國の監獄を巡廻し其結果、監獄改良に關する意見が全國の監獄を巡回に發存するものは僅かに、外務省の内はらず、其我國に殘存するものは僅かに、外務省の自己がある。

折返して同翁からは、當時の思ひ出の数々を認め偉寫しを所有されるならば惠まれたいと云ひ送つた。「スターに書を致してペレー翁の健在を祝して文献のならば貰つて欲しいとの旨があつたので、即ち私はウ

伊東已代治伯が翻譯せられたものである。 れた一冊は、これこそ常時兵庫縣に在動中であつた、大なる日本の近代文明の進步を歓ぶと共に、送り越さが返して同翁からは、當時の思ひ出の數々を認め像

れた人である。 時代の殆ど全部を人道的、宗教的、奉仕の爲めに遊さ五年より明治廿六年迄廿一年の間我國に滯在、其青年五年より明治廿六年迄廿一年の間我國に滯在、其青年二さてジョン、シー、ペレー氏はもと臋師として明治

はな良であつたのである。
はれが此監とをあげて日本に率仕された其の一つの現はれが此監と其郷里を有するベレー博士が、其青年の類氣と理想學校長クラーク博士と同じニューイングランドに程近る不朽の訓言を我國青年の間にのとした初代の札幌盤の不朽の訓言を我國青年の間にのとした初代の札幌盤の下ボーイスピーアンビシアス』、見等と望大きくあれ)な

あつた。 二月の中ば、ニユーイングランドは寒い冬の眞盛りでへられて、ウースターの容となつたのは雲の降り積む、 美後私がエール大學の一學期を終へ、ベレー翁に迎

七十餘歳の老博士は父を通してのみ知る未見の客人を迎へる爲めに態々其考軀を吹きさらしの停車場へ運客のうちたつた一人の日本人の私を直ぐ様見つけて、ばれた。そしてブラットフオームに流れ出た多くの乘ばれた。そしてブラットフオームに流れ出た多くの乘を心へやうもないものであつた。

それから約一週間の間、私は、博士の賃素な居間にとして居るのをようての言葉に『近頃の日本の青年はをよまれた。そうしての言葉に『近頃の日本の青年はをよまれた。そうしての言葉に『近頃の日本の青年はをよまれた。そうしての言葉に『近頃の日本の青年はとよまれた。そうしての言葉に『近頃の日本の青年はとしまり、鼻高く、日本で生れた、二人の子供さんだとは云ひ條何れも三十歳以上)との暖い関係を味つた。

談話の一齣

て、総マ

考に供する。

共頃のなもび山話の一節をも左に掲げて諸君の御参

に居ります時に、非常時監獄の補助をして居られた一種の起せば明治六年のことでありませが、私が神戸

を受ける所でありました。 たのは、其當時獄則を破つた一人の囚人が今や、 藍獄の門を出やうとして居る時に不岡私の眼にとまつ を得たのであります。そして或時其働きを終へて今や 行して居りました脚氣病を診察し或は、これを治療す 人の友人の依賴によりまして、其頃監獄内の囚人に流 監獄の中に這入つて當時の狀態を知る機質 刑罰

が次第に、其の肉はピリーと震へて來まして、見る げて、そして地上に打込んである所の杭に手首がしつ ると、最初は、其答を受けたる皮膚が赤くなりました い所を目掛けてヒシーへと打ち下ろしたのであります て立つて居る。 を又能く縛つてある四尺四五寸位の、長さの棒を持つ と結びつけられて居るのであります。 足も同じやうに雨方開いて後ろにある杭に各しつかり かりと結び付けてあるのであります。そして其囚人の 其囚人は仰向けに地上に横たへられて、共雨手は歴 凡そ二三十回程も打たれたらうと思ひますが見て居 此囚人の傍には一人の頑丈な獄吏が、 竹の笞を摂り上げて囚人の股、又は臀部の柔か 糖て彼は、共 囚人の先 づた側 を割つて之 の方に立

> 屋々根深い意地の悪い腫れるのがそとに出來て、 な、悲惨な光景でありました。其時そこに居合した監 で紫色に變るといふ工合で質に眼もあてられないやう 獄醫が私に告げた言葉によると、此答を受けた結果、

ことが出來ないと云ふことでありました。

動機でありました。 これこそ私をして監獄改良を思ひ立つに至らしめた

其名譽の一部分は野にあつて、久しく此ことを叫んだ 早、日本に於ては過去のものとなつてしまつたのであ 原胤昭氏、留岡幸助氏、及今は世に亡き小河博士、 歴代の行刑官諸君の手によるは勿論でありますが、 ります。そして實に其監獄の改良進步に關する功績は あります。それ故監獄は、 よつて、忽、一杯になつてしまふだらう、といふことで 監獄は望んで、 と云ふ以外に囚人の爲めに何等かの設備をする時には れて居つたのであります。 昔に行はれて居つた所の狀態が其儀まだ日本には行 して他には絶對に設備を持たなかつたのであります。 當時、 然るに、今日に於ては、幸なことに、 私が日本の監獄に於て見た所は、 共中に這入つて來ると云ふ。 囚人にとつて苦痛の場所と 即ち監獄をして苦痛の場所 此の事實は最 曾て歐洲 構着者に

つた日本國民の上にも其名譽は捧ぐべきであると信じ 又一方彼等の意見を認めてこれを容る事に吝でなか、保卿等の人々に分つべきものであると信じます。

しうちに腫れ上つて來て、

最後には、其部分はまる

紹介するに當つて、 ます。云々 私は、今、べ v 海山 翁の此言 途かニュ 葉と、 ーイン 其の貸 1 ٤ 7 F 5 勢作を 0 =

> ナる此七 ム木蔭 ic. 十余歳の老友の健康を祝福し度い。 祖國を思ふと同じ至誠を以て我日 本を愛

き文献 と云ふ明治九年頃の我國監獄制の實情を知るべ 因にベリー氏が は 機會を見て發表したいと思ふ。(完) 大久保内務卿に提出した獄舎報

口静岡刑務所賤 极會詠艸 月

で大学で

千早振神代なからの光りをも見ゆるさかりの 世の人のころのやみも照すらむみそらにか いく千秋見でも變られ影なれと月の おもはすも親しき友にさそはれて浦のとまや 花に降ひ春日くらし」高殿にまたも今 たき渡るかりのゆくへをなかむれはつはさにか 秋の夜は風のおとさへさひしきにあはれを添ふる月 八重律しけれる庭の露を清み影をうつ ふく風に燈火きえておもはすもさやけき月の なか L T は 1 + 3 0 0 夜 0 な 月 12 (空)

部土類策

遊加等形W

蝶

月

(30)

太 (中) H E

談

書き易く渡み易く

して行きたいと思ふ。これは既に文部省の國語調査合 たが實際、何の益もないことで、かういふことは改良 甲府へ行った「かふふ」の「うふふ」だと言って笑つ 遠ふか。又、「おほわまち」と書くのを一おおいまち」 きうであるが、まことに質益のないことで、 になる方はおそらく少ないだらうと思ふ。鹽の字でし るる。失禮ですが皆様方の中で本當の龜の字をお許き れに對して私共の社で實行してゐるのは百八十三字で 様で文、部省で採用した略字は百五十四字である。そ に於ても採用して實行されつ」ある。略字の問題も同 と答いたらどれだけ違ふかと私共は思ふ。私の友達が ほもり」と書くのを「おおもり」と書いたちどれだけ それからも、一つ厄介なことは假名遺である。「お お互の平

にしても、偏を書いて旁を書く、普通の假名でも て左横組が将來の形になるのではないか、このことも 書いてある。これらもよくいろくしな方面から研究し さん」とはたから右へ書いて「夕刊」とは右から左へ 際問題を出すと恥をかくのであるが、「のんきなとう 記事が左り横書にする傾向を取つて居る。けれども質 ればもつと便宜が多かつたと思ふ。是は山下芳太郎さ 居るが、あれを見るとよく分る。本 太夫本は大きな字で五行に書いて俗に五行本と印して ら右へ行つて居る。 が前のとはよほど變つて居る。漢字は「作」といふ字 いと思ふ。これは将來の問題であるが、 常につかつてゐる略字はどん! つお考の中に入れていたときたいと思ふ。 が極力主張する說であるが、最近の新聞では運動の しかも、横へ書くほど讀み易い ~活字として使つて ならば横書にす 今の新聞の

行部数を皆集めて見ると、日本で生産する紙の量より るといふてとが後行部數の問題になって行くのである による當然の歸結である。 ならない、一般的に行かなければならないといふ原則 が大切であるといふことは最大多数に行耳らなければ 多くなつて來るのである、兎に角發行部數といふもの いふと新聞社は法螺を吹いてゐる。各新聞社のいふ發 **發行部数のお話は後で紙のことで申し上げるが、質を** やうな態度を取らなければならぬ。そして誰にも行豆 意味において、其内容をえらび其の書き方に於てもか とにかく、普遍的に誰にも行互る新聞を作るといふ

交のことについて一つ中しあけたいことがある。日館 であつて、新聞記者の大に注意すべきことである。外 た文章によつて、人の名譽が毀損され、外交に於て國 とでも報道すればよいといふのでなく、その人の書い のは此所から生れて來るのである。つまり、どんなこ ふことを私は申したが。新聞倫理、新聞道徳といふも の立場が悪くたるといふやうなことは、よく起ること 第二に新聞は「社會文化」の發達を目的とするとい

「皆人の見るにひぶみに世の中の跡なしごとは書かず そもいけないが、取消しに來た場合にも、私の方でも、 十八年に新聞と題されまして御讀みになったお歌に 倫理といふものは非常に大切であつて、明治天皇が三 用方法を過つたのではないかと思ふのである。此新聞 が來ないと小村さんは何にも發表しなかつたので、ア 常な人気であつた。所が内地からインストラクション 戦争後の條約の時である。初め小村さんが向ふへ行か 來る時などは、事實をたしかめることについて餘程注 の監督者である場合、自己を辯護せんがために取消に あるからである。記事とされた或事件を發生したもの って、多少事質をいろくーモデファイして居ることが すぐ承暇できぬことがある。それは人の地位などによ と言はれたが、質際さうだと思ふ。しかし、新聞のう とを書くときは其人を前において書くつもりで書け に守るべき言葉かと思ふ。又福澤諭吉先生は「人のこ もあらなむ」と仰せられたのでありますが、私共大い つまり、全橋大使は新聞の外交といふ立場における利 く利用したウィッテの立場がよくなったことである。 メリカの新聞記者は怒つてしまひ、反對にそこをうま れた頃には小さい國がヨーロッパの大國を倒したと非

何々すべからすといふマスト、メーの文章が多かつたる通り昔とは大變變つて参つたので、昔は何々すべしといふ意味ではない。それは論説などを見てもわか それから、今までの新聞道徳、新聞記者の訓練が足ら ことを記憶する。かういふことは、非常に迷惑する。 意しないと取消の取消を要する場合がたびくるつた 言ふても、新聞が自主的立場に於てのみやつて行くべ あらうと思ふ。さて新聞は文化の資達を目的とすると た爲にもさういふことが起ったので、是は双方の罪で なる方に於ても罪があり新聞記者の訓練が足らなかつ と想像を言く。書くと返ってゐる。それは御知らせに せられる。さうすると記者は顔付を見て、かうだらう なかつたからでもあろらが、動もすると事件を秘密に やうな立場では書かない。新聞といふものが昔のやう さういふファクトを言いて行く昔のやうにきめつける 行はかうできる。大正八年にからやつてからなつた、 かうである。「過速の銀行の立場はかうである。日本銀 是はよく御研究になるとわかるが、英蘭銀行の開きは が、今日のツービー著くはイズの文章になつて居る。 のではなくて、報道の機闘としての强い意味を持つて に社會の木鐸であるといふやうな立場のみを考へたも

> るなからである。それから、新聞の道徳といふ立場から見て、これを取締るためのいろ/ への規則が出來た。 がよ常時の驛遞頭即ち遞信大臣のお方が作りたのである。又積濱に出來た横濱日新眞事誌といふのは「左院る。又積濱に出來た横濱日新眞事誌といふのは「左院の苦時の脣誕頭即ち遞信大臣のお方が作りたのである。ところが憲法發布とか國會開設といふ議論のために世の中がやかましく、新聞の議論で政府の御氣ために世の中がやかましく、新聞の議論で政府の御氣ために世の中がやかましく、新聞の道徳といふ立場からのものが出來た。

◆新聞埋葬式

然の氣を養つたといふことを云つて居る。其の時分で、以て浩の、銀冶橋の所に牢屋があつたが、筆稿ために入牢ある。鍜冶橋の所に牢屋があつたが、筆稿ために入牢めを本を誠んで居つた。家の中にはかり居ると脈にないを本を誠んで居つた。家の中にはかり居ると脈にないという。安治橋の所に牢屋があったが、筆稿ために入牢を以て立つ人であるから、牢屋に於てものとれるから、それを頻りに望んださうで。以て浩をいるものを出して隨分嚴格な明治八年には讒謗律といふものを出して隨分嚴格な明治八年には讒謗律といふものを出して隨分嚴格な

破拔く新聞記者が、我國には堂々たるものゝ中に多い である。是はプライヴェートだと言つたなら、節じて は、イギリス邊で申す所謂プライヴェートといふこと をやつたといふことである。どういふものか何々新聞 況をよく書いて居る。其後に於ても、新聞に聞する収 易の賦」といふものをつくた。なかく、その當時の狀 日本銀行は役所でないが其他大きい所に於て各國の金 で無暗に「秘」といふ取扱をすることである。例へば からプライヴェートに比較して申したいのは役所など の前では「宜しうございます」といつて置きながら素 書いてはいかねと思ふ。然るに、動もすると其の本人 何万人と書いてありますが恐らく法螺であらう。此點 埋葬式といふものをやつたといふのである。集るもの すと又禁止といふやうな有様であつたので、斯くの如 のである。是は洵に慚愧に堪へないことである。それ について一番私共記事の取扱に考へなければならぬの くんば 新聞を埋葬するに如かずと言つて、遂に 新聞 と出すと直に發行禁止になる、少し名をかへて又出 になつて來た。高知縣の如きは新聞埋葬式といふもの 締が官僚政治の一面における働きを致して非常に嚴格 あるが、成島柳北といふ人が「赤壁の號」にまねて「辟

> 思ふ。 りいふことはざらにあるが注意すべきことであらうとかいふことはざらにあるが注意すべきてど押しておる。か般に見せてしかるべきものに秘と判を押しておる。か利釈泥を調べたものに「秘」といふ判を押す、四民一

◇大新聞小新聞

は車に非ず」と讀めたといふことです。とにかく初め は、ある人が大きな字で、「吾輩」と書かれたのが「吾 な字で議論ばかり書いてゐる、いつもお笑草になるの 尾崎行雄、箕浦勝人といふやうな人たちが、毎日大き 當時私の所は内局と外局とに分れて、内局に犬養教、 よものは政治を本位とした新聞であつた。政論、政治 そこで、新聞は文化の發達を目的としてゐるといふこ 戦争後になるとからりとかはり、 にゐてあまり振はなかつた處が、からいふ狀況は日清 いはゞ雑報とか翻譯とかであつて、原敬さんはその方 から終りまで政治のことばかり書いて居つた。外局は、 の理論を主とした新聞である。昔の話をして見ると、 わが國の新聞は五十年の間に於て、日清戦争までとい ふ、「社會」といふ文字の意味を有つて居るのである。 とはお分りになったでせうが、「社會文化」の發達とい 事實の報道といると

殖えて來たのである。とにかく政論本位の時代に於て は小新聞の形で、軟かい文字を使つて居つたと記憶し小新聞と申した。嶺竇新聞とか朝日新聞などははじめ として説くものを大新聞といひ、さうでないものをば ふのは發行部數が多いといふ意味ではない、政治を主 聞といふ言葉はその當時生れたのである。大新聞とい の面目であると考へて居つた。明治十年頃の新聞にか は、大新聞はみな政治記事こそ、政治の論説とそ新聞 の紅を振ふと共に政治方面にもはいつて大新聞の形も で居る。尤も讀賣新聞の如き高田早苗さんなどが橡大 ういふ記事がある。「北方に大火あり」とたつた一行書 過ぎない、筆の穢となるとでも考へたのであらう。そ 新聞は、社會に起つたこの一つの事件を報道するに就 いてある。北方にといふのは吉原のことである。世に れが今日吉原に火事があつたとしたらどうか。どれだ 話もあるけれども、こゝには省略する。大新聞小新 つたのである。政論時代に關係するいろくの面白 が非常に大切になつて來た。いはゆる報 道時代には

け焼けた。死傷者が何人、病院にどれだけ收容された、 ふ吉原の大火であるが。それを、政治を本位とする 道 要なること、見ず唯北方に大火ありと書いたに

> が、アメリカに於て獨立宣言が出た時に、それを各都 は同業朝日新聞の誇として居る所で、年代は多少違ふ

市に發表したのに暗分長い時間を要し七日十日とかり

つて居るのに、東京に發表された憲法發布といふも

は、犬養さんの報道文を見ると、肩書に「戰地探偵人」 事を見るとなかくしよく書いて居る。當時面白いこと であるが、特殊の例外がある。例へば、西南戦争の記 が政論時代には報道といふちのは餘り盛でなかつたの からいふやうに申したいのである。今一寸申し残した

されて居る。もう一つは憲法發布の記事であるが、是 と書いてある。さうして鋭敏な頭で非常に旨く報道を

もない 3 道されたといふことはわが新聞界に於て矢張一つの誇 なべ であるから昔の新聞といつてもさう馬鹿にしたもの すべき事質として残つて居る。なかく そう記事を書い とか 安政 (日本にもさうい本古い話はあるが省い 本意味 が地震の に放てい直ぐに大阪に於に是が報 で来で随 時の如きは三度號外を出し 此方へ着くやら 苦心したも τ

今日次の 出來事

ものは他話やらあるひ

間に著 定の期間に於て讀まるべきことを豫見して作るもの、道するもので。雑誌は一月なり一週間なりといふ或一 違ひも するこ 著述は更に長い期間に於て讃まるべきことを豫見して 來事」といふことに就て申すと新聞と雜誌と著述との といふことを説明 次に 0 述的 80 ことを説明いたさねばならね。まづ「現在の出とに続いて、現在の出来事の報道機關」である。私は、新聞は一般的社會文化の發達を目的と 妓に至るのである。新聞は今日のことを今日 に執着し わた者である な記事のあるのを良いものとして居るのは である て書くべきものであらうと思ふ。新 結り新聞は今日の歴史である。 例へば、普通選舉の問題が

しいことで、かやうに、現在の出來でとを報道するとい するやうた必要はない。程度の問題であるが、むづか あらう。併しそれが非常に事細かに經濟學の説明でも うと思ふ。經濟政策といることに就ての批評は好いで ースとはいひたがら、何も銀行なら銀行に就ての本當 ふのが新聞記者の最も大切なことである。「細かに書 しなければなられ。一澤山知つて居つて少く書く」とい る。深くなることは宜い。併し報道すべさものは廣く ならぬ。新聞記者はそこが普通の仕事と大變違つてゐ る。詰り記事か味喻臭くならぬ程度に書いて頂かねば 宜い、専門になつても専門に書いてぐれることは困 其所が非常な間違である。記者が専門家になることは 専門的の立場に於て銀行のことを書いてくれと言ふ。 からであらうと思ふ。又銀行のことをやつて居る方は は新聞本來の面目ではない。かういふ點は誤解されて 二十日も續くやうな一個人の論文を掲げるやうなこと つたときに、普通選舉の理論を書き各國の沿革 くばかりが新聞記事ではない。知識を行しめのニュ のるのであるが、新聞といふものに對する**理解がない** いことであらう。併し閑文字と致して十日 新聞によって得やうといふ考は間遠であら

意味に於て社會文化の發達を目的とするものであるー

いふ意味の社會文化、政治も經濟もすべてに亘る廣い いのである。からいふ意味に於て新聞はよく行亘ると 内務省のえらい人たちの、かいる公娼地をおくかどう

だけ、といふやうなことを書き、それから

廣い意味の社會文化の發達を目的としなければならな しむるのが目的ではなくて、經濟の文化並に一般的に るであろう。つまり、新聞は政治の文化のみを發達せ **鰻いて寫真も撮つて來る。すぐ一頁位のものが作られ** かといふ意見、鳩山春子さんの意見などを書き更に引

支局を置かねばならねといふと て來る。 報道すべきものである新聞がさっなつて居られ。

◆新聞の中心

全國津

女補

なに かて近

0 Ł

味仁於

信

5 4

D

がん

要にな

0

所で。 九州、臺灣といふやうに西へ南へと發展して行た。從 つて居るし、大阪を中心とした新聞界は名古屋、四國、 倒れると大阪新聞の勢力が靜岡、山梨とはいつて來た 互に鎬を削つて居る。震災の爲めに東京新聞の中心が それを境として東京中心の新聞と大阪中心の新聞とが ては居らない、濱松、長野、富山の三點をつないで、 境として、大阪の勢力は濱名湖を越え箱根を越えて來 神戸と東京の間に於て濱名湖で摺違ふが如く濱名湖を 何處に於て相接して居るかと申すと、丁度特急列車が して居る新聞界と、東京を中心としてゐる新聞界とは、 もなく東京で、他の一つは大阪である。大阪を中心と 中心といふものが二つ出來て居る。其一つは申すまで つて大阪を中心とした新聞界の方が新聞事業として良 権太から南は豪騰に至る細長い國であるから、新聞の 65 松 東京新聞が復話するとまた元へ戻つて只今は矢張 東京新聞の勢方はずつと北海道から樺太まで行 長野、富山を境として鎬を削つて居るのである。 一つは地理上の關係である。御承知の通り北は

道版、 中心が問題になる。實をいふと、若し皆様方が東京で ある。そこで現在の出來事を報道するに就ても二つの つの大きな新脚が勢力をもつてゐるやうな形になつて 思議に決して減らないのに對して、大阪の方では、二 も長い間小さいものは別としても十七八もあつて、 い立場に在る筈である。東京には新明数 假に東京新聞で五十万出したら二十五万近いよのは地 が二日目でない 編輯する。 は夜おそく記事を書いて來て朝此方へ着くやうにして 約電話で無論載せる。其以外のものは電話やらあるひ はない大變遅れて居る。 方版と申して居るが。さらいふ靜岡版、千葉版、 縣にやるのは静岡版として、東京へ分つ紙面の と申しても、 ふことに矛盾し とになる。 は造して 行部敷の それを静岡縣 行くときには現在の出來でとの報道どころの騒ぎで ふものは二十種近くもある。さうすると、その地方 それから青森版、長野版といふやうな地方版と 新聞は現在 黎四縣 新聞である。 半分以上若くは半分近くもあるの 静岡縣の記事が東京で編輯され印刷されて 金の澤山 は地方 と見られない、 へ持つて行くから、 0 た事實がある。その一つは、 記事を掲げて居る。からいふのを地 の出來でとを報 \$ さらい 1るといふ原因は其所にある。 0 静岡縣で今日起つた事柄は豫 新聞をうんと作つて居 ム風に、現在の出來事と さう 静岡縣會の出來事 いふ地方時が ら多く、 べきものとい 東京新聞 である。 一部を 3 北海 解岡

の新聞は語まなくてもいる。 初聞を流んでお立ちになるならば静間へ参つても東京 前申したやうなわけで同

じ新聞が行つて居るからである。 居ないし、 に大量を運搬する機闘としての飛行機はまだ發達して れば此點は又改良出來るかも知れないが。定時に正確 古いものになつて居る。飛行機、 は出来ない。詰り、現在の出来事の報道機關でなくて 新聞を誇まないと江戸つ見と新聞記事の話をすること て歸る場合に、箱根を越したら國府津邊りで二日分の 私は此點には强い期待を持つて居らない。 其代り爾西を旅行し 航卒機で輸送が出來

0

に制定されるの後二回改正されたが、社会状態の後二回改正されたが、社会状態の變に 適合しない うらみがあるので 内務省 社會局では 現法規の全般に わたつは 現法規の全ので 平議會へ提 そそ 得たので 来議會へ提 を であると。

3 機関の亦賞を置り統制を奥へ政上遺憾の點があるので感化

東四國本願寺の 刑な 東四國本願寺の 刑な 地本願寺 瑞鳳殿にな 練習所の件に関する協 瑞鳳殿に於て 研究會となる 東京築

て毎年一回六ヶ月の期間を以刑務教誨事学練習所と銘打つ審議を重ねた糖果十二年以来

で開所して来たものを考ざ 連の教動師をして現代思想と 教飾方針につき研究をなさし なく「純特所の規則中第三 を十一月十日から三週間 を十一月十日から三週間 する事となった

▲教誨師練習所が



刑獄聞集

(その七)

二十二年後の獄則

即では、留置場は刑事被告人を一時留置する所とする、主義方針が著しく變はつて来たことも出来た處建られた者を拘禁するとありて、裁判所に属する思想、主義方針が著しく變はつて来たことが現はれる即な、主義方針が著しく變はつて来たことが窺はれる即な、主義方針が著しく變はつて来たことが窺はれる即な、主義方針が著しく變はつて来たことが窺はれる即な、主義方針が著しく變はつて来たことが窺はれる即な、主義方針が著しく變はつて来たことが窺はれる即な、主義方針が著しく變はつて来たことが現はれる即な、主義方針が著しく變はつて来たことが現はに属する思せられた者でも女でも拘禁したのが、改正監獄即では大方の必要を来したことが明かに祭せられる過の上に甚大の影響を来したことが明かに祭せられる過の上に甚大の影響を来したことが明かに祭せられる。

日農業又は工業を教へて力作せしめるのであるが従來 収容されたのである、受刑者とは大に處遇が異つて毎 で論せすと判決された少年や瘖崎者を織治する日的で 年頃までの間は、府縣の感化院の制度と異られやうな それが極端に寛大になつて明治三十七八年頃から四十 あるがら頗る寛裕に處遇することになったのである、 はつた、これは刑の執行でなく懲治教育を施すもので 狀に因て其親属に引渡すことが出來るといふ規定が加 て其儘收容を續ければ危險の憂を増すと認むれば、情 と趣が異ったのは懲治人が病氣に罹つて其病狀が重く の日までは其の取扱を續けたことは御承知の通りであ え刑法

に無法の實施の際

激治場に在る者は期間滿了 法が完成。てから全然微治人を認めぬやうになつた、 方針を歌認して居たのであらう、其の後新に刑法監獄 ふ時代であつたから、其徽治場を主管する典獄の主義 が、新に刑法や監獄法を編纂し新しい試をしやうとい 時司法省でも其處遇振りは承知して居たのであらう 徒と差別の付かねやうな待遇をした場所もあつた、當 取扱をした所もあつて、甚しきは小學校や中學校の生 懲治人の處遇 懲治人となるものは刑法上罪とし

したのもあると聞て居る。

懲罰の程度 答監獄則では屈禁は有限又は無限での程度まで細密に定められた。

條約改正と監獄

ける事になつて居た、それが明治三十二年七月であつたとが出來ね、日本の裁判所か之を案判することも出來ね即ち外人は日本の治外法権に立ちな改革が行はれた、尤も支那に對しては日清戰爭で戦態施されるやうになるのであるから、諸糾度の上に隨敗越に名譽を獲た日本は縛和條約で優越の地位に立ち、支那人が日本で犯罪をすれば、日本法律の適用をち、支那人が日本で犯罪をすれば、日本法律の適用をち、支那人が日本で犯罪とすれば、日本法律の適用をち、支那人が日本で犯罪とすれば、日本法律の適用をち、支那人が日本で犯罪しても、諸糾度の上に隨敗越されば、日本人が支那の領土内で犯罪しても支那の支配を受けね、日本の法律に從つて日本領事裁判の支配を受けれ、日本の法律に從つて日本領事裁判の支配を受けれ、日本の法律に從つて日本領事裁判の支配を受けれ、日本の法律に従つて日本領事裁判の支配を受ける事になって居た、それが明治三十二年七月であった。

る、中には此の機會を利用して懲治人を感化院等に移

改正されて野等條約が實施されるやうになって、外 務省内訓を以て其の處遇標準を示された、其の内訓に 警保局長監獄局長から訓令通牒の形式で指示注意があ 國人の内地雜居が許され、外國人の治外法権が撤廢さ たかと思ふが、職米諸國との間に結はれてある條約が を称禁するやうになるであらうと思つて、遠に收容室 品質等を通牒された、そこで各地でも今に續々外國人 巨細に指示され、更に監獄局長から食物衣服等の種類 る事は勿論作業衛生醫療から祈禱説教の事に至るまで て、牧容室、常置器具、被服臥具、食物等給養、開す 者には適當の斟酌をせねばならぬ云々と注意を加へ 難い場合もあるであらう從て弁が風俗習慣に馴れない **・ 個人的關係の如何に依て內國人と同一の待遇を爲し** は外國人と雖も其の待遇を殊別する必要はないけれど を設ける必要が起つて來た、乃ち明治三十二年七月內 監獄に拘禁するやらになる、それで外國人處遇の標準 つた、外人の内に雜居が許されるば自然外國人をも我 ける筈であるから、とに就て時々内務司法兩大臣又は はなかつたが就中裁判行刑の方面には著しい影響を受 である、それで諸制度の上に種々改革された事も少く れたのであるから、格段に我邦の國威が發揚された譯

見ない位であつた。と、一寸緊張した氣分になつたが實際には始ど事實をの模様替をしたり空内常用器具を新調して備付けるな

其の後今日まで外人に死刑を言渡した事はないやうで る名文章であった、此の事件は控訴上告を經て判決確 慈に渉らせらる」ことから説て、親交國の人民に死刑 ある、此時の横着の典獄は小馬四郎助氏であつた、 定し遂に市谷の絞首臺に上つたのであるが、これが外 の判決を下すの餘儀なき理由を微細に説明し宣ぶした 上で出來たものと見えて、文中に我が、天皇の至仁至 ふ人であつたと記憶するが、其の判決文は深思熟考の ら新聞紙上で噺されて世間を驚かし、其の成行は内外 強の或銘酒屋で男女二人を撲殺したといふ殺人事件何 に起つた事件であつて、米國人ミルラーといふ男が楷 た。それが諸外國との對等條約が實施になった第一日 人拘禁の嚆矢で又外人に死刑を執行した最初である。 の注目する所となった、密の末横濱地方裁判所の第 しろ今日から條約實施といふ。其日の出來事であるか 一審で死刑の判決が下された、裁判長は佐藤愛越とい 監獄に外國人を拘禁したのは横濱監獄が最初であ 外國人拘禁の嚆矢 領事裁判が撤廢されて我邦の

外國人處遇標準は此事件の直後訓令された 6 の で あ 外國人處遇標準は此事件の直後訓令された 6 の で あ と 物で を が、 其の 標準が指示されてからは 之に 単 様 したのであ と 情 済の 典獄 から 照 會して 京 解 を 得 た に で も 換 へ た い 、 生 の 標準 の 中 に 「靴 は 底部 を 木 製 と して 」 云 々 と 横 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ と 情 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ と 情 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ と 情 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ と 情 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ こ に で も か と 情 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ こ に で あ と 情 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ こ に で あ と 情 濱 の 典獄 から 照 會し て 京 解 を 得 た や う な 質 例 も あ こ に で ま か ら に で ま か ら な に か ら に で も た に で も た に で も た に で も に で も に で も に で も に で も に で も と で ま に で も に で も に で も に で も に で も と は 下 で も に で も と で ま か ら に で も に で も に で も に で も に で ま か ら に で は で は で か ら に で は で な に で も に で は で か ら に で ま に で も に で も に で ま い ふ 理 は に で も に で は で は で ま に か ら

訴訟法の改正と監獄

に鞍山された、併し之に代ふるに、豫審判事は必要な 性監獄の取扱に影響した事として重なるものは、密室 法禁の腹止と控訴を開るとか詮撲を掩蔽するといふやう 古人が罪證漁減を聞るとか詮撲を掩蔽するといふやう な疑あるとき、其の被告人を密室監禁に處すと決すれば監獄 が決定したのである、密室監禁に處すと決すれば監獄 に於ては其の被告人を他の監房と隔絶した獨房に拘禁 して、其の変通を遮断するので即ち信書接見は勿論物 して、其の変通を遮断するので即ち信書接見は勿論物 して、其の変通を遮断するので即ち信書接見は勿論物 して、其の変通を遮断するので即ち信書接見は勿論物 して、其の変通を遮断するので即ち信書接見は勿論物 に於ては其の被告人を他の監房と隔絶した獨房に拘禁 して、其の変通を遮断するので即ち信書接見は勿論物 して、其の変通を遮断するので即ち信書接見は勿論物 といふやう

> 来室が膨止されたのである。 を見書類物件の授受を禁し又は其書類物件を差押へる ことが出來るといふ規定が設けられたが、實際需量監 に設け他人と交通することを得ざらしむへ を記述に、 を記述したが、實際需量監 を記述した。 を記述述述した。 を記述した。 を記述した

整訴 豫納金 整訴豫約金といふのは、控訴を申立るに裁判費用等控訴に因て生する費用支持の保障として控訴申立と同時に金拾價を裁判所に納めたのである、此の控訴豫約金は必ずしる被告本人が納付するにる、此の控訴豫約金は必ずしる被告本人が納付するにる、此の控訴豫約金は必ずしる被告本人が納付するにる、此の控訴豫約金は必ずしる被告本人が納付するにの、此の控訴務的金とのである。 還付の際被告本人の負擔すへき訴訟費用があれば、概定はれた、控訴判決で確定するが控訴を取下けるか鬼限らず親族故舊が代つて納付しても差別があれば、概定は一方に表別を表別があるといふのは、控訴を申を設けたのは當時いろと、事情しきり、一つには受力を表別がある。

した上、 係ない 訴の許 思想も て精れ柳 精神でないといふ譯で此控訴豫納金の制寢入りとなるものもある、それは權利を 5 ることを得る規定はあつても、 爲めに折角第 て廢止するに至 申立 12 0 35RS 暁 かを に過ぎぬから左 實 に斯の如き制度を存績するのは法治國として時施後外國人に係る訴訟をも引受けるのであるが、一は改正 かが 廢 進 ば、控訴申立の間に合はぬとい が出來ぬ経令其の 私 1 11: の岐れ の想像では、之は時代 明諸國に對する儀禮と我 岐れるといふは法治國のだのであるから、豫納金 一審の判決に不服ある者は控訴を申立 つたのであ の拾回を納 行風を納める資力の行人は乾度理山がよつ日 ら、豫納金 致力がある者でも らうかと思ふが、之は私 其の途を梗塞されて泣 なる理 の進歩に伴 権利を擁護する法の 國民 邦の 0 有 無いとき 6 ふ場合も 無に由て、 を待 曲であ 面目とに鑑み いふ點を顧慮 を廢せられた 0 けふて法 あ つ所以 るか知 はる事 ある で 上律 2

あらうと想像したのであつたが こ此の控訴像 、果せる哉其の當時 勢ひ控訴が殖えるで

> 附控訴 箱せす み上つたのもあった。 訴しても 僥倖を夢みる物好 の係官も忙しかつたが、それも一時の現象で永くは繼 人自身も控訴しても る理由もないと思はれる者まで控訴する、 でらされると忽ち意思を翻して、 漸次に從前と大差なきに至った、 理由が立つ確信のない被告人には檢事から帶 きの輩もあった、それで一時 理由は立たぬと思ひながら萬一の 動 **控訴取下と縮** 中には被告 6 は監獄 れば控

であ 其費用を一時立替て置て、 錢の割合で、原監獄から控訴院所在地の なる、控訴中 獄の負擔であつた、即ち最初に收容した府縣の負擔とでも拘禁に要する費用として一日金二十錢づゝは原監警察鴻傳でするのは今日と異らぬが、押送されて後ま 警察運傳でするのは今日と異らぬが、押送されて後まと、其被告人を控訴院所在地の監獄へ押送する、押送は 云ふのは被告人が地万裁当所の判決に對して控訴するの拘禁費の負擔に就ては隨分面倒が多かつた、それと 辨となったのであるが、 辨であつたが府縣の地方監獄は皆其府縣の地方稅支機 ねばなられ、控訴院所在地の監獄は控訴囚 上訴囚の つた、それが明治三十三年十月から一様に國庫支 ばかり 拘禁費 でなく判決確 地方税支辨の時代 集治監は從來其費用は國庫 定後までも の常獄に支拂は、大でも一日二十 には上訴囚

ならず控訴上告の結果原判決が破毀されて、他の控訴に移されると又被告人を其の指定された控訴院所在地の監獄へ支拂ふことになる、被告人のた控訴院所在地の監獄へ支拂ふことになる、被告人のた理談に移されると又被告人を其の指定された控訴院所在地の監 求なる日が といふ譯で双方手數のかしつたものである、 控訴院所在地の府縣は償還を受けて收入の手續をする 其の縣の會計課 人員を書留て置て、 3 n は共事 上訴で)召漫、上訴した者の拘禁中の費用は原府といふやうに、なかし、煩繁なものであつた、 になる、それで控訴院所在地の監獄から其員 毎に控 囚が 其請求を受けた原監獄は自分の方からの押送 に、なか~~頻繁なものであつたと独訴院所在地の監獄から原監獄へ逃走死亡又は移送といふが如き事 し役用の計算書を作つて各府縣別に請 へ送つて支拂の手積をして貰ふ、 結果原判決が破毀されて、他の控訴 之と對照し符合すれば其請求書を それのみ 通知す 故 があ

方へ引戻したい、

といふやうに

すれば押送費用が

に要る、

去りとて一人確定すれ

に要る、此の場合いでも早く自分の

ば

11

押受費用は引取に

の負押でい

間が長けれ

が長ければ、長い程費用の負擔が多くなる、それでの負擔であるから控訴院所在地の監獄に拘禁する期

原監獄から引渡を受けたいと要求が來ても必ずしも包 渡といる事は今日 であるが さねばならぬ、 引渡して吳れと要求あれば判決確定後は何時でも引渡 還するに及ばすとなつて居るが、以前は原監獄の方で 獄へ返還すると否とは控訴院所在地監獄の拘禁都合で 監獄では押送費用も要せね、此の當時は右述へたやう 方では出張し に費用負擔の關係から、 くことが出來たので双方事務の折 處の監獄の事務や處遇振り 0 に集治監へ移送する手續をしたのである、 つた此押送 繁華な都會見物が出來で 0 て來た人から、 に出張するのは看守長看守が控訴院所在 それは原監獄の費用負擔の關係からで でも無いではないが 0 五人位 0 員數官吏 無上の慰安であると此 がに應 であつた。 引取の爲めの押送が多 合は勿論意見の交換 の慰安であると共に して・ 遣 今日では原監 扱振り等を聴 Ł 付添える 訴囚 のるつ

龍谷大學教授

いちばん厳かな、いちばん大切な、いちばん誠實なこと

梅

原

眞

の一念の生きる誉みに純化され統括せられたときすべてのことが生々した意味 はいちばん大切な仕事である」といふよりも「これが人生のすべてどある」とい はほんとうに生きることである。本質的に自分を生かすことである。否な「これ を現はしてくる、そとに人生の意義がある、生き甲斐がさとられる。 つか方が適切である。本當に生きることを抜きにしては人生がないのだ。たゞこ だから、地上において人間にとつて最も危いこと、不真面目なこと、怖しいて との大地に生れきて、

たとしても悔責し懺悔しなくてはならないことである。 信する。そしてすべての人々にもはつきり信じていたゞきたい。 ても懈怠からきても、將たまた懐疑からきても、つまりどんな因縁からあらはれ 本當に生きること、これはわれらにとつての全意義であることを私ははつきり

は生きることの母さを忘れ、生きることに疲れたときである。それは疲倦からき

敢てはつきりといふ、 眼のさめたやうにはつきり信じていたいまたい。

よりよき價値を生かすことである。 本當に生きの替み、それはよりよく生きることである。 かくて價値の體驗と生産とが生きることの二 信じること、働くこと まれた聖なる生りを、 労働者の核心のといろから、かり車 労働者の核心のといろから、かり車 よりよく生きることは

働とは生 大機能である。

きる

3

歌としての

ら貰つた力が生起する。全能の神から吹こまれた聖なる生の精がわき出づるは本質的な誉みである。「勞働は人生である、勞働者の核心のこころから、かの

手に社會は支持されるか、現實の歸結する必然をしづかに視つめると働く人 てきた、支持者の推修によつて種々の時代が區割せられた、今後はどんな人達 會である。 とによつて、特権階級の支配でない、萬人が萬人を支配するデモクラチツクな社 の「汎勞働主義」である。だから勞働者の支持する社會は、 でありうるのである。かくて私は労働に對する地上の總動員をもとめる、これ私 にも適用する。かくて私はすべての人々は勞働者であらねばならず、また勞働者 よき種子を播き液をはげんで涅槃の質を刈る農夫である」と云はれた言葉を現代 農夫である、法の田に於て我執我欲の莠を拔く農夫である、智慧の犁をもつてき はたゞ筋肉勞働のみを意味するのでない思想勞働をも意味する、釋尊が「われは は生きて働く人たちの手によつて支持されるのが本當である。而して働く人々と 手に支持される時勢がくるだらう、それは自然な轉移である。蓋し、 だ」と云つたカアライルに共鳴を感する。 振返つてみると 色々の 音級が 時代生活の 支持者となり中心の勢力を形ち作 やがて自己が自己を生かす自主と自由の世界である。かくるまじめな 萬人が勞働者たるこ 活ける社 *

大觀 1 觀

帝室制度の完備

皇室關係の諸。が十月二十一日官報 なはち の委員に加へられて審議中であった から効力を生ずること」なった。す 銀外を以て發令せられ十一月十一日 數平來帝室制度都議會を設けら 前、法、臣平沼、鈴木兩氏もそ

一、皇族就學令、皇族儀制令、皇 令、皇族陵墓令、皇族葬儀令(以 統譜令、皇族遺言令、皇族後見

一、位階台 國雅合以上動令)

とを規定せるところ、及同條の二の 年五月、明治三三と人正八とに改正 での叙位條例(動『第十號明治二十 の二類九件がそれである。 は條文も六ケ條で第四條の位を失ふ 就中位階令について見ると、今ま

く人々によつて 支持さる」社會は これまでのやうに 特権階級の不勞所得や懈

(46)

息な人たちの徒食生活を容れる餘地のない緊張をしめす、また、ある特様階級の ま、に絵他が無自覺に隷屬したり、若くは一般民衆が魂を失ふてついてゆく不幸

な不合理な世界とはすつかり趣を異にする。

時代 の存 めら 勞働階級をその地位の重ぜらる、機運を 意識する と 共にその生活の内質がたか 代の尊敬と信頼を背負ふたのである。からる事例についても背ける如く、今後の 等は関民の道徳を代表する典範階級であつた。たかい精神生活の構成によつて時 態がある、一例をあげると最低質銀の制定も勞働時間の制定もその根本の意味は くてはならない、かくて私は芬倒者の自愛と自重を切に感じる。今日では幾多の遺 の代表的人格は浅黄服をまとふで煤煙にまみれた若い勞働者のうちに見出され はならぬ。昔時の日本人の代表的人格が武士階級のうちにあらはれたやうに今後 々をしておのづから勞働者のまへに頭をさげさせるやうに自分を高めなくて られ、最もすぐれた道義と品格との顯示的人格であらねば ならぬ、すべての人 間としての生活を傷つける助縁になり酒と女とにおらむくのは傷ましい皮肉であ にこの人間建立の信念が强く光つてゐない、時間の餘裕も物資の豐富が却つて人 人間らしい生活の創造と成就するためである、しかるに今日ではまだ勞働者の群 る。 き手となる必要があり、また今日のゆはゆる勞働者の内面生活もぐんしと高 かくて働く人達が中福人格となる時代にのぞんできたのだから、萬人が真摯な 在してわたことが強い深味であつたことを見逃してはならない、すなはち彼 があったそれは複雑な力の綜合であるが、たと武的威力だけでなしに武+道 れ光されたくてはたらない。昔、わが國において武士階級が天下を動かした 飯を興へられたら魂を抜かれても悲しまない鈍感を鞭たねばたらぬ、尤もと な

設遇特権の褫奪の係項は、刑事拘続 得ざるものも聽過事くるとが用來な 産準禁治産者、破産者にして復權を の場合だけであるが、新令では禁治 及留置又は保釋責付假釋放執行猶認 的であったが、これからは十三万 有位者の行脈に關しては極めて消極 までは宮内省宗秩寮で扱ってゐても 有位者に就いては監督を厳重にしど (なつた點が違つてゐる。 それと今 儀と云ふ御儀が一つふえたので攝政 に云ふが、親任式以外に位階親授の など云ふとがなくなる器である。序 篤として喪を發することが川来ない い規程が出来たので、逝去しても危 死後十日以内に追賜すると云ふ有難 去の際の叙位叙動のとについては、 とになると同時に、宿直泣かせの逝 しく、種遇の停止或は禁止をすると 宮殿下は淵が上にも御多忙にならせ られると云ふとである。 0

大英國の惱み

大英帝國の領土に太陽の设するこ

仕するとき、きつと労働階級は新しい社會の中堅として意味深い發展を遂 士するとき、きつと旁鎖皆級は新しい社會の中堅として意味深い發展を遂げ、同に騙ることなく、内面的な横域と信念によつて饕譲にして護實な文化の意志に奉 に全き人生は鮮活に更生する。 超えて本當に生きる大道を直進しやり、外部的な威力や末端の傾向だけで輕率 は過渡期の悲であり止むを得ない犠牲である。しかしかいる過渡期をすみや か

飯を與へよ、そして同時に魂を生かさしめよと要求しなくてはならぬ私は悠勝にな正常な事である。それと同時に内質的改造精神的改造の徹底を要求する。即ち、な正常な事である。それと同時に内質的改造の徹底を要求する即均版なくして生まらる。私はかくて物質的改造記的改造の徹底を要求する即均版なくして生まらほんとうに人間創造の偉業を行はれうる外的条件を建設するのが異学な努力であ 要求する、ほんとうに働いたらほんとうに人間らしい生活の諸財を獲得されて、 感ぜずに居られない。凡人の現實には凡人を躓せないだけの合理的制度の結補を やうな一種の精神運動は適切でない。況んや、曖昧な精神運動によつて厳正な合 0 合理的制度を創めなくてはならぬ。近代の經濟的改造の現實的開展について私は を喰ふことのできる經濟組織の修正を試み、勞働を物件として複質しないやうな は不徹底きはまる、徒らに聖者の法則を卒像して凡人の現實的制限を無視する かく共鳴する。衣食住のことなんか心配しなくてもたく真摯に働けなど、いふ なくてはなられ。まづ外的に考へるときは、正しく働くことによつて正しく飯 せればならぬ。これがために内に向つても外に向つてもいろしてなかくてわれらは労働の意味をまなばればならぬ。たうとい際働生活で 經濟的 改造を知らす識らす鈍からしめるやうなことをみると 强い公債を な改造を 0 は特働に

> 示するものとして全世界の観解をあ することの極めて心要を説き、 の國防の為に各自治領が互に相協力 並に歌詞演説中において英帝國全体 たが、竹相ボールドウイン氏は開合 會議は、豫定の如く去月十九日ダウ らる、折柄、今後たどるべき道を指 に苦しんで、今や酸路に立つと称せ してゐるカナダ、ニュージーランド、 ニンア街の首相官邸で開催された。 となしと誇ったグレ つめてゐた大戦将第三回日の英帝國 もその度大な範圍中 ドを寄附したことは極めて慶散に この意味に於て馬來聯邦がシンガ して英帝国政府一對も二百萬ポン ポール海軍根據的社院費の一部と この會議に大領土にして自治を許 南阿聯邦等の各首川が列席し への悩み 0)

> > (48)

云はかければならぬ、この種の寄 して愛国的なかつは望ある行為と

る事べの一滑いる進行を造成せし 與は英帝國政府をしてこの重大な

むる極めて大なる援助となり得

よつて飯と生命とを産み出してゆける人生の純 は決して外部的改造を鈍くすべきでないこと、更に内質的改造は外部的改造の 石に開せず、それ自身獨立して徹底するまで切扱けてゆかなくてはならない 化を求めたい。として内質的改造 0 JE.

とゝひとつになりきれず、人間創造の起動相として意味をなさない、 の常體として、 つこの二個の概念を掴裂しなくてはならぬ。これを打破したら勞倒は深刻な生活 不純に分裂させて堕落させてゐる、それがために勞働そのものが未常に生きると **労働を手段化することで

むる。この

ふたつは

頭執な障礙となって

われらの

労働を** にして共通なふたつの間違つた観念を見出す、それは勞働を鬼賤親することし、 かくて、 内的の反省についている(の因襲的過誤に氣づく もつと自由な、もつと純な感激を帯びてこうろの底から働けると が、こゝには平凡 少くともま

であつたことが勞働そのものを卑しむに至つたのである。けれどもそれは間違ひであつたことが勞働そのものを卑しむに至つたのである。けれどもそれた苦役には復難なものが集まつてるが、まづ勞働は下賤な階級のうべに課せられた苦役になると美しいことのやうに勘違ひしてるものがおほい。かくる慣習を生するまかなた。そして懐手をして健食することがいかにも上 つた格言は味ふべきであらう。かの働かずに喰ぶて厳れてる人たちを見たとき私るのであらう。敢て耻づべきは徒食の懈怠である。徒食は乏飼が盗賊であるといる人間生活の創造の誉みである。生きることを斯ぢない人がなぜ働くてとを耻ちふたとすれば、それこそ怖もい淪落である。勞働は人間の生ける姿である。生けである。況んやそれが資本家的趣味の享樂感と憍慢心から勞働を卑しみ羞耻を伴である。 はいつでも金銀に縛られた胎宮の四人を聯想する、實際、 働くほどないことはな

なが次に立つたカナダ首相は、思切つて、 と述べただけでは何のことはない

子が特に今回の命職に對して希望 第に一國家的色調を加べつ、ある。 第を計選し十分これを認識するに 監を計選し十分これを認識するに 監をおしことである。

と喝破し、南阿聯邦首相も之に應じ

今回の會議は各自治領の地位、分 野して、判然たる決定と同意を得 對して、判然たる決定と同意を得 ん。

も豊悟しなけ しかしさらするには又かなり 識することが俐惰なのかも知れぬ。 開の如く各自為領の國家的色河を認 わである。ことに於てか思切って愛 ゆからとするのはいしか思いか考へ 抵でない、これを共 る。英國は世帯が 動が否人の注意を要するところであ とを希望してやまな だである、うるさいことも能、 なら 理にもサナって きいだけ いと論じてゐる 大家台 に經費

れからみると しつ」ある。言葉紹介所へゆくことを着ふ日本人はまだく、徹底して居ない る、私にも許されるなち、北海道あたりの處女地に新しい町を創造したいと希念 てるから働かねばならず、働くことによつて生命に實物するのだ、この意味にお こ」に意味がある。働くことを抜きにしてる懈怠な徒食階級は飯の味もわからな たといるい かりかけました」とよろこんだ。蓮如上人が御飯を召上るときにいつも合掌され かけた。そして「飯の味が今やつとわかりかけました、同時に生きてる意味がわ 勤勞はいちばん高價な味の素だ」といつたら、その人は眼をさましたやうに働き 華奢なくらしをしてる女が「御彼がまづい」とこぼしてゐるから「お働きなさい がわかる人だ、本當に飯の 0 いばかりでなく、 かせしたるうらやすさけふもなひしくお粥をするると云つてよこした。 つも尊い感激にうたれる」といつた。武蔵野に炎土を耕す人は「なにもかるおま らの尊い實驗だ。大阪に働く若い友が「私は働きむいて御飯をいたべくときは 生活素を幼奪するのみでなく、自己の生活機能をも見失ふのだ、 み耻づべき理 て信心と沈默と勞働とによつて形ちづくられた修道院の様式を私にあ てがれ 人生そ 百丈禪師が「一日作さずんば一日喰はず」と體得した生活、すべては 0 4 由は寸毫も見出 燈閣の人々がい 由は寸毫も見出せない、このわかりきつた質質が多くあそまられかの一節である。繰返していふ耻づべきは徒食である。勞励を卑 生きてん 實は飯を喰ふ資格がないのだ、耻づべき寄生者だ、 のである。 味のわかる人のみ人生の味がわかるのだ。 ることを實感しうる。 つら勞働版をまとふてるのは応しい。 「勞働服は人生最高の農態であらればたらぬ われらは生き 本當に飯 労働は尊 寄生者は他 cn ある 0 0) 7 w. 味

ガリリンエンチン?

54

7.

後

の悩みはどち似状されるであら

それを苦にして非觀の結果、近所の T 女の後智慧をあばれまず まいが、つきつめるにも程があると にガソリンを注ぎ込んだのでもある かつた。まきかのるい自分の腕に馬合ほど飲んで自殺を計つたためとわ 薬屋から揮發油を二合質って來て 補に暮してゐたのだが、 はせる経わてるたが十日もかる 、急に苦しみだしたので、亭主 ンエンデンのやらにしゃらと、 をかける低に、自分の身機をガ 川楽ないので、叱りつけ 。何んでもとの夫婦はいたつて関たので生命だけはとりとめたらし はて、病院にかつぎ込み治療を 住んでゐる女房具店のおかみさ 云ふ命の雨でも降るやうな場所柄 先月の下旬お江戸日本橋は類数 何んでもとの夫婦はいたつて問 にはるら たととろ 0 0

から勞働を卑賤視する觀念をすて、勤勞の尊さに感激する自重と自愛にめざめて がれて苦行のやうに芬働を呪ふ、なんといふ悲しいことだらう。 勞働を耻づる勞働者ほど無智な自己冒瀆はない、かれらは「徒食の胎宮」をある 更らに怖しい皮肉は労働者そのものようちにも徒食羨望が集くふてゐる、自らの 単づべき徒 いをむるがれ、感激すべき勢働をいやしんでる、 かなし われらはすべて い錯誤だ、

銀と飯とが である、生きる營みは賣買されるものでない。それを賣買しなくてはならなくなに緊張されなくては本常に生きられない。勞働は商品でないとは近代の尊い覺明ある、だから勞働は生活の手段でなくて生活の當高である、こゝまで勞働が純一の知と社會奉仕の愛とをすべ括つてゆく自己の生きる道である、自らを養ふ道では生ける姿そのものであり、純な生ける體感の發動であるとき、勞働は自己創造は生ける姿そのものであり、純な生ける體感の發動であるとき、勞働は自己創造 とは自然と事實 くやらにならう、それは皮肉なことだ、働くことによつて賃銀を得、 くれたとき働かなくなる、 なら節操を賣つて飯を喰ふ県なか達と共にかなしい沈淪である、その世界には食 省みてこの過失をさんげしたい、もし勞働を賣つて賃銀をとる方式しか認めない **淚がとぼれる、外に向つてかゝる勞働の商品化と手段化を禁遏すると共に、内に** (は)るため、こうした、考方はたど外部的にのみ考へ、 文に等働を手段とする生活、これも彩しい誤りだ、 衷心から力いつばいに働いて力いつばいに生きたい。 つた近代の經濟組織の缺陷とまた人間の個性の過失に私は地上の悲歎を認めて 残つて生ける魂が見失はれる、飯を喰ふためにのみ働く人のお肚がふ である。本當に生きて働く人々が飯を喰ふてゆける合理的な經濟 若くは働かずに唯へる不勞川得の資をつくるために働 でる誤りだ。 飯をくふ 自らを養 の 飯を喰ふこ ども勞働

農村問題の解決

査時別委員やは審議の結果、農村間に關して諮問を受けてひた小作人調 とおふ。 題解決上是も急を要するのは小作法 を可決したので常局大臣へ答申する の成案にあるとなし、その取綱だけ 農林大臣から小上問題解決 の方案

訟および調停の促進と云ふやらな項 臨時處分、十一小作委員會、 調停の効力、十調停困難なる場合の 權消滅の場合の賠償、七小作料の一 をとが出來ると云ふのである。 目によるもので、争議を未然に防ぎ 時的減額免除、八小作料の供託、九 五小作契約の機槍及び消滅、 三小作地の轉貨、 對する効力、 作人と地主の間を関滿に處理する すなはち、 二小作地賃借機の譲渡 一小作契約の第三者に 四小作地の先買、 十二訴 六小作

スポーツの 大殿堂成る

シ經營方二舉り施設之レ備ハル 巨萬ノ資財ヲ捧ゲ十年ノ星霜ヲ 規閱

である信心が大切である、金が欲しいから働くのでなくて、ほんとうの生命が飲組織を要求すると共に、勞働は同時にその人格に發展の創造過程として生きる道 5 のである

生きる替みとして に働かなくてはならぬ。 動っ、 、であり、真質の世界の群様である。亡びざる不斷の創造である、われらであり、真質の世界の群様である。亡びざる不斷の創造である、われらであり、真性がひとつひらくときである。ほんどうに生ける勞働は高き文化を選である。若しこの世にほんとうに念神する一人が生れたなら真實の報告がとしての勞働は何物にも取代へられない生活である、生命である、 (完)

靜 省

かさざるやう致度 術雜誌として品位ある表題と化し申候何卒之れは遠久に動 る所にても既に好感を引き内容までも興味多く思はれ候學 なりしを清新にして雅趣あるものと遊はされ候は一瞥した 紙をも改められ從來如何にも粗笨にして意匠上 いたし候御努力之程感佩之至にて候且つ此度は「刑政」 拜啓秋燈親しむべきの候筆硯谷精良文華日に新 一候御加餐を祈る の無價値 しきを報

7

追慕シ奉ルノ初志ヲ全クセ

センコト

十月十三日

K

4

して、トラツク競技集、繪書師、野原によつて、健全なる國民か創生世紀の本書の御遺訓を優し奉つて建國の特大帝の御遺訓を優し奉つて建國の特大帝の御遺訓を優し奉つて建國の特大帝の御遺訓を優し奉つて建國の特別を表示ののが長 であるが、 は親しく御臨場御沙汰を賜けつたの 十二日宏麒式が行はれ、 びにたへないところである。 備が出來たことは國民のひとしく キ以テ永遠二神威ヲ仰瞻シ神徳ヲ宜シク相與二意ヲ外苑ノ爱護ニ注 うである。 帝都青山廣野に明 二稱 ノ宏肚ナル洵ニ明治一宮外死々 7 實に過去十年の歳月を関 だから 治神宫外 摄政官殿下 去月二 苑の

との持主たらんとしてこの外苑につ関かれてゐる。俯實なる思想と身体 大競技を偲ぶ外苑大競技大會が今の深いことであらう。昔オリピヤ 子らに、榮光あれと前る。 仰せられてゐる。 競技大會が今や 音オリピヤの

公衆の輿論

000

して公衆の意見である。一己の利害 云はる」ものは群衆の意見にあらず 合にあらずして心即的に時代を流る 先覺者の暗示もいれば教養も せる公平なる判断である。勿論公衆 に個せずして全體として利害に立脚 的に肉體と肉體と接觸せる群衆の場 の心理に崩すものにして、 察との余裕とを與へたる個々の人々 をして此判斷を生ぜしむるまでには し思測によって結ばれたる公衆 (Public)の間にある。公議 輿論と 真に民衆の意見は彼等に思慮と考 、彼等は無意識的に雷同するにあ して前後を川道し、太治を考察 精神物理 5 0

乏しい國民ではなかつたのである。

* 日本の現實を前途中

文學博士 應子木貝信氏談

特神の有様に顧みて、日本國民は宗教心に乏しいと云ふ議論がないではないが、 日本國民の永き歴史に顧みると、日本國民はその實どの國民に比べても宗教小に くの原動力を日本の佛教に持て居る。如何にも現代日本の混亂、頽廢、眩暈せる に就て一言を潰さなければならぬ。先にも一寸中した如く、日本の政術はその多 藝術と宗教 藝術に就てはこれを以つて足れりとして、私は大に日本の宗教

づけ了せるものではない。 らう。而してその神道の精神たるや、決して單に原始的の容疎な概念を以て、 **尙ほその國民的宗教を保持し、主張―瞑々の禪園の守たらじめて居るととろがあ** のである。我國民本來の宗教である神道に就てしても、いづれの文化國にか今日 而してその吾々の有つて居つた宗教心は、決して一通りならぬ宗教心であつた

國民清神の門沿 あの神道の特別を引起して居る日本の宮の建築を御覧な

も比すべきものである。 的精神の一つの姿は『軈てはあの希臘の大理石の柱、秩序正しく並ぶ希臘の宮に 雑乱、これを仰ぎ見る頭をして自ら項低れしむる赤の宮に現れて居る日本の宗紋 さい。今間ほ心あるものゝ心を三酸脂と畏敬の念を以て滿たす單純にして而から

『國民の精神を陶洽教養する一大精神的の力として生きて居たし、爻生きて居るの に紅の血潮と躍る事功断行の源であったのである。 である。一开は或る時代に於ては實に私共の最も偉大な國民的英雄の小膽無魄の中 の宗派若くは數多き宗派、一教『團の専有物にあらず、寧ろ浸潤して瞑々の裡に 社に紮んで育ら花を咲かせ實を結んで居る。而して誤の日本の佛教は決して一つ 而して進んで後代に至っては日本の宗教、日本の精神は多く佛教と云ふ偉大な (55)

かくして、彼は主從僅かに六騎で清別城を飛び出して居る。 化轉の内をくらぶれば、夢幻の如く也。一度生を得て減せぬ者の有るべきからと。 の城を出で、敵を境外に遠へ討たんとして、敦盛の舞を舞び、諸つて『人間五十年 た。而も信長は断乎としてこれを退け先君の遺滅に從ふと言ひ切つた。而してそ 大軍を率ゐて潮の如く信長の猜洲の域に迫つた。侍臣は皆信長に龍城防禦を勧め 人間五十年夢幻の例を申すと来除二年五月十九日今川義元は二萬に除る

人間五十年化轉のうちを比ぶれば夢幻の如く也。一度生を得て、滅せぬ者の有る この時の光景を描いた信長の紡筆太田牛一の『此時信長敦盛の舞を遊ばし候。

ずんば此なない、能く之れを看取す ることによって災禍を未然に防ぎ、 衆心理の臭底に潜める不平は勃發せ 鏡まれるが如くにして鏡まらざる民 しかも動かざるが如くにして動き、 は鎮静せられ、動くものは止まる、 成すべき原動力である。懸げるもの 公衆の意見は確かに次ぎの時代を形 に歴せられて其の解徴なりとも、此 い。より其の當時は他統的なる勢力 て之れを無関に関することは出來な 公衆の意見の代在するものは、 向けした、 を洞察して彼等をして其の向ふ所に 治家は此隱約の間に動く民衆の意向 衆を知るものではない。明敏なる政 看過するものあらば、これ亦真に民 的なる群衆の妄動と同視して整々に る時に暴力のために鳴りを鎮めるこ とありとも、何れの時か其の表現を ので、 企例せずんば已まない。これを一時 考慮によって 由によって ~ に足りないが、其根底に根礙き するの絵地がある そとには共鳴あり、呼應があ 一時的なる群衆の妄動は 此判断を出しい 此意見を表現し來れる 北等 に思想の自 有識的の

足衆をして近した方向に動かしむる

る。権力的鎮脈の政策にあらず にあらずして、民業指数に、政治であ して先覺者である。民衆迎合の政治 手の望む所のものは煽動家にあらず 家の嗣告とれより甚しきはない。 動を激發し、暴辱を取てせしむ、 めんとするの大人物なく、徒らに妄 し川練して清新なる時代を創造せし シ 脈迫し去らんとする事制家はあ する煽動家はあり、機力を以て之れ 帰動して群衆の暴狀を演ぜしめんと 額せんとする政治家はあり、民衆を 真に民衆を理會し、之れを教養 訓練の政策である。 傳統的なる民衆の力に依 吾國

之れを指導するものぞ。 (精神) 者なくしては過まず、嗚呼、離れか である。 民衆は指導

古は武士、今は乞食

明台の初から中国へは、本

随分指籍なこともあり、無鏡砲なこ 明治の初めから中頃へかけては、

> 端的な英雄的斷行の經緯とが輝く意味深長な世にも珍しき文章かと思はる。 べきかとて、螺ふけ具足よこせよと被仰、御物具めされ、たちながら御食事を参 り、御甲をめし候て、御出陣被成』云々の文章は、實に幽玄な形而上學的思想と。

いたものであつたのである。 に止まらず。希臘の最も高貴な思想家へラクライトスの教は、實に萬法流轉を說 常を謡つたもの、开は必ずしも日本の魂にのみ特有なるものでなく、寧ろ印度傳 來い、東洋共通の思想である。否、諸行の無常と流轉を說くもの獨り東洋の思想 ば、夢幻の如く也。一度生を得て、滅せぬ者の有べきか』とは、要するに諸行無 て、生ける行爲に於ける綜合に存すると思ふ。『人生五十年化轉の内をくらぶれる むるものは、質に二つの異れる思想の綜合、而も單に微念の上の綜合にあらずし 諸行無常是生滅法 而してこの太田牛一の叙述をして頗る意味深長ならし

かしめた所のものであると思ふ。 がら御食事を参り、御甲をめし候て、御出陣被成』と云ふ英雄的斷行の結論を引 言の思想より峻別するものは實に信長をしてあの桶狹間の大難に臨んでとの無常 100形而上學的前提より『蝶ふけ、具足よこせよと被仰、御物具めされ、たちない 日本の精神をして獨得なるものたらしめ、これを截然として爾餘の東洋脹世隱

推的行為は生れて参らね。否、印度、支那の場合に於ては多くの場合等の避難遊 生者必滅命者定離の思想からは未だ 必ずしも直ちには この英

つてならぬも の力を借りても取るがいる、だがと のじゃな だ、取るべき筋あつて取るのけ食る 無い奴は無いて食る、食る奴ばかり 財産のある奴は有るに任せて食る、 るといふさうだが全しその通りで、 鬼に有財餓鬼と無財餓鬼の二つがあ る触鬼道に随ちたのだ、佛数では餓 が分らぬ、食ふことばかり考へて居 が近頃の人間には自重がない、名分 することが、その性になってゐ ともあつたが、 大戦名分を知つてゐた、 武士道で顕致された現を以 い、取るべきものは、 かく紳 のを取るのは非道であ 社會の上位に立つ者 士であった武士であ 自市 た

は如何した譯か、お釋迦さまは食をおたことを書いてある。毎年といばれればならぬのだ、これが会だといふものはない、ところが今食だといふものはない、ところが今食だといふものはない、ところが今食だといふものはない、ところが今食だといふものはない、ところが今食だといばれればならぬのだ、これを書いてある。毎年を表している。

世の荀安の隱士を生で居るのである。然るに我にあつてはこの人世を夢幻と觀 郷の英雄的斷行の泉を淡んで來て居るのである。 のより、立ちたがら食事し、甲冑を帶して千寅萬馬の武つ唯中に健師する乾坤一 我等の一生を蜉蝣の如く果敢なきものと見るその陶遠、高路、脱俗の思想そのも

的行爲をして、往々西洋の偉人英雄に見るが如き煩惱、執着、飽までも地を匐ふ 本の文化にありては諸行無常の厭世超脱の思想は單に山林の間に自適する出家沙 れ質に私共が大乗的精神と稱するところのものである。 て摩を吸ふの鎌なからしめ、高貴、高邁の風あらしめて居るのである、而してこ て高邁な英雄的行爲の源となつて居るのである。而して又實にとの故に我が英雄 は往々湿羅、總甸等に見るが如く、國民的氣魄を優柔に導くに止まらず、寧ろ却つ 門の属のみにあらで、一般に國民精神の間に浸潤する思想であり、而もその思想 の精神をして獨得ならしむるところのものかと思ふ。而して實にこの故に争が日 彼よりこれを生ましむるもの、彼此の兩者を一つに統ぶるもの、変にこれ日本

矢遷き刀折れて塗に、その老いの破腹を掻き裂くに営り、彼は心静かに歌つて る、この高邁な精神は私共最もよくこれを三浦道寸の最後人その辭世に見ること ける、即ち真の大乗的精神は獨得に日本的精神の産むところであつたのだと信じ が出來る、彼が北條早雲と戰ひ、その居城三浦岬の油壺の城に立籠り、力職苦闘 三浦道寸の景後 概念的構造としての 大乗帰教は いさしらず、具體的に生

(57

ではれるしたらうが、それがお録地 額つきはして居るが、食を乞ふため が今日の多くの連中は立派さらなお の本領は乞食の外にあったのだ、所 けられたに過ぎぬのだ、お釋迦さま ほんのわづかの代償として人から受 ろかそれは精神的の大事業をなす、 さまの仕事の全部でない、小事どこ

である。

我が鎌倉時代に法然、親鸞,道元、日蓮のあつたのも決して偶然ではなかつたの て同時にその佛教を大乘佛教、それも我等の魂の血肉の内に生かしめたのである

らぬ所以である。(韓の生活) か今日の奴等は乞食だといはねば も二にも、食の鳥にのみ働く、これ

でも、直ぐ打ち切ってしまふ。 ないと見れば、どんな結構な仕事を に働いてゐる奴ばかり、食が得られ

10

と、如何にも恥かしさうな。風をしらも外國語が出来ませんで』 らとする人が挨拶に來て、 一私は、 開三日前に、 お恥かしい次第ですが、ど 歐米親祭に出かけ

話せなかつたら歌唇に遊ひない。し かし外国語が分らないからとて、そ 日本人がその國語である日本語を

うつものもうたる」ものもかはらけよ

るが如く、あの岬角に発ゆる老板を籍の如く超邁清爽なることを得たのである。 血流る、敗鬱裡に親族郎黨の討たる、一族沒落の日に、あの油金の水静かに澄め 我が日本の獨得なる國民的精神は、唐天竺渡來の佛教に依りで育まれて《而し 差別と特殊と演轉に超越せて一味平等の絶当者に参列して、千軍商用の特の押鮮 に生くる限り、題或苦悶を辭して居ない。一時に彼はその心の難疾には敵味力の かく敵味方に偏執して力戦苦闘するの要はないかも知れぬ。而も彼はその幻の世 若し敵も味方も元來一味一樣の、隔てなきものであるならば、彼は必ずしも然 くだけて後はもとの土くれ

家物語の驚くべく深き形而上學的背景を持つ悲壯、凄艷な史詩、日蓮の蓬勁無比 れるのである。 た鎌言者的文字等は、この極の世界の何れの文學に比べても

遜色なきものと思は は、同時に世界に類少き文學を生んで居るのである。源氏物語の洗練と典雅・平 文學と觸覺藝術。而してこれ等の典雅にして雄健にして、胸玄なる精神

叉世間往々日本の作品を許して繊細、小品であるといふ。如何にも日本の藝術

はない れは不便ではあららが断じて恥辱で

たことがない。 て恥かしかつた」といふことを聞い だ。吾等は、支那や南洋を旅行した 米の同語に通じない場合に限るやう 人から『あちらの言葉が出來なくつ とを恥とする、殆どその十割は、 しかも、外國語の知識に乏しいこ 歐

題そのものが等ろ恥かしい 気がす 吾等から見れば、國民のこの心理狀 するのは、どうもをかしいやうだ。 米の旅行でも、支那南洋の旅行でも は、その便不便は論外として、歐米 同様な管である。然るに、世間の人 言葉が出來なくつて不便なのは歐 葉に通じないことばかりを恥と

通信員に移民問題を話した情報部當 事者が、外國語に不十分であったと 明』事件である。それは結局、 それについて思ひ出すのは、この 外務常局の『移民政策更新聲 真劇の幕を閉ちた。 外國

> 小藝術は一個の觸覺の藝術でのつたのである。 グロオセ博士の指摘して居るやうに質にこれを撫で擦りて飽かぬもの、質にとの はその廣き範圍の中に一種獨得な『小藝術』と稱するものを生み、且つこの花と 吹かせて居る。前にも言ふた刀の鍔の如き者しくは峴猗、手筥、根附け等はその 例である。これ等のものはいづれも繊細、微妙、これを眺めて飽かず、而して

れでも尙ほあの大佛の御姿を仰ぎ見る時私共はその偉大なる藝術の美に打たれる にかゝり、その規模に於ても昔の規模の大なると論処の美しきとに比すべくもな もその奈良の大佛に及ぶものがあらうか。今日現存の大佛殿は一度氽上後の再建 のである。 くまた大佛そのものよみぐしは嘗て焼け落ちて、今のはかけがへではあるが、そ る。而かも飜つて思ふと、世界何れの國にか滿分。藝術的價値を體現して、而か て珍重され、日本人自ら進んで日本の藝術は規模が小さいと言ふに至つたのであ 而してこの西洋の我等に對する誤解が舶來品となつて日本に渡來し、舶來品とし 西洋の人々は往々日本の藝術は皆繊細微妙な小藝術であると誤解した小である。 らるゝに至つたものは、浮世繪其他とれ等の小藝術の作品であつた。それが爲に ミケランジェロと運慶 而して日本の藝術的 作品の中で最も早く西洋に知

寫真などにて、ミケランジエロの作を見て云鷺するのが例であるが、低級な窓口 若くは叉運度のことを記憶に喚び起して御魔なさい今の日本の人達は、頻りに

をすれば、からる問題ひは起らなか せず、不便と悟つてそれ相應の準備 角、初めから年可通の外國語を恥と たこれを不便としたか。 の語學知識を恥と感じたか、はたま ったはずだ。 所で、その役人は、日分の中可通 それは兎に

する癖は、日本人の思い癖だ。 得笑。以て迎へ、いゝ勿減の浜事を欲来人と相對し、不可解の言葉を

(大阪毎日)

0)

は、常然の理であると信ずるのであのであります。況んや世邦へならぬのであります。況んや世邦へならぬ 信篇数の人が社會に充滿し、 て、其の歸依者となり心服者となる 邦の人と雖も、之が情意を受け入れ信にして其の行篤敬となり、母親のるの至誠があつて、初めて其の言思 突社官人 んは そこでかいる人間味 と言歩段展に書さんとす 足立 白地吾 ある心

> 運度の劣る所以を彼見することが出來ないのである。 覧たさい。その大に於ても又その力に於てもミケランジェロに比べて、私は朱だ の鑑賞は習らく指いて、先づミケランジェロに比較する眼の前の日本の運慶を御

あつて、その語は必ずしも米だ日本の特神に當るものではないと信じる。 操に規模の小なるものがありとすれば、开は脅ま現代日本人の喧響を語るもので きでに雄大、かほどまでに大規模な城廓はない。若し私共現代日本人の感馁、情 節があるが、その贖落期に於てすら、少くもその富初に於て徳川幕府は私共の眼 の前に登ゆる千代田城を築いて居るのである。世界中どこの國を捜してもかほど に於て決して光彩ある意を形造るものでなく、寧ろ一種の暗落の時代と見はる。 と思ふ。徳川幕府の時代と云ふものは、色々な勘から見て日本國具の精神史の上 雄大なる千代田城 而して最後に私に私共の限の前に発いるものを指さら

ある。 化はその種に従って言ふゆ、真に天下一品たるととを記憶に土せば即ち足るので 私はこの上更に日本文化の高貴と偉大に深入りする殿を持たね。たど日本の文

有無と、又その無彼を穿索しようと思はぬ。寧ろ事實そのものに常面して、事に 異にする西洋文化に面接した。面接すると問もなく、私共はその儘にては日本園 完全の域を懸したところの文化を提げて、日本國民は約七十年前始めて全然類を 」に至った原因の中でい最も深きものと思はる」ものを指摘して見たいと思ふ。 の存在を完っし得ない事を知つた。私は今との事をして玆に至らしめた責任者の 東西文化の優劣 かくの如く天下一品とも申すべき、殆ど或方向に於ては

同はず、男女老幼を論ぜ、 教育も藝術も宗教も、悉く統一せら るのであります。 **労働者の差異もなし、** は治者被治者の區別もなく、資本家 れて、よく雑鼠の内に行はれそこに ずして行はれ、共存共衆とい は言を待たずして實施され、政治も てとそ に皆其の幸慶に均常し得ると信ず 男女老幼を論ぜず、 相互共助といふことは期せ し相容るム境地に達し 自他平等の裡 上下貴題を 四海河 ふこと

達し此の境地に到らればなられ、言 であるのであります。 ひ換ふればそれが天國であり、 であります。 至純正説の類現であります。 民衆の醇化とは叙上 機謀の存在を容さいる境地 吾人は勉めて此の域に の域に達する (弘道) 虚信や 極樂

會教化に就而

現はれて來た。又それと同じく、社に、社會後化といふ語が極めて多く 近來の新開雜誌又は演武談話中

> の真つたい中に飛び込んだのである。 民的闘爭に依りて銀へ上げられた生存の文明を以て鎧うて居る世界の國際的競争 稚脆弱な文明を以て、私共は牛ば強制され牛ば進んで、少くも近世四五百年の國 皆無にあらざれば脆弱、幼稚極まるものであつたのである。而してかくの如き幼 家的組織と文化とは共に國際的生存競爭に對して何等の工夫、何等の用意なきも のであつたのである。換言せば、生存を中心とし、生存を目的とした文化は全然 闘争と云ふ激しい湍流に揺され、殺はれずして育つたもので従つて日本國民の國 し込められて生きた日本の文化、全日本國民は民族的闘争、國民的競争、國際的 全然世界は申すに及ばず近隣の諸國よりすらも隔絶せるものとなったのである。 鳥國の文化はさらでだに孤立階紀の傾きある上に、徳川幕府の鎖國政策の下にこ に思はれる。と云ふのは日本の文化は言ふ迄もなく鳥國の文化である。而して此 鎖國政策の下にありては、必然西洋文化に劣らなければならぬ理由があつたやう 民族的闘争一從つて四面環海の波濤と、鎖國政策と云ふ硝千張りの温室に押 日本の文化は、これを單に國の存在と云ふ點に限つて見れば、少くも永きに亘る

西洋の文明を採用しなければならぬことを確認した象山、松陰、小楠等の本能的 直覺の確さを認識せざるを得ないかである。 思ひといに及ぶ時、私は今更ながらに、既に當時日本の舊き生活様式を脱して

る、故にこの改革は先づ、電備・海運等日本の必要事に始まつて、漸次他に及んで 西洋の文化様式を採用すべく餘儀なくされた。
开は元來餘儀なくされたものであ 國民生活の模式 上の如くにして日本國民は その古き文化の舊套を耽して

成人は同一だといひ、或人は對立 なんに一部であることはいふまでもない。 一部であることはいふまでもない。既に一部であることはいふまでもない。既に一部であることはいふまでもない。既に一部であることはいふまでもない。既に一部であることはいいまでもない。

供し社會事業を主として、教賞や助賞や、共濟共榮の事業といふ風に教義に觀れば、前に述べた社會教化表に関れば、前に述べた社會教化、社會教化はその中に包含せられて同一となり、社會事業を被義に解すれば、社會教化はその中に包含せられて同一となり、社會事業を被義に解すれば、社會教化は一戸を分ちて對立とば、社會教化は門戸を分ちて對立と

自分は、警で疑義を覚すために某専門家の教を請ふたことがある。同

居るのである。然るに一般國民の日常生活の様式の變更と云ふととは、その事既 達した都會とは餘程その趣を異にして居たやうである。 殆ど都會生活に對する傳統を缺いて居る。蓋し日本の都市と云ふものは西洋に發了 工業中心の生活は自ら都會中心の生活になつて参る。然るに日本國民の歴史は、 ある。と云ふのは、近代生活の特色はどうしても工業中心の生活である。而して 尚ほその上に日本國民は全然かくる改革を容易ならしむる傳統を缺いて居たので に極めて困難である上に、目前に迫る必然を缺き從つて强力なる指導を缺いた。

抗するの権力を持つて居たのである。 つたらうと思はる。とれ等の堺、大阪等の都市は、或程度までは封建の諸侯に拮 は足利時代から豊臣時代に亘つて築えた堺、大阪、若しくは博多などがさらでも ものであった。若し日本に多少かしる傾向を持つた都台があったとすれば、それ 立してゼノア、ベネチア、ルユベック等の如く附近に偉大な帝國をさへ建設した に對立して、或る程度の自主獨立の權を握つて來たものである。中には絕對に獨 自由都市の發達 西洋の都脅は漸次、程度の差こそあれ多少とも君主諸侯

たのである。大阪今日の繁榮と驚くべき發展の勢力は、一つにはこの傳統に基くと 力を得、隨つて或る権力を保持して自由都市らしき或る傳統を傳へることが出來 あつたのである。

この中た

ド單り大阪ばかりがその

地理的經濟的關係から

漸次質に 徳川時代の日本の都市は、要するに諸侯の城下でなければ幕府直轄の所謂天衡で 徳川時代には日本に西洋の意味に於ける都市なるものし跡を絶つに至つて居るご 併しこれ等の自由都市の芽生も徳川幕府の抑脈政策の下に、一掃されて了つて

支ない。社會事器は物質的、社會文ない。社會事器は物質的、社會事器は物質的、社會

とお盛中である。と考慮中である。と考慮中である。

東令数化及び計會 本業は、上述の知く流行語であるけれども、その意 業が確定して居らぬ。 畢竟未だこの 事の前患が不活酸であることを勝す るものである。

現代の缺陷は實に社會数化、社會教化の實績を舉ぐるが大切である。ことに物質よりは精神であれば、精神的に属する社會教化に重きなの人物の教得と感化とに独つて社ば、精神のに属する社会教化の質績を舉ぐるが大切であると思ふべである。 (人道)

ころ少くないと思はる。

て都會建設のいろはを辨へて居るか否かを疑はざるを得ないものである。後の所謂復興の東京に、日本國民の新都會建設の業を見る時に、日本國民 如くに思はれる。 而して進んでそのはである下水になると、全然その思び到られところであるかの にそのろである道路になると、どれほど明確な了解があるか頗る疑はしくなる。 のいであった水道に對しては、 あろう。との中日本國民は昔から水に對して贅澤であつた爲めに、この都會建設 ある。而して都會にありてこれに相當するものは水道と、道路と、 て總ての有機體には少くも三つのものが必須である。口と食道と而して下の口で 近世都會は昔の散漫な村落と異り、一つの有機體であるべきものである。 時、私共は真に忸怩たるなきを得ない 才能を現はして居る。あの満洲目睫の間にある哈爾賓と奉天の新市 會生活に對する訓練を缺いて居るものは他にあるまい。都市の傳統を持た的點に はあの彼得大帝の徹底的歐化主義のお蔭で日本に比べては幾分優秀な都市建設の 於ては、露西亞は日本と好一對かと思はる。而も倚ほその露西亞でも今日に於て 开は鬼まれ、實際今日 世界列强の間に 日本國民の如く都 可成りの注意と努力を拂つて來て居る。然るに旣 . 私は或は奉天に、 或は京城に、或は震災 日本國民に果し 而して下水で 街とを比ぶる (63

つては東京市民之を廣くしては日本國民の健在を疑はさるを得ないものである。 全市を裝詰めの狀態に陷らしめ、蚊と蠅と傳染病を根絶し得ず而も平然たるに至 き直しの新しき復興的建設に際して、尚且つ下水工事の見るべきなく、その貸め との列強五國の一たるを以て誇る日本帝國の首府にそれも震災後の全然新規撤

20

機鳴部、炊事場。食堂、寄宿舎、病院、診療所の順序 の規模と云ひ、施設と云ひ實に完備して居るものであ る。今その大路を記することしする。 で見たが流石我國工業界屈指の大工場であるだけにそ に近郊隣田河畔にある、鏡淵紡績を見學した。工場、 去る九月十八日の土曜午後一時半頃より練智生と共

は理想的な耐震耐火の建築ださうである。 工場は震災後に建てかへられたもので、工場として

無數に据えつけられてゐる、 實に目覺をしいものである。 く動して居るその中にいそし 場内は明るくて質にきれいである。秩序整然として 復雑な機械が目まぐるし へと立働く工女の有様は

電質が しださうである、從つて総糸の良否は此兩綿の調合に製糸の一緒は埃及綿と米綿とである。埃及綿は米綿に比して、

3 ださらである。 られるのである、繊維のない綿唇は綿唇商人に辨ひ下るのであ 割は一度機械にかけたもので、いくらか繊維のあるものが加へ 在同工場の配台の割合は埃及總三割に、米綿六割とその他の あるので、此点が技師の技術を要するところださらである。 商人はこれを諸関に使用さる、未綿として市場に資用すの

窓と云ふものがない『天非が硝子の縹藍りの爲め充分の先を採して次の戸を開披すると云ふ順序になつてゐる。久向て楊には 先づ入口が二重になってむて、場内出入の際は最初の扉を閉鎖 る様になつてゐる。 次は瓦斯糸工場である他の工場とはその設備を異にして居る。

据付られてある下から「モーター」にて適度の風が送られてる てその火炎の動権さ危険とを防いて火力を強めるため、機械の 内の換氣は自然に行はれてゐる。かくして瓦斯火の中を一度通 て、場内の上部中央に大きな通風管があつてそれによつて、埋 通風の点はその機械が各一枠毎に瓦斯の点火装置になってわ たものを光澤出したものださらである。

0

仕掛なのに驚くの外はない 力はこゝにある。石炭の供給が自動的の装置でその大 機關部には發電所が併置されて居て、工場機關の動

としては、米を洗滌する機械である、米一俵(カマス入) 炊事場の中で私共の他所に見ることの出來ない装置

出するやうになってゐる、そこを通すと米は全く洗滌 されてしまふのである。かくして米一俵は約十五分に 型の中に螺旋條のものがあつてその上からは浮水が流 をあけると同時に動力によつて水と共に廻轉して、桶 それく一調理場が特に設けられてある。又醬油、味噌 子)等に至る迄製造して居る。 等の醸造から豆腐、こんにやく、菓子へ主として餅菓

私にはそんな感激さへ浮んだ。 んでゐる姿であつた。上も下もない湿い和合の世界一 なく、孜々として自分の望ましい仕事に動み、いそし 強く感じたのはこゝに働く人々が悉く何の不平不滿る あつた。けれども工場の全體を通して、私のいちばん は時間がなくて、見ることが出來なかつたのは遺憾で 科に分れて居て各専門の醫師が居らる」のである。 分に知るととが出來た。次に診療所であるがこ」は數 である。如何に會社が保健と衞生とに注意せるかを充 余の工女の中で病院に入院せるもの僅かに二十名余り 養をなさしめるといふことである。之れが爲め二千人 あるものは直に臀師の診斷を受けさせて、それら一塚 なつて居て、少しでも熱のあるものとか、身體の異狀 週一回宛保健係が工女の體量と體溫とを調べることに 寄宿舎には一寮舎毎に體重計が置かれてあつて、毎 此外實科高等女學校、託兒所、織物工場、農園場等

なやかな聲を聞つと解した。 終日の勞を了へて樂しい夕餉の食堂に入る人々のは 0

て當局者の一考を煩はしたい感じがした。

ある。此點は刑務所などに於いてもその衛生上よりし になった食器は見たいけでも實に気持ちのよいもので ので之を拭ふこと等は絶對にいらない、からして清淨 る。殊に食器が瀬戸物であるが爲めその水排きがよい の湯槽で全く洗滌され而も充分消毒も行はれるのであ

湯槽の中に入れられる、その湯槽は三つに中が區切ら れてゐて順次二、三分間置きに移されるのである最後

つて居てそれが洗滌場に運ばれて、節と共に沸騰せる 物である。之れが食後各自所定の籠に入れることにな であるが先づ此の工場で使用さるゝ食器は凡べて潮戸

て洗滌されるといふことである。次に食器洗滌の装置

設けられてあつて、各自工場勤務者の求めに應すべく、 食堂がある。その外に洋食、和食堂、喫茶店等各別に 食堂は工女と通勤者(男女合併)とに區別された大

インプレツションの初の

札幌、作業技師 湯川左右

大学では、 の本工場で七八日位で出来る無常を二十八日も費した事をやらせてると云ふ感じを起させたそれは普通社會 事を中らせてると云ふ感じを起させたそれは普通社会 事を目撃した私が刑務所に赴任した二月の月一ヶ月を 事を目撃した私が刑務所に赴任した二月の月一ヶ月を か後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど の本工場で七八日位で出来る無常をこ十八日も費した 事を日撃した和が刑務所に赴任した二月の月一ヶ月を 事を日撃した利務所に赴任した二月の月一ヶ月を 事を日撃した利務所に対しても、 が後社會に出ても落伍者となり再び刑務所へ立ちょど はたる監や仕事の段取りの悪い點に経験を多く持つて に対して記されたと云ふ手合が多いからである社會ではど

然らば一々製品の仕上期間を定めたらその欠點を補ふれて居ない。刑務所では無競争で且つ時間におかまひなしの様に思はれる點がある又受刑者は生活安定を與へられてるから仕事の機機を會得せず昔の大名に抱えられて居た職人の様な氣持が見える要するに食ふ事に困れて居るのは刺輓がなさ過ぎるからだと思ふ。かつて居るのは刺輓がなさ過ぎるからだと思ふ。

をは、「大きに、できるかられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも考へられるが、従来から作られてる普通の形の株にも対してはならない又並行して行つてもならない如何に流行する。 「はならない又並行して行つてもならない如何に流行れてはならない又並行して行つてもならない如何に流行されてる事道の形の株にも対しておけばいます。」

出來ないのである。
出來ないのである。
出來ないのである。
と同時に製作期日を從來の樣に退くれては刑務所に期日物を注文する人が少くない從つて多くの注文を引きと同時に製作期日を從來の樣に退くれては刑務所に期

全部の指物を機械作業にしたならば産額は増進するかを部の指物を機械作業にしたならば産額は増進するから特に便利で且つ簡單なものがいいのであるだければな機械の力に待たねばならぬのである何んとなれば本取を各個人でやつて行つては能率は上らぬものであるだの地である工場でも時間と材料の點からして二三人の木取工を置き機械の力に依つて多くの指物工に木取りした材料を供給して直に製作にかりらしめる機にし居るから作業を分擔してこそ玆に始めて曲りなりの上居るから作業を分擔してこそ玆に始めて曲りなりの上居るから作業を分擔してこそ玆に始めて曲りなりの上書的となるのであるそれから吾々は工藝的に進ませた。機械と云ふても二三豪でいりのであるが今若したるらば産額は増載されば本取を任何となるのであるよりに近い指物工であるから指令と表したならば産額は増進するかと都の指物を機械作業にしたならば産額は増進するかと称の指物を機械に関する。

と云本に目下の此我国では歐米諸國の様に多数局形のと云本に目下の此我国では歐米諸國の様に多数局形のである。要するに能率増進と經濟上からして二陽力位の「へる)要するに能率増進と經濟上からして二陽力位の「へる)要するに能率増進と經濟上からして二陽力位の「へる)要するに能率増進と經濟上からして二陽力位の「へる)要するに能率増進と經濟上からして二陽力位の「へる)要するに能率増進と經濟上からして二陽力位の「へる)要するに使用するとしたならば勝手が違ふので怪我人を出す恐れがあるから段とに練らして行けばい」と思ふ

東京以北第一の都市なる札幌の文化藝術もポエに於てはその昔のアイヌ紋機にも劣つてる感があると、ツション式にモザイツタをくつ附けたと云 ふ 風 な のでおる要するに半年単純なる雪景色の中に埋もれ一盟百むる要するに半年単純なる雪景色の中に埋もれ一盟百むたる秋色を味はる暇ちなく復雪に閉されねばならね此の地の人には大自然の藝術さを静かに玩味咀嚼するの余裕を與べられないのであるから器具調度に對しての余裕を與べられないのであるから器具調度に對しての余裕を與べられないのであるから器具間を引きれたる趣味に向上しつ、ある事は資にうれしい事である。

出版する

れたる意味に向上しているる事は皆

技に始めて出りなすの

二月までの六ヶ月間を教育期間とし其の内宮初の二ケ て六ヶ月を於つたならば先づ大工として見る事の出来 である而して後の四ケ月は専ら技術を進めるのみにし 他の先生が技術によって耳と目と腕とより教授したの 私は學科によって即耳と目の方を教授したので又一方 修理の仕方、工作の方法等を知らねばならぬ其の期間 は大工ででさるとして實際に役立つ仕事は出來るとい から大工をしたてるために人数を選集すれば官ちに是 月間を基礎教育機關としたのである此の基礎教育は今 として御手傳をした此計畫は大正十五年七月から同十 に建築大工の養成を試みらる」に當りて私は其の講師 からも建築の技術を會得せしめんと努力せねばならぬ 來得る樣になるのである此の間に耳からも目からも腕 をいふのである此の期間を終れば極初步なる作業の出 A程には行かない何としても工具の研ぎ方、使ひ方、 司法省の計畫で巢鴨刑務所及豐多摩刑務所の二ヶ所

> する如き手際よきものは出來得る譯はないが併しやく ざる大工の工作であるから従來の熟練なる大工が建築 はよりよいものが出來ると信じて居る。 さな請負師がへた大工を集めてぞんざいに建てたより 建二棟)に着手して居る前述の如くまだ大工に成り得 して居り豊多摩の方は同所にて同様官舎の建築へ一月 中の新築場に行きて官舎の建築(二戸建二棟)に從事 る程度に達せしめんとするのである現に巣鴨の分は府

> > (68)

べて見たいと思ふのである。 今や第一期の二ヶ月教育を終つたので共間の感想を述 初犯者武拾五名とを得之を二ケ所に分けて教育をした でないと認めらる」者を選拔したので累犯者五拾名と 近の刑務所より養成の趣旨を領得せしめた後志望者を 募り共中に就て更に年齢價格共に適合し且行狀不善良 此の教育を受くるものを實習夫と名づけ東京並に附

私は受刑者に接することは初めであつて更に比機子

して是が犯罪をして官の御厄介を煩はすのであらうか るのである終には私の目には是が犯罪人であるかどう て親しみも生じて來るし生徒は益熱心になつて來て唯 平安なものであつた即生徒の管理といふことには何等 さて實際の教育に取かりつて見ると案に相違して頗る 講義の中に機會ある毎に必道德的の談を交へる事に注 と思はしむるに至つた併私は受刑者たる事は忘れずに 生よりは一心になつて少くも気の散らぬ其面目さを見 何んとなく快さを感ずるに至つた却つて普通一般の単 ついて居られるからであるが、講議が回を累ねるに從 の注意をも要せぬ静粛さである(勿論戒護の専門家が 分られは或る恐は聊かなきにしもあらずであつたが 0成

良であつた事である其の大要を表示せん。 ある一言にしていふならば初犯者は良好で累犯者は不 たのである然るに案外にも夫れが一致しないのが妙で 乙所にても結果の一様なる事が常然であると信して居 としては意外に感する事があつた夫れは同一の人間が 文章を用ふる餘地もある様にした其の答案の結果が私 とするので文章を用ひなくも間解にて足る事を旨とし 験を行って見た問題は摩力程度の一致しない人を對象 があるので講義は約一ヶ月半で中止した依て一先づ試 意を怠らなかった。 一様に同一の事柄を教授したのであるから甲所にても 私は勝手な都合ではあるが以前から計畫して居た車

高等本業以下本常 文章 程 度	累初 犯 数 被 者者 被
本 卒 就 司 〇	犯犯數/成
以下平安教育	者者/旗
和度	二 甲 二 元 九 乙 二 元 九 乙
及年齢表	三九乙
	五一两
夏 三 五四 人者	五人人一大
司 是 五 50	t = \

以上の結 おの部と 及れ至る

平影智之

入るし七人の人間に国人、本の結論に供てよし社会に出て 日二四二十八多四四部 \$ 10 th 5 のものは凡付着として弱 ないのではないかと 棉放憩

Z

らぬ事と思ひ卑見を加へんに第一學力は如何といふに

西のは下

結果に就て考ふるに何等かの原因がなくてはた

二八八七

見る處では大多數其精神であると思ふ併其の精神が起 て吳れぬのではあるまいか然る時は折角所內で修業し ると同時に一面には從來の經驗に依てよし社會に出て た大工も社會に適用する事を得ないのではないかとい 正業に就かんとするも社會のものは札付者として曲し 者には其精神がないではない今日の狀態に於て自分の ても大多数が夫れであるのではないか之に反して異犯 ふ心配が臭底にあるが爲めではないかと思ふのである。 庞人員表

者では窃盗の如きでは餘程罪狀の常むべき大罪を犯し 殺人のみにして窃盗詐欺の如きは甚だ少數である果犯 る差異がある様である即初犯者は殆んど强盗、放火、 者は窃盗最多數にして他は頗る少數である。是は初犯 今一つは犯罪の性質を見ると初犯者と累犯者に大な 果犯者以出一人以及土 物签 强签 殺人 放火 作個其他 は事 m

及年齢の根違より來るものと考ふる事を得すとすれば 記者の方が年上である然らば試験の成績は學力の相違

何であるか是は初

とはこんな場所に來る 犯のものは社会

に出てたる後は正葉に就て決して二 犯と果犯との差ではないかと思ふ即

様な事を仕まいと考ふる精神

澤山の分量の知識技術を得て必ず大工職を以て身を立 ねばなられのであるから一つ充分に勉強して成るべく 建築を教へられて此後少なくも残刑期二ケ年間從事せ が十分に發露して居るといふ譯ではないが幸ひ所内で

でると決心した者のみではないがよし全部でないにし

た者でなくば二ケ年以上の刑を受く事少なく强盗殺人

は同一と見るべきである第二に年齢を見るに初犯者平

の二名と無教育者一名を見るのみであるから學力程度

均二十七年六ヶ月果犯者平均二十八年七ヶ月にて稍見

ものなく只像かに果犯者中にて中等単校を卒業せると 校に至るものも中華二年位より以上に教育を受けたる 卒業者之に次で高等小學校卒業者及半途退學者中等學 甲乙共に其差を見出すことは出來ね多くは等常小學校

30 が是等の方面の罪を犯すものは餘程知能に缺知する事 が如きものは単科も技術も殆んど物にならぬのを見た であらうかと思ふ犯罪者中にても殊に猥褻行爲をなす くる機會を與へらる」事がなかつたのではないかと思 共知の足らざる傾向あるものが仕事を得 といふ様な事ではないか極端に云へば智識を應用して にする事成す事皆思ふ様に行かず止むなく窃盗をなす 犯すといふ事は何をしても出來ない智力が足りない母 つき易い傾向を以ては居ないか又一方常習的に窃盗を 5 5 る然るに累犯者の窃盗に至つては犯罪が常習的に近づ ではない全く導人に立歸つて居るのではないかと思へ に向つて色が薄いのではないか模端に云へば最早惡人 る犯罪者多かるべく云はど常習的のものでない罪惡的 放火の如きは重き刑に問はる」結果ではないか 年以上の初犯者は罪人其物の感情の一時の激發より來 いといふ譯ではないかと考へられる。 かと思へる今日に於ては全く善人の志で居てもぐら て來て導人に立歸るに甚だ道が違いといふ譯ではな 断くの如き事柄によって學科に影響のあったもの するに足らね云はゞ痴愚に近きものではないか又 べき数 養を受 此ニケ

を以て作 に衛科の方面を見ると初犯累犯共に熱心に頗る興味 て居一更に其逕庭あることを認めぬ勿論

もなるまじきも自己の見た俺を報した迄である何程で

も参考とならば壁外の幸順である。

異へて極めて

のである。

して無謀でない累犯者の多数も正業に就き得る

滿足すべき効果を米す事と信じて疑はな 只一隅より見た管見何等専門家の参考と

る者がないならば不幾分にても犯罪する者の率が少な 勿論累犯者も是か為に再ひ犯罪して刑務所の厄介にな あるといふ事を得たる事は其愉快である然も初犯者は たる報を聞き當局者も聊か危ふまれた事は全然杞憂で つて某所に於て試みたる極めて悲観すべき結果に終り ことは成し得ない事であるけれども此仕事の開設に當 以上は誠に短期間に得たる事質にて直ちに断案を下す 更に良好なる大工となり得るものと信じで居る。 の大工職となり得る殊に長期の刑期を有するものは獨

つたならば大浦足である自分は當局者の此企てが決

(71)

も術科に長して居るとも云つの併學科の頗劣等なるも

ふ天才が餘程手傳ふので學科の成績の良好なる者必し と見て差支はないと思ふ唯術科の方は器用不器用とい 此方面は教授する人が別人であるから其成績の標準を

一人が採つた如くは行かぬけれども先甲乙なきも

0

面目にやりさへすれば刑期を終る時には大したる腕前 のに衝科の秀たるものもないのである故に本人さへは

000000000 000000000

開西には

◇日本の神と印度の佛 ◇狐が神使か、狐の神か

遠 理

た道筋がある、 ふと、それには種々かくなつて來 になつたり、 を來して思想問題にも及ぶ事にな 敬ひ、佛を崇める精神の上に誤謬 爲めに迷信に陷つたり、 つたのである。 宗教だのでないのと大分脈はしか から始めると、 る。そこで何が貸めにかく狐が神 が神使などとは實に神威の胃液で よく心得て に、本年宗教法案に就て神社が 置かなければ、 神使になつたかとい 先づ卑近なところ 狐を神だの、又狐 これが

正して

置かなければならねものが

つととは恥である。

中にも我れ

~國民として是非ともこの誤は

も角文化人として種々の迷信を持

をなしたものであろう、

それは東

丙午の迷信打破運動が一つの動機

しく論議されたが 信のことに就て、

• 今年は喧

これは

あるそれはお稲荷さんに就ていあ

でなくとも狐が此神の使であると

神社は狐を祀つたものであるとか

何時の

頃よりか通俗には稻荷

際それもある。

それが迷信から來

心得て居るやうである、

且つ神を

た淫嗣で、このやうなのがある登

そこには狐と けた處に一つの便りがある、 であるが、辻占を甄簞山にくつつ 卦當らぬも八卦誠につまらぬもの は京都の近くに瓢簞山の稻荷さん ひとかいふ行者があるが、何故か 子は年經た狐の骨を持つて居るか に巫子といる元は神社に附属した れたものと思はれるが、當るも八 といふのがあり、これから宣傳さ く狐が信ぜられるものであるか、 て居る、この巫子の外にも稲荷使 らよくその言葉が的中すると云つ 薬を妄信する者があつて、その巫 とした者があるが、この巫子の言 とか死者生前のことを云ふ)を業 憑盤現象によつて人の身上の豫言 ものであろうが、専ら、神降しへ 行て居るものがある、 稲荷の辻占と呼 cn 俗間

山の名も出て來るので、 全國には無數にある、この古墳の 表的の最も雄大なものが、仁徳天 うしてこの古墳は脈形に土を盛り 入口が何等かの機會に開いて、 山の如きものがある。それで瓢箩 あるけれども、非常に大きな、 競めた、この構造には小さなのも この室に棺を安置した、又器具を 上げ其の横に入口があり、その入 古墳ともいつて居るのである、さ 前方後圓墳また瓢形古墳、 園墳の方が嬴形であつて、 方後国墳の二様ある、その前方後 星の御陵である。この種の古墳が 口を通って行くと奥に室がある。 のもので、この古墳には関墳と前 その墳墓の中でも厚葬した大仕掛 との瓢箪山は古への墳墓である。 墳の関係が生れて來る。 掲の職箪山の名であるが、 我國で代 抦鏡式 學者は

と同一判断である、 ら洗ひ出されてあつたからで之れ それは雷鳴激しき大夕立に土中か 石斧に雷斧と名付けた時代がある それは使用法が今の處不明であり からの名である。古代民族使用の 狐の出入する穴から出る品である たものである。 といふ名を付けられた品がある。 ら出る石製品(玉類)の中に狐の鍬 から神と狐が一 の穴に狐が出入して居るといふ點 文の幼稚な時代の者とて、 祠を建て、神と祭つた、 人骨が出た、とい上處からこれ 代の器具が出土した、棺が出た、 關係からこの穴へ狐が出入をして 居つた、人は古墳であるから、 れが死者を葬った穴であり、 狐神と書いた祭神名であ 序であるが古墳か 緒になって仕舞つ その大には そとで人 その神 その 古

れば、

遠慮なく國語に充用した。

漢字は入婿なので音が通じさへす らである、昔はこればかりでない へもなく無雑作に最初に書いたか いものを支那傳來の漢字を何の者 0

で何も狐の字を充てなくともよ

ことケツ神とは何の神か、 事を意味するかといふと、

があるのである。

然らばこの

は候はんを候伴としたなど湿山例 田川が墨田川であるなど又手紙で 名では難波、浪速が同じであり

尊を大穴持命と書いたのがある地 神であつたりする。一例が大己 別笛の神とか思ふとそれが一体の いてあつて今の者では護めない又 どの神名がそれである、種々に書 のでも分る、第一古事記日本紀な れば出鱈目な字を随分使つてある かも御庄屋様などにある文書を見 それは明治維新前迄の文書に、

これはミケツと語

(73)

相を説いて居るから玆にあげる。 字質之御魂神亦、名專女、三狐神とうかのかなまた。本なまた。なないなみないなる。 ある、この三狐神に就て、茅窓漫 録中に論じてあるのがよく其の眞

、家々に持難し赤小豆飯油煮等の供 守の小詞を動請し正一位大明神の総 野狐のあづかる麻實なし、其際委組 しらざれど、是七字より外に稍荷に 赤名事女、三狐神此二句下の七字よ たと、 楽書鳴尊子字質之御魂神、 其本原を委しく推し等ねるに、鎮座 を立てム往来群聚いはむかたなし、 も其格式定例ある家は居宅の内に値 物種々としのへ、町家士民の中にて 初午の日は天下一統貨競押しなべて 明白に辯じ聴さん、喜女三狐神とい いふ七字、古書字書に暗き人體み読 しょか、野狐を精荷の神使と称し、 り事起ると見ゆ、亦名專女三狐神と 「いつの頃より、何者のいひ出だ 利を飾る餌に幸福せしかは

て、字質之御魂神は亦焼米御食に供 、みの仮名に用ひたる例決してなし き假名なり、古事記日本紀に三の字 神、三狐乃神ケツ、ケツノ、ケツネ、 を以て日本紀に嚴稍強女イデウカノ 食なり此邦にて稻米は五敷の長たる 箱の賞は米なれば、箱の實即ち、 といふは、無米御食乃神といふ事に をタウメといふ事古書正史に決して 作配にもせよ、三狐の三、古将にな メとよめり、尤能重の窓なり、三版 ずるの御神の一名といふ意なり、 三狐は御食津なり、御饌津或御膳御よめり、非米なり、精は米なり、 後世の書なる事しるべし「中略]野狐 ノネ普通、競み襲りやすし元來鎮座 波などついけたり【中略】事女三狐神 又御假津団 伊勢、志康、淡路、益 氣とも書けり、万葉集に御食津闕、 リメは米なり、和名抄に精棒ヒメと 学事女の二字タクメとよめり、 は焼むり、古事記に焼緑焼凝の語あ

ふは、本は借字にて日本紀に事の 尤恐れ多き事なり。 しらず尊き神の御名を聴すに至るは なき事にて其五文字本は借字なるを 狐を倉稽魂神と称する事、ゆめし 姫命といふがごとし、古者正史に野 女三狐神とあれば即ち神の御一名に て仮令へば字賀之御魂神亦名景字編 き甚しきなり、鎮座傳記の文能し考 稻荷の三の単に配し途に野狐を合せ しか赤頭せしか狐の一名とし三級を 祭る事になりぬ、是非もなき恐るべ なき事なり【中略】三狐の字讀み誤り へ讃むべし、字賀之御魂神、亦名真

衣 とあつて、ミッケ神は御食津神と 言くべきで即ち我國の 食を司る御神の別名であ つて、宇賀之御魂神、

る神の御名を、古事記によつて調 の御神である。今、衣介に關係る また京都伏見の稲荷神社は實にこ 伊勢外官に鎮座をす豊受大神官、 無姫命、倉稻魂神を指すのである

べて見ると、大宜都比賣神、和久産 果日神、慶字氣毘賣神、大年神、

-大宣都比賽神 須佐之男神-和久產業日神一景字氣毘賣 御年神、若年神、字迦之御魂神等 で之を表示すると、 初山戶油 久々紀若室葛根神 久々年神 夏高津日神 州豆麻枝神 若沙那寶油 若年前 秋毘資神

とあり、古史傳には更に推考して 大宜都比賣神と就し、亦名保食神、 神宇賀能美多麻酔にます、是伊弉 皇太神宮御鎭座体記には「調御倉の始めの神にましまし、伊勢二所 諸伊弉冉二柱奪所」生神なり、 質神、日本書紀では保食神が衣食 御神である。古事記では大宜都比 神祗官社内にます御膳神是なり」 これみな農業上に御功績のある 大宜都比賣牌、

> 諸國に種々の神社名で奉祀されて の神であり、衣食を司る處の神神 鬼に角以上種々の御名の神は農業 食都神、字迦之御魂神、若字迦能 居るが、京都伏見の の亦名なりと断定せられて居る、 資神總で同神とし、豊字氣毘貞神 じあるのである。これ等の御神は

和銅四年二月初めて三ケ峰に現底 略記にも「元明天皇の御字 幣大社稲荷神社は御由総

> る。今一つ稍荷さんの内に る昨年など春錢、神饌料、神符の ての稻荷さん、正一位の御神であ これが神社として、日本の神とし れる程で、日本の稲荷をんの唯一 **年授料を合せると廿川萬園と註さ** 比雑さんも及ばねと自慢されて居 は伊勢神宮に次ぎ多く、讃岐の金 地に遷座し率る」とあつて参詣人 日足利将軍義教祈願によつて今の し給ひ後花園天皇永享十年正月五

く、亦御名の白晨狐干菩薩から推 つて御座るからとて狐が御使でな 種々の形で表はしたもので狐に乗 云へる、併し佛像はその佛の徳を に乗つて居る、それで狐が使とも 薩である、この佛から狐に誤きら して狐でもあらせられぬのである れたかも知られ、佛像を見ると無 印 吒枳尼天、一名白晨狐王菩 度傳來の佛がある、それは

褶荷さんには日本の神さん、と印 う。この佛の日本での大家が三河 それを誤傳し迷信したものであろ 度傳米の佛さんと 國豊川の稲荷さんである、そこで

和天皇天長四年に従五位、その後 であつて、今から一千百年程前淳 ら伏見の稻荷神に授けられた神階 である。然らば の神を印度の佛を以て祀ったも 稻荷大明神と談じ俗に豊川稻荷と 天堂あり其奉祀の本尊を垂跡には いふもの是也云々」とあつて日本 豊川町にあり(中略)寺内に茶吉尼 もので大日本地名群番に「妙厳寺 とか神佛合体説から、かくなつた つある筈である。であるけ 一位とは何で唱へるかとい ふと、これは天皇陛下か れどもこれも本地垂跡説 0

> 本紀に保食神の腹に 名の起った根元はと尋ねると、 極みである。それでは稻荷とい とに立至つたといふのは畏れ多い つた狐の祠に迄正一位を冠すると の御分躰といふ意味から気陰に祀 ので正一位稻荷大明神であり、こ 皇天慶五年に正一位を授けられた

と改められた。これも類景國史性 入り神佛分離に際し大明神は神社 たからであるといふ、明治時代に 大明神として東寺の鎮守に奉幣し 現はれ給ふたものと悟り之を稍荷 たので、これは神が假にこの姿に 翁からいろくくない教へを授かつ 時、一人の稲荷ふ老人に逢ひ、その と、弘法大師が、東寺の傍を通る 即ち、漢字で書いた始めはといる それなれば稍荷と漢字を充用した リ、イナリとなつたといる。 なれりとある處からイネナ

> て稲荷と云ふ」とある。 後又稻を荷へるに逢ふ、故に號し 海帯で老翁の杉を荷へるに逢ふ、 利仰を鎮守と爲す、其言に日く空 **鉄集には「空海東寺を賜ふや伊奈**

經路は親ひ知られる事である。 神であることから考へると自ら其 保食神であり、又一粒萬倍の稻の つたことは後日に譲る、けれども 金銭の増殖を祈る神とされるに至 との稲荷神社が商家の崇拜に移り の題を撰んだものであるが、尚ほ **常祭のあることであるから特にこ** 信を來したものである。本月は新 れが信仰の對象物である處から迷 後世にいろしつの事柄で誤まり之 **稍荷は何等關係のあるものでなく** 以上の次第で日本の神社に狐を の使が狐でもないのである、狐と 祀った稍荷神社はなく、又稍荷神

論説・随 筆 文 百十五年の間に累進して、朱雀大

CO 者 0 投

国工場管理と雜業夫選定

千葉 實 務 家

する事があります。斯かる事故を にある事は言ふ迄もない事であり するには、工場の秩序安寧の維持 未然に防止し、否無からしめんと り、喧嘩傷害殺人等の大事が發生 於ける事故は、爭論の如き小事よ を收容し作業に就かしむる工場に 何れの刑務所に於ても、多数の人

事故も對個人的のものより恐る可

〇文は簡明に 〇原稿は十九字語三十行以内

〇本號は特に長篇も加へまし

○次號へ廻した原稿が多分に あります

故は他より移送を受くる刑務所に の選定が大なる影響める事を痛感 する事故の原因には、工場雜業夫 此の團體的即ち電派闘派より發生 さると事となります。 要し、戒護の本旨を根底より 感じ、事後の處置亦非常の手数を り來るものであります。 きは、團骨的即ち濱派的對關係よ きものなり、 多く、例へば關東派對關西派の如 したる事があります。團體的の事 は事件も大きく亦制禦にも困難を 斯の如き兩派的の移 此の事故

り延て作業能率に影響を及ぼすも 居れば大きな力綱となり、延て勢 當看守としても信頼せる受刑者の 計願等端業夫をして語。看守に願 事なく、工場の雑業夫は就業者の 送受刑者を收容する工場の のである。依而雜業夫選定は工場 し戒護上に於ける事故の發生とな する結果争議喧嘩と云ふ事に歸結 なく勢力亦なしと言ふ所より反目 力に關係あるが故なり。是の反對 が故に自派より雑業夫が選定され き事は人情必然の結果で、斯かる 中より選定しある關係より信じ易 は世共の他便宜多いからで、亦擔 見地よりせば幹部の如き感を懐き より選定せんか、常に争議網ゆる 調せしむるに在り、若し一方のみ は兩派より之れを選定し、聯立協 に自派より選定なきときは、力綱

のであると思います。 愚見と致しまして、左の條件の具 進を圖る上に於て最も重要なるも

備せる者の中より選定したいと思 います。

(一)行狀善良にして多衆に信望る 360

(二)逃走の虞及同情愛を挑む事な きもの

(四)其の作業に付き技能熟建せる (三)身體强壯にして衛生思想ある

(五)刑期二年以上十年未満にして 60 刑期の半ばを經過せるもの

(八)非常事變の場合の用務に適か (七)入所前の職業の斟酌 (六)物品の取扱に對し經濟的思想 8360

(九)普通の護み書きを爲し得るも

360

(10)收容者に對し公平無私に事を 慮理するもの

(二)以上十ケ條の資格を具備せる 點者に韓業夫を命ずるものと し收容者をして選擧せしめ高 ものを雑業夫の候補者に指定 終り

• 教師講習會

北海少年 前

研究修養の設備を整へるを要す するには、幾多條件あるも、第一 行刑教育の効果を擧げしめようと 凡そ刑務所教師をして、充分に

其任に當る大切な教師に、研究修 の最も重要なる部分であるのに、 容者を良民に仕立てる處で、 行刑教育は精神感化に因り、

> ではない。 刑務將來の爲めに、策の得たもの **養機闘の設けられざるは、断じて、**

此際最も適切なる施設を計畫さ

ものであることを信する。 振の聲を耳にせず、成績は擧がる 大に責めるならば、行刑教育の不 るものは充分に與って費むる所は れんことを切に望む、然して興へ

4 よつて、智能を研き、人格者の感 化を受けて、新道の向上に査した 妻、講演、見事、協議題討議等に も、經驗乏しきが故識者の意見發 を立て、自己人格の向上をはかる 吾々は飽くまでも、遠大な理想

田良刑務官吏とは何ぞや

高松 南 松太助

此の神聖なる職業に従事しなが

り、中には實業界に活動して居る 者を美望して其等の人々を奪く思 腰掛的に從事してゐるががいつた ら、是れを左様とも思はず、一時 出來るでせうか。 きであると同時に收容者を改過遷 善して眞人間を造り上げることが

托するの心配、是よる大なるは無 しで有る。 自己の職業を好慮し尊重してと 實に斯様の人々に陛下の赤子を

応するのである。 改俊、幸福を遂げしめんと日夕苦 牧容者の前途を慮り、徹底せる はる」ものでなからうか。 そ、真の教養、生きたる義導は行

め、個人として社合の善良なる」 を教養して純真の個性を發揮せし 員として他日有為の人物たらしか せば、清浄潔白なりし陛下の赤子 る。收容者は真伽に幸福にして國 斯かる人々の下に教養善導せら 家の鳥的又使すべきである。 本來は性善なりし收容者、換書 教養善導は神聖なり。

> る是の神聖な吟業なることを寸時 るにあり。 天授の職分を吾人に附與された

上の大事業である、思へば此の位 樂しく偉大なることは他には有る 收容者の教養業等は發明發見以 も忘れてはならない。

ることを恥つべき答はないでせ この漫に思ひ至らば刑務官吏た まいと思ひて大に慶喜すべきであ

る處である。 又刑務官吏の生活は名譽富貴は の樂みは刑務官吏の専らになし権 に享けることが出來る。教養善雄 望まれないが、精神上快樂は十分

と云ふても差閣はあるまい。 の基を養ふものは刑務官吏である 其の巣は無限であるから犬の仕 國家富强の源を培ひ、社會文明

けるのと同様だ。

斯様な人の心中とそ真に憐むべ

果れるでせらか、恰かも天に向つ

る者にどうして他人から奪敬して

寅に馬鹿げた話で、 自ら単しめ

て嘘を吐く者は自ら自己に吹き掛

ない。

も劣位の様に思つてゐるのに相違 其の者に限、其の職を他の職より とを卑下してわることは、確かに

見聞する、

左様に刑務官吏たるこ

すと呼へるもの」有ることを厚々 と恥かしさうに未だ刑務界にわま 己の職業でも問はれることがある 惟され、自ら卑下して他人から自 てゐることは意氣地のない様に思 ひて、何だか刑務界に自己の投じ

事で、 大である、實に樂みである。 其の心中に感する慰安は廣

栗を覺える者だ。 者の一揖を受けたとき言ひ得ぬ快 も不言の感を記す自己の手にした らずの他人よりよこされたるより 寒暑の見舞の一本の音信も見ず知 躬行實践に有らずして、收容者 本心に復歸して正業に就き時

た欣然として踊躍するに至らんと **甞て朝夕苦慮せし昔時を追懐し轉** 有用の人物となりたるを見ては其 社會良民に皈せしめ成功して國家 らんやだ。 を自覺せば、其の喜悦俸金の比な 自己も徳義の日を追つて進歩する 務官更たるもの多年職業を執る間 を教養善導することは能はぬ、刑 又兇惡不良者の如きを善導し、

刑務官吏は其身に責任を負ひ

胸中豈一片快晴湧起せさるを得ん 業を勃りつゝ有ることを自覺せば 國家公共の爲めに一つの献身的事

ない。 そこに興味も眞意義も生する筈は 風に考へて之れに從事する様では の爲めとか金錢を得る爲とか云ふ 教養善導を單なる職業と見て人

ると是非共此の境涯にならなけれ 此の世の喜悦に充つてゐるのであ ばならぬ。 痛も化して快感も惹起するのだ、 天職となし得る所にあらゆる苦

を帯ぶる様な失態を出すべき筈の 自己の職を問はれたるを恥かしみ 之神聖なる誠に他に比敵するもの 吏たる職務は實に愉快な高尙な加 ものでは更らにない。 にあらずである。決して他人より 以上叙述した事によりて刑務官

> りさへすればよいのだ。王侯貴人 吏としての誇に足る様な人間にな のでもない、私は只一個の刑務官 る爲めに刑務官吏にならうとした ない。社會上の地位や名聲やを獲 に刑務官吏にならうとしたのでは は物質上の快樂や幸福を獲る爲め る。信念がある。熱情がある。 私は刑務官吏としての自覺があ

19イブの創造

立境涯とを見出せばよいのだ。 な深い精神生活に生き、

價値と安

當に一笑に附することの出來る樣 物的幸福や其他の低級なものを本 務官吏になりさへすればよいのだ ない様な充實した自己を持つた刑 名乗つて羞恥も不安も矛盾も感じ も私は刑務官吏であると高らかに の前に出ても顯官富豪の前に出て

西人門

生

回書等の爲めに喜ぶ

どないので夏は蚊遣に冬は暖爐のつて居るだろし、所が讀む人が殆るからだ。然らば其内容は克く知 誌代として大枚貮拾錢宛差引かれ それはオギャーと看守の卵が出さ いすれば義務として毎月自計から ある、何故に知るか。 がある事は刑務官は共に知る所で 刑将協會愛いに刑政と云ふ雜誌 生

だ、それでたれる辛棒して居た。 て諸家訴説、 所が嬉しい事がある、 移所の事が多くて趣味も薄いから 我れ我れ看守には歐米とやらの刑 る人には隨分参考になるそうだが それはなぜだろしか。 **焚付が闊の山である。** 修養講座、 最近になっ なんでも或 家庭べ

刑務官練習所入所試驗模範答

代錯誤的な思想を有してゐない に於て社會一般の人士よりも に於て、その見聞に於てその んど後交渉である關係上その思 吾人は常に『多くの場合社會と殆

るものである。

られ事 に映つてゐるでせうか? 今回はからずもその理想の實現せ すが、 讀者の 待して居つた一人であります。 る方面の参考資料を得ることを期 をはかり意見の交換に依りあらゆ 殖民地をも通じて讀者相互の親睦 代常に斯界進化の指針である側ら を報じ法規を論じ行刑の研究に及 てわたのであります。海外の時日 望に對して或る種の様なさを感じ 雑誌であり継計盤であることは、 刑政が刑務界に於ける唯一の からみた現在 を感謝します。 單にこれだけでは吾人の欲 均しく知るとアスでありま の刑務官はどんな 社會一般の

力せねばなられことを痛切に感す エーラから放れてプリズンオヒシ を期せねばなられ、 本分からも、積極的に思想の向上 養指導の趣旨からも、戒護檢束の 職業訓練を爲す意味に於ても、 目覺めなくてはならない、職務上 吾人はもつともつと時代に對して なからうと想ふ。 恐らくは牢番たるのタイプに變り 吾人の地位と思想は如何でせろり 練所となる時代が釆るでせうが 務所と改稱せられ、やがて職業訓 會一般の目も、そう想つてゐるで 恐らくはその多くが自己自身も社 せらか? せら、年屋が監獄となり、監が別 ルの新らしいタイプの創造に努 古い因襲のジ 教

(81)

(80)

分の二の頁数は讀者の投稿で塞ぐ それは要點で充分だ。刑政の約三 務所事情も知る必要がある、 と思ふ、 ある。ほつ(一刑政も愛さる」事 本誌としては破天荒の一大改良で 稼希望する。 我々刑務官吏は外國の刑 掲載された。 類の爲めに喜ぶ所で 是は硬性の 然し

ことを保證する。 刑政が休憩所の埃の中に居らない 呈する、 くば刑務界程度の廣き文藝欄を希 らである。 程度が巡査看守にふさわしいのと て居る機だ。それは何によるか、 **藤讃するし、自分の投稿が載るか** 刑務官及其他の人の大部が愛領し の多きに依るからだ。 刑務界と云ふ雑誌がある。 學者の好伴侶たり且文藝方面の 然るときは五六ヶ月分の 刑政の一部解放も願わ 何せ刑政の一部 で進んで

> ならず宇宙人類の爲めに喜ぶ所で ある。双手を掲げて。 解放は日本政府刑務官の喜びのみ

色平看守の叫び

忍耐と努力をモットーに、 月と親しみ、 年有數ケ月、 表面のみに堕せず、 たい。階級、命令、 材を輕視されて居るは誠に遺憾に 夜勤看守なる者は一般より其の人 餘念のないものである。さて元來 冬の夜も年中無休で風車の如く、 が如き真夏の夜も、寒月人をゐる 僕は刑務所に職を牽する事故に三 遷善せしめる濃情を部下へも少し 堪へぬ。果して然らば折にふれ時 教養指導するやうして貰ひ 星と語り、炎熱焼く 毎夜角燈を手にして 牧容者を改善 訓示只徒らに 職務に

> 務上の研究合等も作り、 むことを切壁するものである。 を知り之を導く機會を多くせられ 確兄の意見を承りたい。 以で部下 殖やし跡

● 松 虫

〇夕日に片側照つて居る垣の職の合知のて去る機橋や夜半の月 〇様は酒に笑ふ庭に虫のなく 〇朝寒や夜 〇松虫に茗荷の 1

(82)

二万間位宛金施さんと思ひけり 出たらめの歌あまた本にのせ 新しき靴履く今朝の嬉しさよ 古靴五年履きしての身は 百圓欲しと語る友らに 鏡に見たり我が顏この顏

子供さんによい 歌を教へて下さい

といふ歌を何時のまにか覺えて

子があるからよ

ました。稍子さんは日頃から大 らその晩の十二時までしかもつ 目におい者さんにみて質ふとも 髪歌がすきでその頃は お家の人はびつくりしてしまひ つと思つて、愛病してから二日 つたがその時稻子さんはまだや のお嬢さんは先年疫痢でなくな いふお嬢さんがありました。と お孫さんに久保田稻子さんと いといふのです。稍子さんの **芙城縣眞壁郡前若柳小學校長**

『お姉さん』そうして一番おしま それから『お父さん』その天に づかひが苦しさうになつて、実 別に異狀も見えないで時間はち 然『お母さん』と呼びました。 て居ります。十二時になったが りました。と急に相子さんの息 りくとすぎて朝の七時頃にな につききりでどうか相子さんが よくなつてくれるやらにと前つ さんもお母さんも飾さんも病床 てゐました、病無になつてから しまつて毎日日節のやうに歌つ してゐるといふ風でした。だん も熱のひいた時はこの歌を 一十二時がせまりましたお父

「鳥なぜ暗くの

まだやつと四つの稻子さんの事 とを忘れてはなりませせん勿論 しに子供に合った歌を教へると の先生方は自分の興味本位でな

さん、お姉さんに失いては自分 子供にとつてはお母さん、お父 △子供の歌が 相子さんばかりでありません。 へいつてしまひました。これは これまで歌つてとうしるの世 可愛い七つの 生命なのですそ 子守数のついでに鳥の歌でなし れてしまつたのでせら。若し稻 ら何となしその歌に引きつけら るなかつたでせらが鳥とそのな 子さんのお母さんやお姉さんが (事位はおぼろげに分りますか ですから歌の意味などは分つて

0 防火標語 らいつまでも死の間ぎは迄も忘 といふるのは何でも一旦発えた れで私がお願ひしたいのは子供

その小させたをかしな歌でもお

一火の用心臓み即ちだよねぢ 一幸行と火の用心は灰になら ぬ前に

すからお互に注意しませう。

島は山に 鳥なぜ啼しの

可愛い七つの

らお母さんやお姉さんまた事故 れないものであるからふだんか これから火事の季節になりま も知りません。(野口期情) みやげに残して死んでいつたか 一ポンプ百とり彼の用心唯一

一大元七代たよる

一人は眠れど火と情会は眠ら

(83)

に何かいかとはしいはやり歌で

もうたったりしたら精子さんは

一煙は目で見吸数は足で踏め 一火は人の良心まで焼く 一村のため互のため火の用心 一安全第一火の川心 終る時用る時の用心 献香の火から万戸の灰 明心に用心して火の用心 命野ぐ火は父人を殺す 炭焚く人は火を大事にせば 身のまわり火のまわり 火を粗木にする人には金を 無原多助となる

も飲かくいただく事が出来るの 肉でも調理一つによつていくら ないといふわけてけなし、 てなければ軟し食する事が出來 です、先づ普遍 ▲酢洗ひをして一時間位そのま 内は必ずしもヒレとからし の場合は最初 用ひます、小間切肉は一升の水 に塗れして二時間ほど經てから 煮え加減になった頃肉を投じ、 に一勺の鹿を入れて火にかけ、

る時はサラドオ まにしておいて、 します、ピー 落花生油等何れか それから使用 をその内 等を

肉白匁につき三四十分間とろ火 で煮ますと

▲飲かくなります、

理するならば安い肉即ら繊維組 かうして調

般に赤い。 ると肉の種類で赤と白があるの は白でまじるや鰹のは赤い。 類内は一般に白く鴨類のは だが、 また網やひらめの肉 赤肉の方は病人には す

まるしい。

不衝化。白肉の方が消化が

として有名なカロ たものである。 きには至上のもの 肪分こそ少なけれ た白味の魚の純成分 ルピスにあらずし 鯛やきす、 はかうし ピスつか 滋養料 病人向 類は脂

温をよく が四宮ではあるが病人の消 た内は如何にもピタミンA 脂肪分の多い自味の勝つ

0

卵の殻にも廢物利用の功徳が

肉 0 Ė ٤ して味はふ事が出来ます。 総の硬いものでも、相當飲か

心理的にも滴 運くとよ就學當初(學龄時) 養方法を用ひよ の診査によつて其經過と將 事中(三年生頃)には第二回 けてまづその傾向を察し在

有効である。草花の種子をまく

殊にはらの肥料をしては非常に

に敷しと、素敵な肥料になる。

また権人を与るる時にその応

苗のうゑかへ時に少しも根をい 時にも細粉を土に入れておくと

> △個性に對する三つの注意 子供の個性は滿三歳でその 央して不自然を子供にしひ 度の刺激を忘れないように 生理的にも、 ないように めな ように

> > 回の個性診査をう

二、子供の遊戯には出來るだけ

便宜を與べよ、干渉は出來

三、子供の質問にはその智能

るだけ少くせよ

發達の程度に應じて出來るだ

け的確簡明にまた決し

てうるさがらずに即刻

返答せよ

落ちる鍋類を洗ふ時にも便利でひと作用すると脳の汚れがよく

からを細かに碎

抵洗

その個性に應じて適當の教

ひや大人の眞似事)を止め

熱及び自覺の期に入る、 頃動揺を來し十七八歲頃成 明らかに八九歳及び十四五 の際また邪道に陥り 九八小學三年と中學三年)の 備を發し六歳位にその傾向

兒童教養

法 則

▲兒童教養の三つの法則

しばらくも子供の観察を

る。やけどの時などにはどしよ どにつけると、青葉の代用にな (遺んで來る、更にまたからい

粉を少し入れるとコーヒはよ その他コーヒなどを煮る場合

網粉と砂糖とねり合せで傷口な

△育見上の四大心得 大人の邪魔になるからとて に職業指導をうけたがよい 来とを明かにし卒業と同時

子供の心身發育に必要にし 栗を咬みつぶして強る、栗の秘 の黒焼を胡麻油で るとよく、子供の皆物には生 歌に咬まれ又爪でひつ粉 かれた時煙栗をつぶして 溶いてつける

四、すべて子供のことは 子供の心地忖度せよ子 話すと粉達延る) てせよ。へ訛つた強話で 日常の正しき言葉を以 供に語る言葉ば、大人

(85)

(84)

〇刑務所職員聯合演武大會第二回第 一區會戦の狀況

- 於札幌市立體育所-

まり優勝族返還式に次で創道案判員の帝國創道の型あり續いて 午、休憩後柔道術列員型を演じ引き続き柔道仕合に入る。 回を 中立體育所内にて開催した。午前八時札幌刑務所長の式辭に始 、優勝族雄賞教賞品の授奥を行ひ午後四時終了した。 進選手の仕合に移る。三回職に於て札幌刑務所優勝、時に正 當日の來賓は佐藤北海道帝大總長、成田札幌控訴院長、鰒札 ね決勝戦となり優勝は先年同様秋田刑務所の占むる所となつ 東北及北海道聯合の第一區は第二回演武大會を十月三日札幌

等数十名であった。 上村札幌第二中學校長、一 地方檢事正、村上札幌地方裁判所長、樂垣札幌師範學校長、 聯隊區司令官、憲兵分隊長、刑務所是 (年少海北)

(使 OO 四段 三 章 瓶 金三

= =

> 秋〇〇二段佐 一条 道 つ〇二段照 (最後の成績) (最後の成績) 一等 = = 4 * 七章 北海少年刑私所 山形刑粉所 北海少年刑務所 札幌刑務所 網走刑務所 和田刑務所 (年少海北) 五級三鳥 西北 二四品 四點 O

〇本會嘱託

に関する諸般の調査及研究を担當されることになった。 行刑局の司法書記官池田克氏は今回本會唱託として刑務事業

〇十月の茶話會

一時より久扱りに開催した。 に、又九月は會務多忙の爲めに休會をしたが、先月十六日午後 例月本會が開催してゐる茶話會は七、八の開月は暑中の爲め

可頼ひしたが、網際聯盟の組織及びスイツルの関情、同時の國 最近歸朝せられた內務省社會局職業課長川西寅三氏に講演を

ます人は 同	同元拾四一同		ツルに滞 同 元拾四 可	非ずんば 同 参拾国 阿	持五	阿恰回	清· 治· 四· 三· 一向 三· 一一	四月 天台河本南部大河北下河引西流过近河下	1 1	同或拾買用	同 或拾岡 同	同一 拾 唯一一一一		一 五 画 本	阿式伯阿阿本	пининини		海小岩樓 市 给 松 井 泉澤田 田 造 事 木 島 供 石 市 瀬 兵 東
----------	--------	--	--------------	--------------	-----------	-----	----------------------	-----------------------	-----	-------	---------	------------	--	---------	--------	----------	--	--

F	同	報言のは同	同	同	編鳥支部	极支部	□基金寄附者芳名(粮)
古川意介	鈴木千吉	野木拾五郎	失內鐵四郎	佐久間平三郎	×	氏名	*(a)
任意守長、四山刑務所勤務、月俸六十三回	日のなべを深い無大な	叙從七位	叙動八等授瑞寶章		þ	金属七年授昭寶章	我動六等技瑞貨車
務所勤務、月俸六	*	のは国際の対象の対象		動八等	動人等	後七位數八等	從七位聯七等
十三國	坂口	酒#	*		小温	*	伊

精四

市(長等) 男(神戶) 古(小普) 第(第)

参拾圖 多拾四

(87)

郎(市谷) 局(市谷)

大野散枝、辻敬助、

藤澤正啓、

住江敬義、鳥田榮造、

EV

任

田卯八、藤原教詞、土谷正光、安井缭松、松井和義、

刑務官練習所生及び司法保護事業職員養成所生一同

息天郎、野崎辰雄、内藤巖彰、岡本恒秀、野手甚之 三浦四郎、秋保護四郎、川名米蔵、神保時際、一見

1、和田岩雄、邊田治助、淺野靜一、西岡儀八、大

水、黑田賢維。千野鎮晴、西岡三郎、工東寅信、竹 庄五郎、安井竹松、中村刊義、相原祐美、佐藤金永

「新音五郎、 內藤具

當日の川席者は

而蘭弘吉、佐藤桝一、河西秀作、大原眞五郎。小林

無照、字都本正治、小山瀧談、場內清、內據昌雄、

在し、スイゴロのニックネームまで付いてゐる同氏

R通り洋行者の到底よくなし能はざるところである。

民精神に就いての詳細なる説明は流石に六年間も

(86)

給六級俸、依願免官 教誨師 看守長 都木 准(大阪) 兵(岡山)

長崎刑務所勤務 任教誨師、宮崎刑務所動務、 北海少年刑務所勤務 市谷刑務所八王子支所勤務 月俸七拾圓給與(死亡) 看守長 保健技師 十一級俸下賜 教海師 守 Щ 田八百太(龍本) 井古兵衛(岐早) 俣 省一郎(豐多學) 本 法 作(礼報) 林(長崎) 春公宮崎ン

任君守長、岐阜刑務所勤務、八級俸給與

依顧免官

保健技師山 看守長 双木女四郎八八王子) 口 重 三(外部米)

集鴨刑務所勤紛 免本職、前橋刑務所浦和支所動務 典赋補 渡邊 西村 播太郎(巢鴨) 重 五郎(消和)

補市谷刑務所八王子支所長

地 方 だ t IJ

〇熊本より

歌蘇堂二於テ執行セリ當日八特二佛前ヲ莊殷ニシ午前十時ョリ 九月廿同日秋季息鹽祭ョトシ常所收容者中死亡者追吊法會ョ

> 來賓及職員並收容者總代院香ョナシ後所長ノ告論及蘇師ノ数點 席シ席定マルヤ教務主任ハー同二對シ追吊法督舉行ノ次第ラ告 所到事小島庸雄同檢事池田九郎同八廣伍一其他當所幹部職員列 師出仕シ來賓ハ熊本醫科大學解剖學教授竹屋里綱熊本地方裁判 り斯クテ午前十一時三十分式ラアへタリ(熊本刑務所) **虔ノ態度ニテ謹疆シ感極マツテ暗涙ニ羽プモノアルヲ見受ケタ** アリ式ラ終リタリ六百五拾餘ノ牧容者ハ何レモ谷ラ正シ謹備敬 示シ村上轉師導師ノ下ニ法要勤修アリ次ニ所長ノ祭辞朗讀煥番 開始導師トシテ大谷派本願寺久留米出張所熊本支所在 村上譲

〇久留米より

食をいとも莊厳に舉行した。 **襲祭の日を卜してその合葬式と併せて收容者中死亡者の追吊法** つた州務所の墓地改修が此ほど竣成したので九月廿四日秋季皇 久留米少年刑務所に於ては戸田所長赴任以來宿望の一つであ

時。因みに當日大谷派本願寺よりは供物として落腰八百間の寄 があつた。一同は蕭然として傾聽し感深かつた時正に正午十二 すむと旭郷師は收容者に對し追吊の意義と題して有益なる教諭 讃し、 事等列席、先づ戸田所長告辞に次いで柳原教務主任表白文を朗 裁判所汇橋上席檢事、隔岡警察署長、舩越市長、重富社會課主 贈があった。(数称室より) 移つて戸田所長の吊辞あり、來賓職員並に收容者總代の饒香が 當日午前十時四百の收容者は少年一工場に集合來賞として區 大谷派本願寺久留米数務所長旭賢祐師を導師として讀經

令 日徳ア

日イタヤ行政

(な) 別/時

O司法大臣訓令

《大正十五年十月一日行甲第一五〇二號》

ヲ追加シ大正十五年十月一日ヨリ之、施行ス 大正十三年十一月行甲第一七九八號訓 拘禁區分中左記一項

除十一者ク月ト	ナスペキモノ	=八ナ/シオスプ	ですためという。
八王子支所	M 18 11 3 1 18	市谷田	教容腳務所
川越少年,小田原少年	字都宮、前橋、横濱、	市谷八千葉、木月、	移送刑務所

牒

〇行 刑局長

9230

行南北省人

見行所其数二個スル

●保健助手ノ診療補助ニ機シ注意ノ件通牒

設置ノ目的ハ醫師ヲシテ積極的治療ニ全能ヲ發揮セシメ行刑衛 保健助手ハ番師ノ監督ノ下ニ診療ヲ補助スル機闘ニシテ之カ (大正十五年九月七日行甲第一三四四號)

> 一三ニシテ止マラサルベキモ要ハ保健助手の動せスレム 生ノ充質鼓展ヲ期セントスルニ有之候殷制度許置後ノ質績ニ鑑 メタルニ非ラサルナキャラ疑ハシムルモノ有之候其原状間ヨリ まれ二往々ニシテ保健助手利用ノ妙ラ得ス治療、時期ヲ失セシ

(一)家庭階級ノ統國ヲ脱セル應急申置ヲ採ラント (二)醫師二對シ自己/取扱ヒタ用患者ノ容体其他必要事 項ニ付申告ヲ怠リ勝ナルト

C三D備築投奥簿ノ整理充分ナラサル等

ラ招楽スルニ至ルナキヲ保シ難ク候ニ付テハ之カ弧用ニ嗣シテ モ等関ニ付スルモノアルニ歸着スルモノト被年候班クテハ該制 ハ特ニ御留意ノ上充分過誤ナキヲ期セラレ候樣致度候 **慶設置ノ趣旨ニ背題スルノミナラス惹テ恢復スヘカラサル結果** ノ傾向アルトー面臀師ノ騒管周到ラ欠キ備奏投奥簿ノ検閲節 ●不用活字罫線類ノ保管轉換ニ闘スル件

務所宛保管轉換方卸取計相成候樣致度 活字鑄造,爲再用致废候條將來標則活字類八一括左記指定刑 (大正十五年九月十日年甲部一三六六號)

成皮隆持行為出等 道テ運送貨小受領刑務所二於テ支辦ノ答二有之候間御承知相 八統行所日於四縣 八心學

問山钦然流左於

常言城控訴院管內刑務所 札幌控訴院管內刑務所 東京控訴院管内刑務所の小賞、登多摩フ除り

我想を坐又本場会察

お二佐り

長崎控訴院管內刑務所 大阪座訴院管內刑務所 名古屋控訴院管內刑務所 **贾島松訴院管內刑務所** 以上小管刑務所宛突付ノコト

●刑務執行停止者ノ執行済日數三聞スル件 以上懸多摩刑務所宛袋付ノコト

声考及倒送付候也 標記ノ件ニ付別新甲號ノ透問合有之乙號ノ運回答致置便條係 (大正十五年九月二十二日行甲第一四二四號)

「別紙」

司法省行刑局長宛 就) 岡發第二二四一號 大止十五年八月十九日 岡山刑務所長

(甲)利ノ蛤蘭ヨリ執行停止釋放指揮アリタル前日迄ノ日敷ト刑 **乳行停止者ヲ後日釋放シタル場合ニ於テ其執行済日敷へ** 刑事訴訟法第五百四十五條第二項ニ依り刑務所ニ智置シタル刑 特タ現實ノ日散トナスへキカ 期ニ第入スペキ英後ノ智猷日敷ヲ各別ニ計算スペキ哉若シ各 5二計算ストセハ其智配日散へ勝二依り何月何日トスペキカ 刑執行停止者ノ執行済日数ニ聞スル件照合

(乙)刑ノ始期ョリ現實釋放ノ前日巡ノ日敷ラ一口トシテ計算ス

便二付一版御高見相何と度 有二依り将來停止取消シノ際和除日數二茂達ア生スル場合有と

刑執行停止者ノ執行海日散ニ間スル件 岡山刑務所長宛 後) 行甲第一四二四数 大正十五年九月二十二日 司法會行刑局長

承右へ黄間(乙)記載ノ通リ思料致依依御了知相成度候 八月十九日付阿骏第二二四一號ラ以テ御問合相成候標記ノ件了

●居房配置表寫提出方ノ件消除

拘禁狀體調查ノ貸必要有之候問個今每年六月十二月末日ノ居房 配置表寫傳提出相成度候 (大正十五年九月二十八日行甲第一四六四號)

(80)

未現在ヲ此際御差出相成度飲 道テ支爾及出張所ノ分ハ當局へ直送セシメ尚本年へ來ル九月

●簡易生命保險料拂込ニ馴スル件

知相成度候 概配ノ件ニ付別紙甲號ノ運問合有之乙號ノ運回答致置候條仰了 (大正十五年九月二十七日行丙第一四二一號)

【別 餐】甲號 山刑發第二一三三號 大亚十五年八月十日

無之モノト思料致候 際他ニ代刑者ナキ場合等ニアリテハ契約解除ヲ爲サシムルノ外 條件回復ノ見込ナク且保險料ノ沸込フ爲ス能ハサルニ至リタル

司法者行、州局長和

●久留米(木綿)無機料程並二賃金統一二間スル件通牒

控訴院管内ニ於ケル刑務所協定シ適宜施行相成候樣致度 付致置候間努メテ本標準ニ準據シ其所ノ特種事情等参照ノ 情アルモノト被察候得共此際左記標準科程及貸金表制定ノ上送 キハ之レカ施行ニ関シ統一ヲ期スルコトハ質行上甚の困難ノ高 所二時種ノ事情存在シソハ地理的關係等二相異有之二付賃金統 料我ノ輕重二付一部改正ノ希望アリ就中致金ノ統一二付テハ名 ノ一致ラ見ス或ハ全國的二分所施行セラレツ、アル本作業ノ如 一ノ困難ナルコト及現在契約賃金、保留方等申出有之結局意見 報相成候各所長ノ賞見ヲ概括綜合スルニ或の細目ノ分割若ク 標記ノ件ニ鷺シ本年入月十日行甲第一、二二八號適牒ニ基キ申 (大正十五年十月十一日行甲部一五七四號)

成既候 追テ将來標準科程及賃金等ニシテ改定ノ必要アル際ハ其福 度通報可致尚本作業,施行二付作業章程第二條第二項二依 ル科程及質金變更認可申請方二付テハ從來ノ疆ト御了知相

久然米(相中)耕科程及賃金表(標準)(省略)

二處理數可然或差當り數名,保險加入希望者有之申込二當り疑 件ヲ具備スルタメ保險加入ヲ許シタル者ニシテ將來施例ノ如キ 級ハ概本毎月同一ナルモ犯則處罰ニ因ル行歌ノ降下疾病等ニ因 二種一級以上二該當スル者ヲ御指定相成候處作菜實與金計算等 加入許可條件トシテ作業賞與金計算級別作業種類第一種二級第 七月二十二日行甲第一一六四號,以テ標記ノ件御道縣相成保險 義相生シ候ニ付何分ノ御指示相仰度候 ノ換轉等ニ依リ必スシモ毎月同一ナラサルコト有之現在加入條 ル作業式續ノ低減減ハ疾病其他ノ事故二因ル第一研第二種作業 情ニ依り其ノ條件ヲ喪失シタル場合偷後ノ保險料挑込ヲ如何 ●簡易産 『保險料排込三開スル件二付何

山口刑務所長宛 號) 行丙第一四二一號 大正十五年九月二十七日

司法省行刑局長

簡易生命保険料拂込ニ購スル件

場合ニアリテハ相當動像期間ヲ設ケ可成契約織行ノ上保險料ノ ヲ爲スカ如牛腹アルモノニ付テハ概木職見シ得ルモノト被思料 分關係等ヲ調査シア後之ヲ許可スヘキモノナレハ重大ナル犯則 簡易生命保險加入,希望アルモノニ付テハ強メ本人ノ行狀及身 那込ヲ持續セシムル機致度萬一不治ノ疾病其他ニ依リ當分許可 候得共疾病其他犯則處罰等二因り加入後許可條件ヲ喪失シタル **客月十日付發第二、** 一二三號ヲ以テ額記ノ件問合相成候成右ハ

100	34	DE .	合	1	200	3		禁	管			刑		221	役	*	- Cons	意		-	1
六月以下	年以下	年以下	D	4	1	十年以下	十五年未滿	十五年以上		21	三月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	五年以下	十年 以下	五年未	五年以	一部人へで	Ŧ
					-	-						日後を		STATE	100	大田大田大	先方へ未見	を選出の		ベニ等シ頭症	-
		-				-					Contract Accordance	京 本 独		A STATE OF STREET, STATE OF STATE OF STATE OF STREET, STATE OF STREET, STATE OF S		年間を付ける	A S. A. C. S. A.	ボラノへ思々		ガニ銀や再川	-
Ħ	H				-	-						人		and the second		A TENTRAL PARTY	1、 2000年	無可能の数	No. of the last	イルモノ	2 10 10 10
1000000		T							1		- 1			-		4	233 在	想		F 1	0
2	· ·	場	役	劳		1	25	1		Į,	ル依	京 香	日菊	電	· 人1	告彼	事刑	対数を再開	The state of	×	
百日以下	百五十日	場 二百日以下	役 三百五十日以下	勞 三百日未滿	1117	= 1 1	at	+ 日 以 下	十五日以下	1 二十日以下	ル依三十日以下	- 数十日以下	日初五十日以下	潭二月以下	人人三月以下	古月以下	3	第二年 未 満	一年以上	受がり言渡す	1
5 1 1 X F	百五十日	二百日	三百五十日以	百日	1117	= 1 1	at	十 日 以	十五日以	二十日以	三十日以下	四十日以	五十日以	二月以	三月以	六月以	九月以	一年未	以	受死刑ノ言渡	
百日以下	百五十日	二百日	三百五十日以	百日	1117	= 1 1	at	十 日 以	十五日以	二十日以	三十日以下	四十日以下	五十日以	二月以	三月以	六月以	九月以下	一年未	以	受死刑ノ言渡	TO CAN I

奉稱總督府於鐵官制中改正 奏年文官特別任用令中改 高統官官等俸給令中改正 (何) 井中延人員 長少日と最多日及 月ョリ 大正十五年十月六日勅令第三一七條 大正十五年十月六日動命第三一六號 大正十五年十月六日勅令第三一八號 (島司郡長ヲ削リ台灣總督府典獄補ヲ追加) (台灣總督府は獄補ヲ追加) 添太 監 Mr. 表 男受 大正 女 刑 火五十 年 者 2 何 月 男 九月二十 刑事 ф 女 被 111 告 監並 計人 在 男女 勞役場留置者 監人 員 ニ依ルモノ

现

行刑統計報告例及機式中改正,件為念通係

(京報大正十五年十月十五日行印第一五八五號頭上

標記ノ件ニ付本日訓合相成候ニ付ァハ左記ノ監御謀知相成安 年末表第三表及第四表ニ付テハ大正十五年十二月三十一 正十六年一月分ヨリ新調合二依ルモノトス 本年三月行甲第三六三號通牒移送人員調查報告ノ件八大

日現在即大正十六年一月十日限提出スへキ分ョリ新訓合 務 女 所 at 兒 (何 支 所) 男 合 人女 at

at

男 乳 刑

何

4 22 6) 新 新		保健		階	78	がかれる	4	1		Parket and	典数		3	*	階
判任待遇	奏任待遇	ät	技手	技師	級	附	- 4	3	E			数相		T		
2	2	100	1	-	人員	表	計	10.00	14	列 何 後 作	計		高等官	āt	海等官等	数
		-			俸給			7	有的力							人
				R	年數				2 A G 30					1		R
		事務雇			階	158										#
ät	日給	1	美十	圆月 以 十 上二	級	A-18			0 4 7 6 6		400					給年額
		1			人員				1 32 13	1	佛			=		
		1			俸給						備考			#		雅
	-	1	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	M	年							計	2t		判 何 級 俸	
		專務雇			階				No. Ar Mill		-0	-			級官	-
al	B		以 向 未常二	與月 以十十二	級	0 10	123				1					A
					人員							-	+			#
	T				俸輪											給年
				H	年額						1					8

9	他監	他監	移	86	羊/	者形	泛	有數	刑犯	5	a	枸	7	4
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 个 移送 奶	ョリ移送	送别	칾	二十歲以上	二十歲未滿	十八歲未満	20	果犯	初犯	a	智利	21	三月以下
ルニ在 管学ルース 特別に 内シリース 大学学の 大学学の 大学学の 大学学の 大学学の 大学学の 大学学の 大学の 大			被疑者											_
人ニア 禁モとニエア 禁モル・ 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			刑事被告人		_						real I			
再モヲ 乗罪へ致行 傷ノ要 組員員 刑務計 ルスス 建 男 所小			受刑											
ノ 捕馬 ノ票 計場 現取 ス 電ス 在板	0%	田文	者	3 3.	A 88	_			佚=	16	1 21	五	六	1
■へ 員規 ■レト程 ス シ及	日本は	通行的以下	旁役場留置者	1000	二 十 考 日 不	21	十日以下	十五日以下	一十日以下		四十日以下	五十日以下	八十日以下	TEL
法 7章			乳	1								1		
伝 ス甲 ス用 飲 シス			見			1	1	1	1 8		1			
二 へ用						-		-			100	上での中年	The Case	-

何刑務所 刑務所名 . 展開等所職ノ上集員ノ巡聴テ明ニスカコト) を持ち 第四表 三人門 刑務官制 4 3 典獄 典獄補 有守長 通譯 接師 枝手 記載例 (ガソリン代二件マ八出形皮熟強将 長補 智を含 2 本表へ飛務官人員及俸給表ト員數相符合スへキモノトス 1 4 1350 牧器所 教師 技術 技事 看守 財務 雇 大正 年十二月三十一日现在(何) 在八者本を贈りよれの知之の典用を 在八者本を贈りよれの知之の典用を 八不可能せる場合二於の外部隔線/ の付之功能の此為門の外部の樂子期 n、教授产业体联目振荡。供产医数物力生是品目、设定之、哪以一、中心和少 多路中 受照 備 源ガス 4 4 計 者二屆時後福少衛 平八開金十万少数 合 at

の自認率的報本間スルボー

Ą	26		看	*	典	階		龍載	奏知任待遇者合計	女監	看		作業		数	
		7	*	-	1			(V)	過者	Ŋį		21	技	技	\$100 AB	21
1	14	同	4	EX.	10	1	同	事務信欄	計	粹	4	181	手	AS	11.5	8
2	級		長	葡		載		信欄ニハ給仕		类	A H					
-	-	休	120	Tit.			族	給 低 仕 別			49	T		-		T
	人					±		小使等ヲ			公 方					
		酸					箱	三八給仕小使等ヲ計上スル へ		屋	相		1	支		L
1								10 0		合			1	支桁星		
177		者				族	到	ノトス技術雇同傭へ作業助手機闘手火夫等ヲ云フ		21	ž	11	日給		t	以料十二
202	A		- 100		600	平	1	衛屋 同		19.4	ľ					
		P	100					八 作業			100					
200	(1)			1	4			赤助手機			100			1		
	体					民		調手火	糖	储	988		1	支衔密		
1	松		+	+		+		夫等		合	-		· ta	Bal	可	14)
-						Zt		27	at	at	T.	100	給	未滿	+	脚川 以 上二
-	年										À					
100		1							-		23	-	+	-	-	
1	額								}		100					
10	12						14				100	225				

●自動車設置=購スル件

自動車設置ノ必要有之候場合ハ配布兼集内ニテ支辨相成場合ト 一應其ノ名称、價格、複載量、形式(略圖鑑付)ニ左配書類タ 追テ建築用自動車ニシテ工事終了後之カ用途ヲ變更スル場 合二於テモ右二準シ御處理相成度 平由テ詳具シ歌メ物協職相成候様张度鉄 (大正十五年十月十五日行甲第一六一九號)

#設(保管轉換ラ受ル場合ラ合ム)/場合

作業用自動車

最近三ヶ年 度洋撒教園

、最近二ヶ年度諸官衛公共関体註文=保ル作業教支訓 自動車經費調

護送用自動車 運轉手俸給、 路給奥単修綵役ガソリン代等一個

枝骨人牧谷人員其他國

月末刊在人員及其出延人員度多調 最近三ヶ年一日平均人員並最整一ヶ年(自 月至 7

増設ノ場合 印献等別裁ノ上 |『草緑養調(ガソリン代ニ付テハ出延度散験判所トノ 來ノ方法二依ル經費(最近二年中實資調內譯共)及自 (出ノ基礎ヲ明ニスルコト)

作業用自動宣

イ、甲ノ一、ロニ同シ

ロ、最近一ヶ年度自動車ニ依ル運搬物ノ主要品目、数量、 及逐撤度數例へ特ニ遠距離ラ往復スル等ノ事情アル ノヘ其ノ皆附配)

岩散ニ件フ岩加縄教師

新設ノ場合ニ阿シ

入年月日名稱及之力處分方法 既設自動車廢車等三因り補充ラ要スル協合蛋自動車ノ 特数三件フ省加經費副

新營費支辨自動車設置ノ場合

í 建築能率、物資供給、 親教節約等ノ関係詳細

〇會 計 長

作業施行上専門技術者ラ依郷シタル協合ノ費用 支出方二回スル件 (大正十五年十月十五日會甲第三五二八號)

コ付之力施行上専門ノ技能で要シ刑務所技術員ノミヲ以テシテ 富ノ方法ヲ講シタルカ為之カ費用ヲ要スルトキハ謝金トシテ数 ハ不可能ナル場合ニ於テ外部斯業ノ専門技能者ニ臨時依赐シ油 近時作業ノ通展コ件ヒ機械的作業又へ特種ノ技術ヲ要スル義 賀ノ節ョリ支出相成可然候爲念

4

大正十五年六月中人出監竝月末在監人員(2 Prison Population during the Month of June

8

			7		100000000000000000000000000000000000000	-	The second second second	A	Section of the last
2.068	8	41.400	43.397	48.405	7.422	7.491	43,397	=	400.7
243	47	988	952	945	345	338	989	*	2 =
2.109	23	40.413	49,445	42.531	7.077	7.153	42,415	-	
0	The second	The state of the state of	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	•	100	26 16 12	16	20	2
87	2	221	282	808	364	390	282	調査	务农場日
163	△97	2.915	3,175	3,078	9,623	3.526	2.175	*	**
1 610	140	38.834	39,994	40.064	3.423	3.563	89.924	*	*
新年北京	前月比較	末日現在	雅	2	B	>	1		
*	*					-			

是刑者 明3人

大正十五年六月中在所者人員表

Number of lamates during the Month of June, 1926.

Ill [] Yamaguchi	Hiroshima	Kanazaw.	W Gifn A	Mie M	名 古 版 Nagoya	Kochi 19	Takamataa	Tokushima	Shign 19	Nara A	本 Kobo F	A Osaka	K) ōto	Niigata 1	Ningratio B	W Kofu W	100
609	1.105	786	517	682	1.778	679	791	000	471	742	1.723	2,512	896	372	749	697	
T	78	23	1		88	12	w	22	1.	L	L.	-	155	7	13	1	
609	1.183	759	517	682	1.866	684	re:	622	473	743	1.784	2,516	1.051	379	762	697	
40	5 43	32	32	32 00	2 23	36	24	28	12	15	137	338	2 =	18	25	8	100
_	2	12	J	2	NO.	<u>.</u>	.	1	1	L		H	OT.			<u></u>	
. 6	14	., 2	37	# £	3 88	37	22	28	13	16	138	343	25	19	10 to	27	153
	16	pa(0)	M2	1	15	4	2	4	<u>.</u>		22	22	16	OT!	6	100	
	No.	11	1:	1	L	ı	1	1	1	1.	1	co	i	1	1:	L	
	18		8	l _∞	15	4	12		<u></u>		25	23	16	57	6	8	
!	11	<u>.</u>	1	1	2	1	1.	1	1:	1,	1	11	ĸ	-	1,	1	
1	N 2	1	1	11	11	10	11	11	1,	1.	1,	1	ı		li.		
1	8	ı	1	1	9	100	L	1	1.	1	11	1:	13			1	
634	1.174	780	545	724	1.883	700	817	627	485	761	1.881	2.879	1,049	396	804	725	The state of
_	84	25	1	12	8	13		22	L	K	82	18	160	8	14	_	1
655	1.258	805	546	726	1,973	724	821	049	4.2	763	1.8-7	2.897	1.200	404	818	726	2 10

Si iznoka	Mach	字 都 寫	⅓ Mito	-f- Chibn	被 Yokohama	Sugamo	Toyotama	Ichigaya	Konage	Prisor	河 卷 項 别 Names
oka M	mahi i	miva St	Z Z	*	THE SE	omo esta		N'A	20 m	F	8 E
603	1.047	396	400	781	654	2.213	1.167	156	1.147	Malo	Z.Prison
1		143	8 4		1	1	1	94	1.00	Female	及 刑 者
603	1.047	539	400	781	550	2.243	1.167	220	1.147	Total	# 35.4 encod
4 %		1	3	32	100	1	1	32	1	Malo	州 i
, III	18 0	I		-	THOU		1	3	ACOU.	Female Total	刑 事 被 告 入 Prisoners Accused
200	100		1	82	25		1	35	T		0 2 3
1	No.	-	127		18			20		Male	
-8	No.	1	7	K		1	5	O ORV	810.8	Female Total	10 1 m
聖			13.6		19	40.00	546	122			
8 1	1		1		Traon	1		1	100	Malo	Ser Marie
T				河域!	07			1	25 25	Female Total	Al To St.
1-1	T,	-		4	THE .			1		Total	Fison
080	1.120		1	4.	51 6	700	9 9 5	1	007	Mala	
		1		2	1	20 0				Female	Sum Totu
	T		550	503	1	10	22.0	21012	10397:	Total	21.100 21.100 21.100 21.100 21.100

(100

H Th	* Aomori	Axita III	Yamagata	Fukushima	N Miyagi	Okinawa	Miyazaki	Kagoshima	Kumamoto	* Oita St	Pakuoka W	Milke #	Nagasaki	Mategyama	Matsue II	Okayaga
990	281	865	252	376	844	248	379	486	1.059	385	1.695	1.292	016	808	888	807
67	1	1	1	1	2		11	0	1	,	2	1	,	_	8	_
1.047	281	8	252	376	908	200	379	492	1.069	385	1.786	1.282	910	23	8	8
57	88	2	. 5	. 2	0 5	1 5	-	- 8	8 8	1 6	. 9	1	87	. 93	8	- 8
5		1	_	8		1	_	_	1,			1	1	L	1	=
204	8	23	2 8	8 0 8		15	1.	-	8 8	5	. 5	1	. 4	. 4	8	107
10		_	1,		_	_	_	6	14	1	=	1		13	8	1
_	1	1	1	1	1	1	1.	li	1.	1.	1	1	1	١	1	-
11	0		1			_	۱.		1 2	100	1:	1	00	1=	00	
2	1	1		1	۱,	1	1	1	1.	1.	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1,	1,	1,	١,	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	١,	1	1,	١,	1	1	1	1.	1,	١,	1	(11	1,
1 063	325	489	274	437	893	1	1 8	9Te	1119		1.806	1.292	959	662	733	920
65		1	١,		. 0	1			1		, 8	,	1		100	13
1.12	82			9 1	8		9	0 8			1.903	1.293	938	684	788	933

中 #	Color Park	Application of the state of the	Control of the Contro	Mary Mary	(6) (15)	Topic of the second of the sec	A Parties of the Part	Memoral of the first transfer of transfer of transfer of transfer of transfer of transfe	Se cold from All	The land of the
B 4 10			g g		2		0.0	i i	200	a loo
To State	1.00									
(0)						18		B	375	300
18.4										
4.8.4	1 8									
	1 2 0		H							
	1 10								,	N
									1	
	8									
	1 5									
1 1										
4	10 10									
	1010	3.1	20.0		8		2		8	3

刑務作業の研究

司法書記官正

木

亮

各人個 言ひ代 のが刑罰の要求であった。 も、解罰後に於ける就職も何等豫定するものではなかつた。 511 れない時代に於ては定役は懲戒的作用を爲せばそれ 刑制の個別化といふ問 4 n の人格に従ってその悪性を矯正することが刑の本質であるといふ考へ方である。 ば人格刑とい マに於て船奴に用ゐられたのはその觀念の代表的 ふ観念が認められて來てからは定役の観念も亦 題が生じて來てから自由 けれども刑罰が犯人の個性とい れで充分であった。な別の定役の観念に大き 2役の観念も亦一變せざるを得なくなつた。 人格刑とはふことを参酌しなければならぬと考へられて來て以来 只犯罪の大きさを贖ふに足る丈け働くことを欲する。のものであつた。刑罰は囚人の作業に對する 趣 味 に大きな變化が起 夫のギリ シャで囚人か錆役夫として虐使 つて來た。 個別化せら 世

のことが即定役の観念となつて來たのである。 を授け怠惰者には勞働を強制し なる目的とするものであるから、 の本質の中に特別像防とい 各人個々の人格に従つてその悪性を矯正するといふことは、 お即定後の観念となつて來たのでもる。 「はいまで者にしなければなられてというな情者には勞働を強制し將來の生活場裡に流躍せしむる様にしなければなられても助きするものであるから、その特別豫防は犯人の性格と之に及ぼす不合理な諸様の中に特別豫防といふことが認めらるるに至つた以上は定役の観念に懲戒的作用の気の中に特別豫防といふことが認めらるるに至つた以上は定役の観念に懲戒的作用のスの中に特別豫防といふことは、とりも直さず特別豫防といるの中に特別豫防といるととは、とりも直さず特別豫防といるの中に特別豫防とい にしなければならねこととなつた。そうしてそられに礼犯人に勉励心を助長し、職なき者には職と之に及ぼす不合理な諸種の現象との排斥を重要と役の観念に無戒的作用のみを含むといふことはいりも直さず特別像防といふことであるが、刑罰

観念さるるに

の性質には種

人なる見解が伴ふに至るのは理の常然であらればな

るるに至ると共に、やがては大なる人道問題を惹起するに至る。勞働時間の伺限は兹に由來すると共に此の一覧 日過波時代として認めらるト作業賞與金制度は少くもその理論の一部採擇に他ならない。 する所得があつてこそ勞働の價値を認められねばならね。その異理はやがて刑務作業の改良の基本となつた。 働趣味を参酌しなければならなくなつた。趣味の如何に論なく仕事を課することは刑務作業の最上の策として是 勇働の基礎觀念でなくてはならね。趣味も勉励も何れか生に對する要求に非ざるものはない。働いてそれに相當 第二に勞働は生に對する要求から發して居ることを考慮されねばならなくなつた。生きるが爲めに働くことは 先づ第一に定代は受刑者に對し將來の牛計を確保する樣にするといふ觀念から,定役は少くとも人としての勞 そこに健康障礙を生じ生活持久の途は杜絶せら

色せられなくなつた。

第三に勞働と人力との調節である。

との二つのものの不調は、

は意に期する能はざるの狀態に立ち至つたのである。 を受ねばならなくなつた。又その刺戟によつて世の勞働問題と關聯し、 は义刑務作業にも考慮されねばならなくなつた。 観察し来れば刑嗣個別化の問題、その他の科學の進歩等が複雑になって來た今日に於て刑務作業は諮禕の刺戟 調和するところなくんば刑務作業の徹底

はねばならね。 乍ら今日の作業に於て少くとも此の相違を些少なりとも近接せしむることは行刑に於ける緊急の問題であるとい ることをその本質とする。此二個の大きな相違を如何に調節すればよいかは行刑學者將來の大問題である。さり 開せられて居る。前者は隔離と強制との下に業種限定を餘儀なくせられ、後者は人の選ぶに從つて業種の無限な 何となれば、刑罰はその一要素として受刑者の隔離をも意味する。そうして、勞働そのものは總での人の前に保 わたくしは、蚊に如斯き狀態と刑偷そのものとの調和を如何にして調節すればよいかに躊躇するものである。

此の意味に於て作業の現在の性質を提究し將來の立法上考慮せられねばならねところを推断して見たいと思ふ

に、それが即ち一般に對するみせしめであった。 制秀役は只等役の提供を強要するに過ぎなかつた、その提供は犯人の要求や之に對する必要なることとは無い係 居つた。アデンとローマとは犯罪者を調整の鑛山に一発り地中海沿岸の商業都市は機击船の船奴上貸した。その強 つた。古代文明の中枢を爲して居つたエジプト民族は强制勞役を科することそれ自體を以つて國家刑罰と認めて 行刑作業は決して近世の問題ではない。 未だ刑務所組織の成り立たなかつた古代に於ても作業は科せられて居

(1) Buehr, Zuchthaus und Geftinguis s. 55.

かして、定役に汗せしめたのもその趣旨は之等と何等異るところがないのであつた。 てローマやアデンとその歩を一にしたものであつた。作業組織が漸く緒についた後世のドイツに於て祭車を引 國家團體の存するところ、何れとして刑政の存せざるはない。そして刑政の目的が一般豫防を目的とする間は

ては木鑢の業を課せられた。越えて一五九八年には同所に女子刑務所が建てられて之に紡績工場を設置せられた務所が施設せられ、更に一五九九年にはオランダのアムステルダムに男刑務所を設置せられて之か主要作業とし 洲大陸に於ける行刑の風潮と化した。即ち一五七七年にはドイツのニュールンペルグに於て紡績工場を有する刑 防止せんとする特別難防の観念に基いたことは患者間に異論を挟むものがない。然り而して、此の保安的性質を百五十年ロンドンプライドウエルに勞役場が作られたのは勞働線点者乞丐等に職業を授けることによつて犯罪を 多分に有したブライドウェル勞役場に於ける作業が犯罪豫防と密接なる關係があると考へられたことはやがて歐 されど、如斯勞役が殆んど無意味であるといふことは、千五百五十年以來識者の認むるところとなつた。 二六年に至りではウェルテムペルグ刑務刑の受刑者を專ら公役に從事せしむることとなった。

アムステルダムでは十二面の鋸を用ゐた。

ベルの如きはアムステルダムの作業開設を波賞して我々が眼前に見る近代自由刑の發生は實に鼓にありと云つて 此無諾刑務所の作業開設の中で行刑作業上特筆すべきものはアムステルダムの作業開設であった。殊に後ヒツ

於ては懲役 求めるととによって變更せられたることは刑罰史上 強の 4 n 5 高き科學的 從つて、 神的殷 0 0 to 3 一大變革と いはねばならな たる浮 孤見院、 者に對す 0 されば、 る強制 救 7 ムカ原の 既施 12 岁作 設 20 にに共

度さへ採用された。 三葉手 Werkmeistern 無校教師及び醫師等が付け なくて能ふ限り受刑者の改善を促進するに努むるも つて強制感 詳言すれ 化し改善することであると考へられたのば、既にアムステルダムに於ては刑罰の るものをいふのだと考へられた。故に此たのであつた。懲役とは國民生活に復歸がいる。以後には國民生活に復歸なければならなくなつたのである。 6 選定せられたる受刑者がその補 無害化にすると することを妨ぐるの 處では作 助の 業經營上 に當てられ 多く 0 0 3 K のはよ

賞興金すら給與されて居った。 その他の手工業を科し、女刑務所には網 アムステルダムに於ては、 作業の 個別 化も亦之を覗 するい 綿打、 裁縫、編物等を科し更に受刑者釋放後の ふことが出來る。 男刑務 神 に於ては前述 心の木館 保 護の の他 爲めに作業

(45

(三 居) Dr. Robert v. Hippyl, Dentsche Stenfrecht Bd. I. (1925) S. 242 ff.

ステルダムの亞流を汲んだ。 七〇三年サン・ ミカエルに感化監の そして此等の刑務所 に於ける作業は特別豫防の b 於ける作業は特別豫防の意味を强固なら一七七二年にゲントに刑務所が設立せら むたが 0 " 資料たる 04

んとするの機運に再會することを得た。 Make men diligent and they will be honest なる一言は行刑作業を奥べた。稍もすれば、アムステルダム以來閑却され來つた行刑作業はハワードの主張によつて更生の域に向はイギリズにジョン・ヘワードが出でて一七七五年以來獅子吼した熱烈なる改良意見は行刑作業に重大なる影況他特數すべき作業上の功績は殘さなかつた。 は此の一言の最大なる精神であらねばならない。わたくしの常に主張する自力的改善とはそも作業によらずして 果して何に求め得るで に對する彼の著名な獅子吼であつた。 であ ハワード 換言すれば自活方法を慣習付けることは人類改善の第一位であるといふの の人本 を精励ならしめよとは仍ち自力的改善をとい

0 思 じィ Z T 2 0 抽 17 果進 制度とな つて表はれ た。 强者生存の原理

されない事質である。県進制度は即ち従来の個々獨立して感化作用を含さんとした教誨と作業とを接極統一するならない。即ち社會に於ける教育は徳育に偏せず、智育に流れずしてこそその眞價の表はるるとは何人も否定ならない。即ち社會に於ける教育は徳育に偏せず、智育に流れずしてこそその眞價の表はるるとは何人も否定及は「を俟たない。されど、その他の要素として一八二〇年に創生したオーバーン制の骨子とする定職を授け釋品のメーターであるならば県運制度は正に勤勉獎勵作業向上のメーターであらればならなくなつた。

「八二二年のオーストラリヤに於ける累進制度は正に割の骨子とする精神的改善をの一部の要素として居るこれない事質である。果進制度は正に前妻として居るこれない事質である。果進制度は正に前妻として居るこれない事質である。果進制度は正に前妻とを接極統一するとは「本人」という。 點に於て行刑作 業上の 轉機とな つたことは異論を許さない事實である。

八七六年以来のアメリカの行刑等皆然りである。、一八六七年以來のデンマークの行刑、一八七一年以來のウ累進制度の發生以來行刑制度は東西諸國を通じてその風に靡 行刑等皆然り シガルがた。 n ッーの八 行五 刑八年 年以 _ 八五八 年はる 來ノ 01 伊ル 太利 ウェ 0 1 行 0 刑行

することは 爾來此五 に累進 の制年 ば作 制 唐 の第 度のイ 作業場 業の眞償を發揮することが出來ね。第三の要素を貸して居る中間期間のアメリカの行刑等者割りており F ル 下に於ける るに行於 刑作業は んせられ に於ける自由等役と相接地するの域に達せんとするに至つたので、て以來デンマーク、イタリヤ、ウンガルン相次いで之を 採用し来 いらの観念は化して中間期間の是認となつたのである。 社合に出でんとする 特放間際に於て作業場を刑務所内に局限期間の是認は少からず行刑作業に影響を及ぼした。仍ち中間期間

命化に與 世紀に至るや一九 つて力あるものとなった。 一三年アメ ŋ カに於ける囚人自治制度の發案之に次ぐ名譽制の發生は共に行刑作業

是とする 0 島は云ふ迄もなく受刑者を自 日を見つよ」との記述に 念。道 を行って 刑利 度する 度 組織することは 8 され 結局行刑 II, 7 の最後の到 0

Part.

4

113

33

1

社

100

13:39

高

21

7 1

57 成

杨

10

山市

主題

3

華

665)

にわたくしの作業論も亦此の二大點を中心として進まなばなられてと勿論である。。風を見ることが出來るからである。從つて行刑作業の今後の研究は此の二つの問題を離れることが出來ない。 であらねばならないっ めることが出来る。 たくしの作業論も亦此の二大點を中心として進まねばなられてと勿論である。 何んとなればアムステルダムのその時以來行刑作業が高大個別化し、社會化しつ」ある そうして行刑作業に於ける過去の變轉は漸進的に此の結論に向つて突地しつ」あるととを

第二章 作業の意義

復歸を全うするの目的であらねばならねとされて居る。 目的なりとする趣旨の立法例に於ては行刑作業は教育的衞生的目的のみならず又技術的能力を養成し及び經濟的 放後に於て經濟市場の共存者となるものであるからだと說明する學者がある。刑罰は社會を防衞するを以てその Recht であり、刑法上の立場より見れば刑の感化目的を載す手段でなければなられ、而して經濟的立場より見て ると謂ふ學者がある。分割的に定義して作業とは拘禁者か人として之に付くべき道徳 上作業の意義に就ては種々なる観察が行はれて居る。之を抵括的に定義して作業とは刑 業も亦成るべく多くの收益を舉げ得る實際的價値のあるものでなくてはならぬ、何となれば拘禁者も亦聞 分割的に定義して作業とは拘禁者か人として之に付くべき道徳上の 横利 ein sittliches 嗣痛苦 Strafübel であ

(1) Kriegsmann, weftinkniskande S. 205.

(11) Krohne, Lehrbuch der Gefängniskunde S. 388 f.

二) 一九二一年イタリヤ刑法改正豫備草案第七十一條

である。 拘束狀態とに歸することが出來る。 的を達するが爲めに行刑作業は市場に於けるが如く生産的教訓的であらねばならねととが強調されて居るところ その刑制痛苦を以て作業の本質となす者と難、作業の感化目的を排斥するものではない。否字ろ作業の感化目 換言すれば作業が刑削痛苦なりとの定義は受刑者が正直であり、 精励なることを最要せらるし貼とその

と見ることが出來る。 されば、 作業の本質は刑の本質論の如何に拘はらず共に拘禁者を改化選等する方法として是認せられたるもの

我が刑法第十二條第二項か懲役の內容を單に定役の二字を以て表はしたるに拘はらず、監獄法第二十四條がそ

ことは論を俟たないところである。 なくて、久個人の適應性に從ひ、正葉の基礎を授けんとする感化目的を有するものであるとの説明的法規である明に刑法に所謂定役なるものか往時に於ける空車を曳かしめ砲丸を運搬せしめたるが如きことを意味するもので 慰課の標準として衛生、經濟及び在監者の刑期健康技能職業將來の生計等を斟酌すべきことを明定したのは、

(E) Kriegsmann, a. a. C. S. 207.

い。換言すれば作業の經費は千種窩態であることをその理想とする。 作業か上述の如くス個人の適應性に従ふ感化手段なりとせらるる以上作業賦課も亦個別化せられ ねばならな

於ては受刑者の適應性に應すること能はざる場合が少くない。此のことは一面より見れば明かに作業個別化の趣の如きも更に小分類すれば千種多樣であつて刑務作業の如く一定の場所と一定設備とに限定せられたるところに 前職中商業交通業、 されど、その理想は集團臨過を前提とする刑務所に於て 此の矛盾を採決するに非中んば行刑作業の成果は單 公務及び自由 業の如きはその職業の性質が拘禁生活そのものと相牴觸し、 は到底不可能なることに属する。 に假空に終るの恨みなしとしないのである。 農業鑛業及工

したことがあつた。さり乍ら、今日の自由労働は統計的に割一し得る程如く單純なるものではなら國民の職業調査を貸したる結果同國民の大部分が農民であるとの統計的數字より行刑の主要作 枚擧に遑がない有様である。 問題でなくてはならない 統計に示すが如く受刑者の入所前の職業は十大分類より四十一の中分類に區別せられ更に小分類すれば殆んど 甞てウンガル行刑常局は此の集團生活と作業個別化との調和は國民全外の共通作業を科するに如かずとなし**専** 此の枚舉に追なき多数の職業を行刑作業上如何に調節を企るかに付ては將來の一大 今日の自由労働は統計的に割一し得る程如く單純なるものではない。 業を農業訓練と 既に我が行

ることが川来るのは大刑務所に於てのみであるといつたハンツェルガー わたくしは皆て大刑務所 作業經營は出來る丈け多方面に作ることが必要である。 に適合する 化に反するが如く考へられる。 範圍に縮めて 制度に関する考察と題して作業の個別化は大刑務所に於て實現の可能なることを設い 作業の目的を達するのは大刑務所制度の採用と大工場の設置と けれども、 ツェルガーの言葉を考証して此の多種多様の業務を 即ち各受刑者に對して成るべく減當なる業務を授け 試みに犯人人所前の職業狀態を見れば少くともその であると提案し

图生活 と作業個別化との調節は今日の世相に於て主要作業を機械作業とし補助作業を農業手工業等とすることに 機械的知識を必 要とする工 業に從事して居 たことによりわたくしの提案は肯定せらる、答である。な 故に集

よってその目 (六) 工業は更にととする。 其他の自由業。何れに関する業、別者著述者、其他の自由業。何れに関する業、別者著述者、其他の自由業。 会験保険 的を達することが出 工業、機械署具製造業、人、官吏公吏履備、宗教に人、官吏公吏履備、宗教に根保険業、物品賃貸業、知 上性質上許する。 飲食店、浴場等其他ノ商業、交通業 動物に関する業、

(六) 工業は更に之を中分類して窓業、金屬工 品類製造業、木竹類に関する製造業、飲食料品嗜好品態造業、 學藝娛樂裝飾品製造業、瓦斯電氣及天然力利用に職 の工業。 工業、機能工業、紙工業、皮革、骨すべからざる職業である。 土木雞祭業、如版印刷製本業、

19

関党も

Langer, Der Progressive Strafoollzug (1904):

3 大正 刑政第三六卷一、二、三號母照 十三年新受刑者の職業別は農業二、二四九名水産業二八 六名鏡葉四一二名に對し工業は實に五、五八二名であるか

に應するに足る範圍内に於て業種を定め之によって受化と見ることは出來ない。作業の個別化とは要するに生活問題と終遠い職業に就かしむることは徒らに業種しは徒らに業種の多様なるを以て能事足れりとするもの人二十二種の調和 しは徒らに業種の多様なるを以て能事足れり、三十二種の業種に限定して居るのに比し造實に八十一種の多きに達し夫のイギリスが地 中日 の我が行刑作業は明 ら工業 的訓練は今日の かに作業個 我か行列作業の スが地方型 主 之によって受刑者に基本とは要点でなくてはなられりとするものではないし造かた個別化されて最初後に対しまって、無難を多岐に見たは使うに素種を多岐に見たが地方刑務所、懲役刑務にの越旨の下に經營され I ける生計の資とするに足り、而して社會の需要らしむるの弊害とそあれ之を以て真の作業個別の人は機械工、薬工、麥稈工の如く釋放後の H る職 ものと見ることが出来る。は一般的枸禁所及びボースタル版とある。作業の梅類は大正十 業教育と性 をなすことを理想とするものであ 質を向うするも ル感 けれども、 他化院を通じて僅 のであると論 わたく

したい (10) 大正十五年六月二十 五日 立てる。「ひず多県刑務所に設けられた肄工工訓練所は東京市に於ける職業精和會と仇を同 100 m

してほ るから明 に私の論語 の集鴨及 **○州朝他與安治**鄉 を以からの極地を で変換を 4.13 しめたるが加 50 有力心を問

鋑 錢

錢

記後輯編

間待や 出たも 論文と云つたものを極 書が出て來る の刑政」と云ふ感じが 硬いも 物視されるやうな日吻 端に排斥して無川 おきたいのは、研究、及 ▲また「讀者 でせらか、人情として のあるのはどんなもの ▲しかし一寸お断して 應合点がゆきますがや 新設によって、「我等 ら、忌憚なき のか、思切った のを縦ふのは一 喜びます。 を得たことな 方面から好評 紙の改訂は各 まづ のページ 本誌表 の長 1) 0 業の研究」を頂くこと づ正木先生 とすることを實行しま の綴込プリントを附録 ▲本號にはかねて計割 として出す が出来ました。なほ数 難して綴れるやうに仕 頁は追真とし雜誌から 数ついく見込ですから ▲本號は實に百十頁か 組みます 寸感を乍憚申上てお は別にパンフレット の行刑實務の講義録 りに の頁数になりました 究及論文 からそのおつ 投書を見て つもりであ の「刑務作 0) ます。 わさ話、 することにします、果 ります ますが、各地方部のう するであららか して勝利はいづれに歸 ざる限り、 ▲これはお願ひであり されば結構です。 住所氏名をお書添え下 ありませらから、 星すべき性質のも して掲載したいと思ひ るにも、身を養ふにも ▲考へるにも、 医名 い記事と寫真は 3 #: 惡口にわたら 人物の逸話、 ゴジップと 時に海湖を で結構であ 勉强す 0) 別に 00 П 表 價 定 定规文注 大大明 正正治 六 十十二 五號活字半段 の御口排御御 際注座込送注 年年七 は文はの金文 十十年一月月月 行所刑務協會電話。銀座二三四四、三八二五番東京市麹町區西日比谷町一番地東京市麹町區西日比谷町一番地東京府雙多摩郡野方町新井三三六番地東京府雙多摩郡野方町新井三三六番地東京府雙多摩郡野方町新井三三六番地 冊(稅 册(稅 輯行東京市 人衆市牛 册(稅 十十六 をす○な替金 買買買行 共 共 込區市ケ谷富久町六 御送五るなの HHH 屆附九べらC 下先番くばと 發印第 金金 金 金 金 金金 さ明刑振司 刷和例例 れ記務替法 たの協を省 = 三四五 して會利部 M 圓 叉 とと用便 司 = 從すせ局つるら取 本可 + = 0 + + 番 てこれ扱

轉とたに

LT

MMM

刑の發

達を志すも

しました

たらに毛旋するのは行

ので、

犯罪文器は休載

この頃ほど好適の時候

きはしないかと思ひま して頑迷のそしりを招

親日には東京で、全國

▲十月三十一日天長節

かつて

はあります

まい。

筆を

刑務所聯合演武大會が

~

せう。 0)

R

生

夜長のよす 物したくなるの

行電東京市 所 新

PB

無論編輯子として

(8)

THE KEI SEI

(Penal Administration)

The Journal of the Japanese Association

November 1, 1926

PRINCIPAL CONTENTS

On the Preventive Measures	Dr. S. Motoji
Crime and Cure	Dr. Karl A. Menninger
The Pioneer of Prison Reform in Japan	
Newspapers To-day	Dr. M. Ota Vice-President of the "Hochi" Daily
Retrospective View of Our Prison System	M. Kagawa Manager of the Prison Association
Work and Faith	M. Umehara Prof. of Ryukoku Col- lege
My First Impression of Sapporo Prison	S. Yukawa Inspector of the Prison Labour
On the Practical Training of Carpenters	
in Sugamo Prison	S. Kawadzu
Prison Population in Japan During the Month of June, 1926	
	the same of the sa

Published

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice Nishi Hibiya-machi Kojimachi
Tokyo, Japon